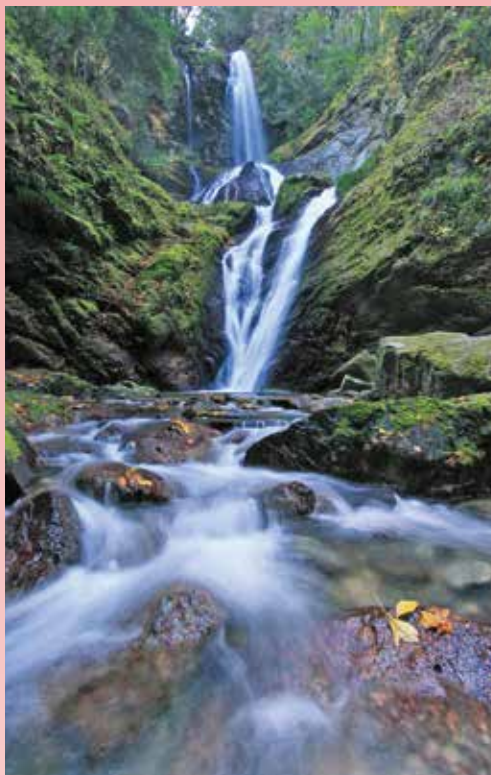


阿波の自治



2

巻頭言

『にぎやかそ、にぎやかな過疎の町 美波町をめざして』

徳島県町村会長 美波町長 影 治 信 良



5

特集1

平成の合併が市町村財政に与えた影響について —徳島県阿波市の事例からの考察—

四国大学経営情報学部経営情報学科教授 元徳島県職員 小笠原 章

10

特集2

サテライトオフィス誘致十年の取組みと 今後の展開

徳島県政策創造部地方創生局 とくしまぐらし応援課 学び・働き創造室長 岡 崎 仁 美

15

地方自治雑感

フェーズフリーのまち 鳴門を目指して

鳴門市政策監 小 泉 憲 司

18

市町村情報

研修生だより

いろいろな経験をした1年間

つるぎ町まちづくり戦略課係長 兼 本 純 治 …… 18

トピックス

松茂町 松茂町交流拠点施設整備事業 …………… 20

地方公務員法改正に係る定年引上げ等について 市町村課主事（行政担当） 津川 慎一郎 ……	22
選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について 市町村課主事（行政担当・徳島県選挙管理委員会事務局書記併任） 森 慎吾 ……	27
固定資産税制度と徳島県の現状について 市町村課主事（税政担当） 角瀬 颯汰 ……	32
新たな過疎法と過疎債について 市町村課主事（企画財政担当） 樫原 隼大 ……	36
地方債届出制度について 市町村課主事（企画財政担当） 西岡 諒 ……	39
公営企業会計の適用について 市町村課主事（企画財政担当） 岡本 千秋 ……	42
地方公共団体における基金の現状について 市町村課主事（企画財政担当） 木内 一恵 ……	46
令和元年度市町村普通会計決算統計等について 市町村課主事（企画財政担当） 岩城 正昂 ……	50
地方創生関係交付金はじめの一步 とくしまぐらし応援課主事（地方創生担当） 勝岡 慶太 ……	54
徳島県における移住交流推進事業について とくしまぐらし応援課主事（移住交流担当） 栄 礼司 ……	60
自治体DX推進とマイナンバー制度について デジタルとくしま推進課主事（DX推進担当） 宮本 聖人 ……	64
デジタル社会実現に向けた基盤整備について デジタルとくしま推進課主事（基盤整備担当） 兼松 康介 ……	68
にし阿波地域におけるワーケーションの取組について 西部総合県民局地域創生観光部主事（にし阿波振興担当） 東出 暁 ……	74

こちら編集部 …… 78



■表紙写真 神山村

- 1 雨乞の滝
- 2 小野さくら野舞台
- 3 Nik Christensen 《kagami》 2013
神山アーティスト・イン・レジデンス
- 4 上分 花の隠里
- 5 神光寺 のぼり藤
- 6 神通滝



“にぎやかな過疎の町” 美波町をめざして

徳島県町村会長
美波町長

影 治 信 良

美波町は本年三月に合併十五年を迎えました。この機会に合併後のまちづくりを振り返りながら、「にぎやかな過疎の町 美波町」をめざすに至った経緯についてお話しします。

はじめに

美波町は二〇〇六（平成十八）年三月に「旧日和佐町」と「旧由岐町」が合併し誕生しました。町内には約千二百年前に空海（弘法大師）が開創した四国霊場二十三番札所で「おやくっさん」の愛称で呼ばれる「薬王寺」があり、お接待とおもてなしの文化が息づいています。また、ア

カウミガメの産卵地で知られる「大浜海岸」や水質の良い「田井ノ浜海水浴場」があり年間八十万人がこの町を訪れます。二〇一一（平成二十一年）九月から放映されたNHK連続テレビ小説「ウェルカメ」の舞台にもなりました。

さて、合併時の美波町の最重要課題は二つありました。

一つは、老朽化した日和佐病院（三十床）と由岐病院（五十床）の今後のあり方であり、もう一つは協働のまちづくりを進める上で必要不可欠な新町としての「一体感の醸成」にあります。

そのような中で、合併翌年の二〇〇七（平成十九）年五月に高規格「日

和佐道路」の日和佐く由岐が部分供用されたことは、旧町間の移動時間が大幅に短縮されたことは勿論、人と人との交流推進ひいては町の一体感の醸成にもつながったと感じています。

また、二〇一一（平成二十三）年三月十一日に発生した東日本大震災は我が町にも大きな影響を与えました。東日本大震災後に発表された南海トラフ巨大地震の想定で、本町は徳島県内最大の津波高（二〇・八m）や全世帯の七五%が浸水区域になることなど、住民・行政が危機感を共有するという状況も生まれ、新病院（美波病院）の高台移転につながったと感じています。



2011.7.16 日和佐道路全線開通



2016.2.15 美波病院高台移転

サテライトオフィス (SO) の誘致

二〇一一年（平成二十三年）年、徳島県が「とくしま集落再生プロジェクト」の取組の一つであった全国でも有数のブロードバンド環境を活用したITベンチャー企業にサテライトオフィス誘致の呼びかけに東京のITベンチャー企業が、二〇一二年（平成二十四）年五月、本町でSOを開設しました。



あわえ外観（初音湯）

SOは新しい働き方を提唱しました。その働き方は「半X半IT」。「X」は趣味や生活といった私生活。「IT」は仕事。仕事のために好きな「X」を捨てない生き方であります。

町では当初都会の若者が地域の住民とうまくやっていけるか心配していましたが、彼ら若者の資質とお遍路さんをもてなしてきたお接待の文化、他者を受け入れるこの町の風土がうまくかみ合っただけでなく、住民も大歓迎であり非常にスムーズ



あわえ内部

ズにいらっています。本当にありがたいことです。

SO誘致で何よりも重要なことは、地域住民・町・SOが三方よしのトリプルウィンの関係を築くことができるかどうかであり、本町にSOが増えている最大の要因はこの関係がうまくいっているからではないかと考えています。現在本町のSOは二十一社になりました。

また、二〇一四年（平成二十六年）年の人口動態で、半世紀ぶりに転入者数が転出者数を上回るといって「社会増現象」が起こったことも町も住民も勇気づけられる結果になりました。

地方創生・移住創業

その頃、元総務大臣の増田寛也氏の「日本消滅論」がきっかけに地方創生が動き出しました。美波町ではすでにSO誘致に取り組んでいたこともあり、地方創生の先進地として取り上げられることもまあり、地方創生担当大臣、総務大臣をはじめ、政務官など閣僚・政府関係者にもご来町いただきました。

二〇一五年（平成二十七年）年第一期美波町総合戦略（美波ふるさと創造戦略）を策定し、人口減少による様々な課題解決に向けた取組を行いました。

その一つが地域ならではの歴史文化に改めてスポットを当て、歴史や文化を尊重しつつ、時代のニーズに応じた企業や店舗の誘致により、歴史と文化、新しさが融合したまちの形成を目指すもので、「四国八十八カ所・薬王寺前町の再生」と「明治時代に一世を風靡した人形浄瑠璃『赤松座』の復活」が地方創生徳島県版特区事業として採択されています。

また同時に、移住コーディネーターのお力添えをいただき取組を進

めてきたきた移住定住の取組の成果も徐々に現れ、この数年間に複数の飲食店やアパレルなどのお店が次々とオープンし土日祝日には行列ができるほどになり、「最近美波町にぎやかなったね」というお声もいただくようになり、こうした「にぎやかな過疎地」の姿が、映画「波乗りオフィスへようこそ」の制作にもつながりました。



2019.9.5 石田真敏総務大臣 SO 視察のため来町

美波町新まちづくり宣言 （にぎやかこそ）にぎやかこそ町民憲章制定へ

二〇一八（平成三十）年五月に過疎問題や地方へ向かう若者たちの「田園回帰」など、人口減少社会に向けた研究の第一人者として、「にぎやかな過疎」を提唱している小田切徳美明治大学教授が美波町を訪れ、「この町こそにぎやかな過疎の町だ」とおっしゃってください、このご縁

やご助言によって取組は前進していきました。

美波町では、人口減少は避けられないものの、人が集い活気があふれ、住んでよかったと実感できる持続可能なまちをめざそうということで、まちづくりのキャッチフレーズを「にぎやかこそ」にぎやかな過疎の町 美波町」と定め、二〇一八（平成三十）年十二月一日に「にぎやかな過疎宣言」を行いました。

「にぎやか」と「過疎」を掛け合わせた「にぎやかこそ」は、地元の住民も移住者も「つつちゃませ」で、楽しい



2018.12.1 にぎやかこそ宣言
左：小田切徳美明治大学教授
右：にぎやかそのロゴ製作者
（株）兵頭デザイン 兵頭将勝氏

町にしていこう！ みんなでにぎやかそう！ にぎやかにしていこう！という美波町がめざす「これから」への思いを込めた、まちづくりの合言葉なのです。

本年合併十五周年を迎えたことを機に、行政・住民が一体となって町の目指すべき将来像を具体的な言葉として表す「にぎやかこそ町民憲章」を制定することとしており、現在、意見をとりまとめているところです。

終わりに

「にぎやかさ」とは単に人数だけでなく人が起こす新しい変化なのか

もしれません。

芽生えた良い流れをさらに加速させ町全体に広げたいと思っています。日本全体の人口が減少に向かう中、厳しい現実を受け止めつつ、いつも明るい変化が起こる町「美波町」、どこかワクワクする「美波町」、んでいる人たちに活気があって一定の満足感と幸せが感じられる「美波町」をめざし前向きに挑戦的にまちづくりを進め、全国の過疎地域再生のモデルになればと考えています。

平成の合併が市町村財政に与えた影響について —徳島県阿波市の事例からの考察—

四国大学経営情報学部経営情報学科教授

元徳島県職員

小笠原

章

1. はじめに

いわゆる「平成の合併」が一九九九（平成十一年）年に始まってから二十二年が経過した。

徳島県では、二〇〇四（平成十六）年度と二〇〇五（平成十七）年度に合併が集中し、二〇〇六（平成十八）年度当初には五十の市町村が二十四になった。

この中で、四町が合併した阿波市を中心に、その財政状況の変遷を調査し、「積立金」、「地方債現在高」、「実質公債費比率」、「経常収支比率」の推移及び「類似団体比較」から、合併が市の財政に与えた影響について考察した。

なお、阿波市に着目した理由は、筆者の出身地であり、ずっと見守り応援したいということと、合併初代の市長が、亡父小笠原幸¹であったことからである。

また、この研究は令和二年十一月二十八日に開催された「日本計画行政学会第四十三回全国大会」で「研究報告」として発表させていたいたもののうち、平成三十年度決算数値を令和

元年度決算数値に置き換えるとともに、あらたに「4.類似団体比較」を加え加筆修正したものである。

¹ 小笠原幸（一九三一年（昭和六年）年～二〇一一年（平成二十三年）年。旧市場町長一九九九（平成十二年）四月三十日～二〇〇五（平成十七）年三月三十一日。阿波市長二〇〇五（平成十七）年五月八日～二〇〇九（平成二十二年）年五月七日。）

2. 先行研究

2.1 総務省の研究

合併直後の研究としては、総務省（二〇〇八）の「市町村の合併に関する研究会」による、『平成の合併』の評価・検証・分析²がある。

この中で、「合併による行財政基盤の強化」として、「財政面については、合併の時期と財政状況の悪化の時期が重なったため、合併市町村においても厳しい財政運営を強いられているが、一方で規模拡大に伴い財政基盤が強化され、特に財政力に比して大きな借入をしていた小規模な市町村においては、都市等と合併すること

などにより、合併の早い時期においても財政状況の改善が図られている。

また、合併市町村においては、内部管理等の重複部門の削減やスケールメリットといった合併の効果を活かしつつ、積極的な行政効率化の取組がなされており、今後、合併算定替の効果とあいまって、財政運営の改善がもたらされると期待できる」と評価されていた²。

² 総務省（二〇〇八）p.七

2.2 北海道大学公共政策大学院教授石井吉春 石井吉春（二〇〇六）は、次のような分析をしている。

「筆者が実際に見聞した市町村合併の事例は数例にとどまるが、それでも、中核となる自治体の首長が強いリーダーシップを発揮し、行財政基盤の強化・効率化という本来的な方向を堅持し、投資的経費を抑制するとともに、人件費の削減などにも実効を上げている例もあれば、合併前に旧市町村毎に積立金を取り崩し、やや駆け込み的な施設整備や手厚い道路補修などを行い、さらには最も高い給与水準に処遇調整し

ている例もあり、とても同じ方向を目指す合併とは考えられないほどに、取り組み姿勢の違いは大きい³⁾。

³⁾ 石井吉春（二〇〇六） p.四一、p.四六。

2. 3 日経グローバル

最近の分析では、日本経済新聞社（二〇二〇 a、b）が編集・発行している「日経グローバル」が、二〇二〇（令和二年）一月六日号と、一月二十日号で平成の合併の検証を特集している。

この中で合併市の特徴として、「職員数削減と積立金の増加」⁴⁾があげられ、一方で、「実質公債費比率」は合併しなかった市の方が改善幅の上位を占め、「合併特例債や交付税の算定替えなど財政面の恩恵を受けた市より、合併しなかった市の方がむしろ危機感を持って健全化に努めた可能性があることを示している」⁵⁾としている。

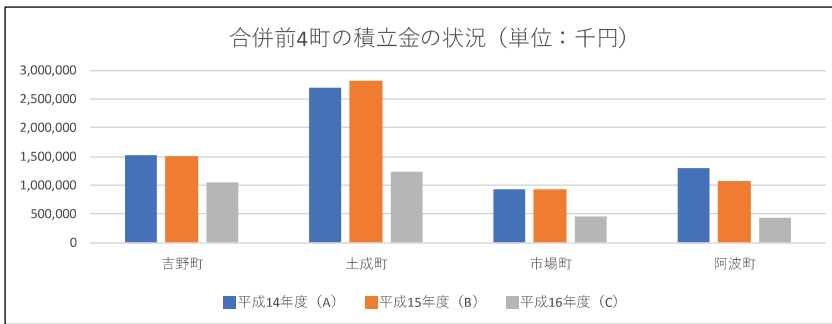
⁴⁾ 日本経済新聞社（二〇二〇b） pp.二九、三〇。

⁵⁾ 日本経済新聞社（二〇二〇b） p.三一。

図表1 合併前4町の積立金の状況

(単位：千円)

町名	平成14年度 (A)	平成15年度 (B)	平成16年度 (C)	(C) - (A)	(C) ÷ (A)	減少率の順位
吉野町	1,517,344	1,506,600	1,054,105	-463,239	0.69	4
土成町	2,701,851	2,827,308	1,244,788	-1,457,063	0.46	2
市場町	935,872	926,288	457,253	-478,619	0.49	3
阿波町	1,298,218	1,069,207	438,450	-859,768	0.34	1
合計	6,453,285	6,329,403	3,194,596	-3,258,689	0.50	

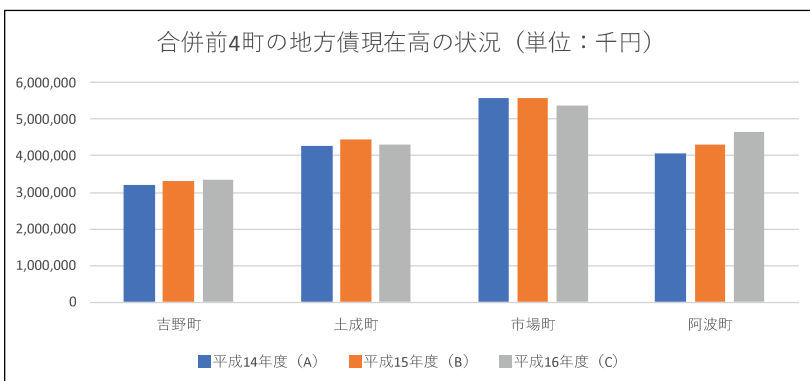


(出所) 「平成23年度市町村財政概要 No.57 平成24年12月」徳島県政策創造部地域振興総局市町村課編集・公益財団法人徳島県市町村振興協会発行より筆者作成

図表2 合併前4町の地方債現在高の状況

(単位：千円)

町名	平成14年度 (A)	平成15年度 (B)	平成16年度 (C)	(C) - (A)	(C) ÷ (A)	減少率の順位
吉野町	3,198,746	3,324,733	3,350,244	151,498	1.05	3
土成町	4,289,045	4,456,016	4,306,468	17,423	1.00	2
市場町	5,570,301	5,590,858	5,388,136	-182,165	0.97	1
阿波町	4,076,868	4,304,177	4,662,042	585,174	1.14	4
合計	17,134,960	17,675,784	17,706,890	571,930	1.03	



(出所) 「平成23年度市町村財政概要 No.57 平成24年12月」徳島県政策創造部地域振興総局市町村課編集・公益財団法人徳島県市町村振興協会発行より筆者作成

3. 徳島県阿波市の状況

3. 1 合併直前の旧四町の財政状況

阿波市は、二〇〇五（平成十七）年四月一日、旧吉野町、旧土成町、旧市場町及び旧阿波町が合併し誕生した。旧四町の積立金の推移は図表1、地方債現在高の推移は図表2の通り。積立金は、旧土成町が二年間で約十五億円減

少し、減少額ではいちばん大きく、減少率では旧阿波町がいちばん大きい。

徳島県市町村課（二〇〇五、二〇〇六）編集・

徳島県市町村振興協会発行の「徳島県市町村要覧」の二〇〇四（平成十六）年度版及び二〇〇五（平成十七）年度版を見ると、旧土成町は二〇〇三（平成十五）年度に「幼保統合施設整備事業」（約六億円）、二〇〇四（平成十六）年度には、「一般廃棄物処理施設周辺対策事業」（約

七億円)を実施、旧阿波町は「阿波中学校体育館改築事業」に二力年で約八億円を投資している。一方、地方債現在高では、旧市場町が唯一減少している。

⁶ 徳島県市町村課(二〇〇五) p.六三、p.六七、徳島県市町村課(二〇〇六) p.一三。

3. 2 合併後の積立金の推移

合併後の積立金の推移は図表3の通り。

阿波市は合併後、着実に積立金を増やし、合併前の二〇〇四(平成十六)年度との対比では二〇一九(令和元)年度に約四・三倍にまで増やしている。市町村合計や近隣で三町一村が合併した吉野川市や美馬市と比べても大幅な増加(改善)となっている。

3. 3 地方債現在高

地方債現在高の推移は図表4の通り。三市とも、地方債現在高は二〇〇四(平成十六)年度に比べ増加している。但し合併団体に認められた財政優遇措置であり、元利償還金の七割が交付税措置される合併特例債の、現在高の七割分を除いた地方債現在高は大幅に減少(改善)している。

3. 4 実質公債費比率⁷

実質公債費比率の推移は図表5の通り。阿波市の実質公債費比率は大幅に低下(改善)している。

また、二〇〇八(平成二十)年度(小笠原幸市長の最終年度)の低下(改善)幅が、他市や

図表3 阿波市等の積立金の推移

(単位：千円)

	平成16年度	平成20年度	20÷16	平成24年度	平成28年度	令和元年度	元÷16
阿波市	3,194,596	5,123,439	1.60	10,385,573	13,839,677	13,616,804	4.26
吉野川市	4,241,222	5,452,625	1.29	9,363,755	11,994,259	10,082,434	2.38
美馬市	2,039,133	3,268,301	1.60	7,136,897	8,965,567	7,912,095	3.88
市町村合計	77,791,782	95,587,616	1.23	150,983,932	174,742,781	165,474,838	2.13

(出所) 「平成23年度市町村財政概要No.57平成24年12月」及び「令和元年度市町村財政概要No.65令和3年2月」徳島県市町村課編集・公益財団法人徳島県市町村振興協会発行より筆者作成

(注) 平成16年度の阿波市の積立金は合併前4町の合計である

図表4 阿波市等の地方債現在高の推移

(単位：千円)

	平成16年度	平成20年度	20÷16	平成24年度	平成28年度	令和元年度(A)	元÷16	(A)の内合併特例債(B)	((A)-(B)×0.7)(C)	(C)÷16
阿波市	17,706,890	19,315,268	1.09	20,068,373	22,841,484	21,187,819	1.20	9,917,019	14,245,906	0.80
吉野川市	22,139,616	21,303,918	0.96	24,275,932	22,521,620	26,588,567	1.20	15,309,117	15,872,185	0.72
美馬市	25,440,108	25,239,133	0.99	25,359,322	28,847,220	29,443,158	1.16	11,876,712	21,129,460	0.83
市町村合計	414,550,444	382,477,753	0.92	370,695,463	378,099,522	386,772,110	0.93	84,082,845	327,914,119	0.79

(出所) 「平成23年度市町村財政概要No.57平成24年12月」及び「令和元年度市町村財政概要No.65令和3年2月」徳島県市町村課編集・公益財団法人徳島県市町村振興協会発行より筆者作成

(注) 平成16年度の阿波市の地方債現在高は合併前4町の合計である

図表5 阿波市等の実質公債費比率の推移

(単位：%)

	平成17年度	平成20年度	20-17	平成24年度	平成28年度	令和元年度	元-17
阿波市	13.3	11.7	-1.6	8.5	6.2	8.3	-5.0
吉野川市	14.2	15.0	0.8	12.5	9.7	10.0	-4.2
美馬市	16.6	16.8	0.2	9.6	9.2	10.3	-6.3
市町村単純平均	14.5	13.7	-0.8	9.3	6.3	6.3	-8.2

(出所) 「平成23年度市町村財政概要No.57平成24年12月」及び「令和元年度市町村財政概要No.65令和3年2月」徳島県市町村課編集・公益財団法人徳島県市町村振興協会発行より筆者作成

市町村単純平均と比べ大きい。

⁷ 実質公債費比率とは、「地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の財政規模（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率。なお、実質公債費比率が一八％以上の地方公共団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。①早期健全化基準：二五・〇％、②財政再生基準三五・〇％」（徳島県市町村課（二〇二二）「凡例」）

3. 5 経常収支比率。

経常収支比率の推移は図表6の通り。阿波市は経常収支比率も着実に低下（改善）している。

これもまた、二〇〇八（平成二十）年度の低下（改善）幅が、他市や市町村平均と比べ大きい。経常収支比率とは、「財政構造の弾力性を測定する比率として用いられる指標で、経常収支比率が低いほど新たな行政需要に弾力的に対応できることとなる」（徳島県市町村課（二〇二二）「凡例」）

4. 類似団体比較

最後に、人口及び産業構造が類似している他の市町との比較である「類似団体比較」で分析した。

合併前の四町は、類似団体との単純平均比較で、経常収支比率で九・四ポイント、実質公債費比率（この時点では起債制限比率。）で〇・四ポイント高く、人口一人あたり地方債現在高は一六三、〇一三円低いものの、積立金現在高は三五、四八六円低くなっている。つまり四つ

の指標のうち三つの指標で類似団体より悪い状況である。

令和元年度の阿波市は、類似団体と比較して、経常収支比率が〇・五ポイント高いが、実質公債費比率は〇・二ポイント低く、人口一人あたり積立金現在高は七〇、七〇八円多く、地方債現在高は一九、〇八五円少なくなっており、経常収支比率を除く三つの指標で類似団体より良い数値であり、経常収支比率も合併前の四町の単純平均と比較し六・三ポイント改善している。

⁹ 起債制限比率とは、「標準的な財政規模に対する公債費の占める割合の過去三年度間の平均を言います。公債費に充てられる特定財源や、地方交付税により措置のある財源等を除いて計算します。平成十七年度以前は、この比率が二〇％以上になると、一般単独事業債の許可が制限されました」（大阪府ホームページ）

5. おわりに

平成の合併から十六年が経過した阿波市は、積立金の大幅増加（改善）、元利償還金の七割が交付税措置される合併特例債現在高の七割分を除く地方債現在高の大幅減少（改善）、実質公債費比率及び経常収支比率の大幅低下（改善）と、その財政状況は大きく改善したといえる。

また、類似団体比較で分析しても、財政状況

図表6 阿波市等の経常収支比率の推移

(単位：％)

	平成16年度	平成20年度	20-16	平成24年度	平成28年度	令和元年度	元-16
阿波市	99.2	85.7	-13.5	81.9	88.2	92.9	-6.3
吉野川市	94.0	91.5	-2.5	89.0	91.5	94.6	0.6
美馬市	98.0	91.9	-6.1	86.9	90.4	93.1	-4.9
市町村単純平均	94.2	88.9	-5.3	84.4	87.0	90.9	-3.3

(出所) 「平成23年度市町村財政概要No.57平成24年12月」及び「令和元年度市町村財政概要No.65令和3年2月」徳島県市町村課編集・公益財団法人徳島県市町村振興協会発行より筆者作成
(注) 平成16年度の阿波市の経常収支比率は合併前4町の合計である

図表7 類似団体との比較

	平成16年度			令和元年度		
	合併前4町単純平均(A)	類似団体単純平均(B)	(A)-(B)	阿波市(C)	類似団体(D)	(C)-(D)
経常収支比率(％)	99.2	89.8	9.4	92.9	92.4	0.5
実質公債費比率(％)	10.0	9.6	0.4	8.3	8.5	-0.2
積立金現在高(人口一人あたり：円)	83,751	119,237	-35,486	366,792	296,084	70,708
地方債現在高(人口一人あたり：円)	418,183	581,196	-163,013	570,731	589,816	-19,085

(出所) 「類似団体別市町村財政指数表(平成16年度版)」地方財政調査研究会編集・財団法人地方財務協会発行及び「令和元年度財政状況類似団体比較カード」総務省ホームページより筆者作成

は大幅に改善しているといえる。その要因のひとつに、先行研究の石井吉春の言う「自治体の首長の強いリーダーシップ」¹⁰

が考えられるのかもしれない。

初代阿波市長小笠原幸は、財団法人全国市長会館発行の「市政」二〇〇七（平成十九）年八月号で次のように述べている。

「合併後三年目を迎え、行財政改革大綱に基づく集中改革プランにより、事務事業の見直しを行い、行財政の健全化と充実した行政サービスの向上を目指すとともに、行財政改革を進めています」¹¹。

そして、結びには、「旧町間の事務事業を統一し、市政の公平化を図る合併調整もようやく一段落するなど、これからが阿波市としてのまちづくりの本番です。行財政改革を進め、効率的で持続可能な行財政の確立を図りながら、合併してよかったといえるまちづくりのため、市民と行政が一体となり、地方分権の時代にふさわしい個性的で自立した阿波市をつくり上げていかなければならないと思っております」¹²と合併三年目の率直な感想と決意を述べている。

この姿勢の、端的な成果は、図表5の実質公債費比率及び図表6の経常収支比率の平成二十年度（小笠原市長の任期の最終年度）の大幅な改善ではないだろうか。小笠原幸は一期で二〇〇九（平成二十一年）年五月七日の任期満了をもって引退した。

その後小笠原市長の時の副市長であった野崎國勝氏（元徳島県職員）が二期（二〇〇九（平成二十一年）年五月八日～二〇一七（平成二十九年）年五月七日）、野崎市長の時の副市長であった藤井正助氏（元阿波市職員）が一期及び二期目（二〇一七（平成二十九年）年五月八日～の

市長を務め、それぞれ、市役所の職員の皆様と共に、阿波市財政の健全経営を続けていた。その結果はここまで分析した通りである。

平成の合併により、着実に財政健全化を進めている徳島県阿波市の、今後ますますの「ご発展・ご繁栄を心よりご祈念申し上げ、拙稿を閉じさせていただきます」。

- ¹⁰ 石井吉春（二〇〇六） p. 四一。
¹¹ 小笠原幸（二〇〇七） p. 一九九。
¹² 小笠原幸（二〇〇七） p. 一一二。

（参考文献）

- 石井吉春（二〇〇六）「二〇〇四年度決算にみる市町村合併の地方財政への影響（その二）」『月刊 地方財務』二〇〇六年十二月号 No. 第六三〇号』ぎょうせい pp. 三四・四五。
 大阪府「起債制限比率」（二〇二一年九月一日最終閲覧）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/zaisei/joukyou/kisai.html>
 小笠原幸（二〇〇六）「巻頭言 元氣な阿波市を目指して 阿波市長 小笠原幸」『阿波の自治』Vol. 六八 二〇〇六 春 平成十八年五月発行』財団法人 徳島県市町村振興協会 pp. 四・五。
 小笠原幸（二〇〇七）「わが市をかたる 阿波市（徳島県） 阿波市長小笠原幸 あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」『市政』二〇〇七・八 Vol. 五六』財団法人全国市長会館 pp. 一〇九・一一二。
 総務省「市町村の合併に関する研究会」（二〇〇八）『平成の合併』の評価・検証・分析
 平成二十年六月」（二〇二〇年九月十九日最終閲覧）
https://www.soumu.go.jp/gapo/pdf/080616_1_2.pdf
 総務省（二〇二一）「令和元年度市町村類似団体比較力ード ■徳島県」（二〇二一年九月一日最終閲覧）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000740417.pdf
 地方財政調査研究会（二〇〇六）「類似団体別市町村財政指数表（平成十六年度版）」財団法人地方財務協会
 徳島県市町村課（二〇〇五）「平成十六年度 徳島県市町村要覧 No. 二二 平成十七年一月」財団法人 徳島県市町村振興協会
 徳島県市町村課（二〇〇六）「平成十七年度 徳島県市町村要覧 No. 二三 平成十八年二月」財団法人 徳島県市町村振興協会
 徳島県市町村課（二〇一一）「平成二十三年度 市町村財政概要 No. 五七 平成二十四年十二月」公益財団法人 徳島県市町村振興協会
 徳島県市町村課（二〇二一）「令和元年度 市町村財政概要 No. 六五 令和三年二月」公益財団法人 徳島県市町村振興協会
 日本経済新聞社（二〇二〇a）「特集 検証！平成の大合併 全国首長調査 存続への危機感が背中押す」『日経グローカル』2020.1/6 No. 三七九』pp. 六・三九。
 日本経済新聞社（二〇二〇b）「第二特集 ポスト平成の大合併、Aに期待 全国首長調査 『圏域』構想、七割が賛否留保」『日経グローカル』2020.1/20 No. 三八〇』pp. 二四・三一。

サテライトオフィス誘致10年の取組みと今後の展開

徳島県政策創造部地方創生局
とくしまぐらし応援課 学び・働き創造室長 岡崎 仁美

1 現状

徳島県は、東日本大震災を契機として、リスク分散を求める大都市部の企業の需要に応えるため、豊かな自然環境と、全国屈指の光ブロードバンド環境、古民家などの遊休施設の強みを活かした「サテライトオフィス（以下「SO」という）誘致」を平成二十四年より展開して参りました。

国（総務省）においても、平成三十年末から「SOの開設状況調査」を統計数値にするなど、「地方版SO」の誘致に力を入れており、本県は、初回調査では北海道と並び一位、続く二回目、三回目（今回）は、北海道に続く二位（七十七社）の開設数となっており、「サテライトオフィス発祥の地」として、全国をリードしています。

【注釈】
・総務省においては、SOは「オフィスの管理主体や活用形態を問わず）都市部の企業

等が本拠から離れたところに設置する遠隔勤務のためのオフィスの総称」と定義。
・総務省調査では、地方公共団体が誘致・あるいは関与したものを対象としており、全ての企業のSOの開設状況の実態を示すものではない。

2 取組み状況

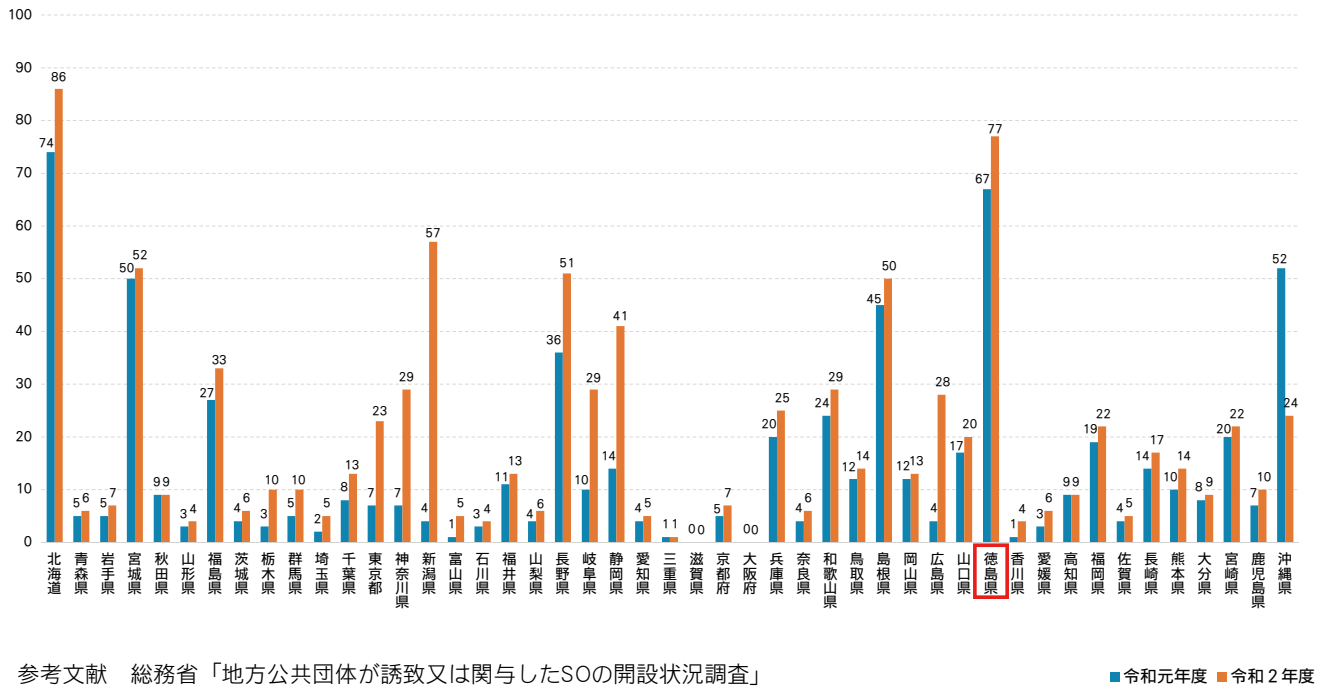
長引くコロナ禍を受け、特に大都市部においては、テレワークの普及などにより、時間や場所に縛られない「ワークスタイルの転換」が加速しており、国においても、地方でのSOの開設やテレワークを活用した地方への新たな人の流れを加速させ、地方分権型の活力ある地域社会の実現を図るため、「地方創生テレワーク交付金（令和二年度第三次補正）」を創設した結果、令和二年度末では「九一六社」（前年度比十二六二社）となるなど、全国的にSO開設数が増加しています。

県内でも四市町（吉野川市・美馬市・神山町・東みよし町）が、当交付金の採択を受け、交流施設・拠点の空きスペースをSO入居や coworkingスペースとして活用するための改修・機能拡充を進めています。

SO開設数の上位県の多くが、中心部に半数以上が集積しているのに比べ、県内では、各圏域それぞれの特色を活かしたSO誘致が進んでおり、「十七市町村（令和二年度末）」への展開は、全国最多であるとともに、多くが「過疎地域」への進出となっているのが大きな特徴です。なぜ、徳島で、過疎地域を中心として、これだけ開設されているのか、令和二年度末の開設企業に対してアンケートを実施した結果、「徳島へのオフィス設置の決め手」についての項目では、

・「県・市町村担当者の熱意（十社）」
・「徳島県にゆかりがある（十社）」が最も多く、次いで、「進出先の自然環境（七社）」となっています。
その他には、
・「先にSOを設置していた企業から紹介があり、安心できた」

都道府県別サテライトオフィス開設数



・「地方での活動を広報することで、企業ブランドの向上や人材確保に繋がる」

・「地方へのSO設置を企業価値を伝えるランドマークとしている」

などの声も聞かれたところです。

SO進出地区では、「祭り」などの地域行事の担い手として活躍したり、地域の方が最先端の仕事に触れるため、ICT等を学ぶ出前授業等を行うなど、企業や社員が地域に溶け込んでいます。

また、地域の自然環境を守るため、杉の間伐材や杉オイルを活用した商品開発や、進出企業と行政等が連携した、自然の中での「4K・VR映画祭」の開催など、全国モデルとなる地域活性化の好事例が数多く生まれています。

さらに、東京一極集中是正のための省庁移転においては、消費者教育の先進地である本県を実証の場として、平成二十八年に消費者庁が神山町で業務試験を行ったことを契機に、県庁内に消費者庁の政策立案拠点「順次整備され、明治開闢以来、初の「国の本庁機能移転」となる「消費者庁新未来創造戦略本部」の恒常的設置に結びつくなど、地方創生にも大きく寄与しています。

3 各圏域の状況

次に、それぞれの圏域における特徴的な取組みを紹介します。

【東部圏域：神山町（R二年度末：十五社）】

「神山町」における民間発祥の地方創生の取組みは、全国的にも「神山モデル」として有名になるとともに、中心人物である大南氏の発信し続ける「Think Globally, Act Locally」「出来ない理由より、出来る方法を」「創造的過疎」などの言葉は、大きな影響を与えています。

SO誘致以前より、国際交流やアーティスト・イン・レジデンス（KARR）事業により多様な人々が行き来しており、空家改修プロジェクトやワーク・イン・レジデンス、「神山塾」等の独特の取組みにより、クリエイティブな人材

の移住や起業、IT関連企業の集積につながる
とともに、集積した人や企業が次の企業を呼ぶ
という連鎖の好循環が生まれています。

【南部圏域：美波町（R2年度末：二十社）】

「美波町」への集積では、「半×半IT」と銘
打った、趣味と仕事を両立させた新しい働き方
が発信されており、地元出身のSO開設企業社
長と美波町担当職員がタイアップしたSO誘致
&プロモーション活動は、「波乗りオフィスへ
ようこそ」として映画化されました。

南部圏域での中心的SO企業は、美波町での
地域活性化ノウハウをパッケージ化した全国展
開や、林業分野での持続的取組みなど、幅広く
活動されています。

また、SO企業社員の子どもが地方と都市の
学校を住民票を移さずに行き来できる、画期的
な「デュアルスクール（区域外就学支援制度）」
もよく活用されており、先進的な制度として全
国知事会の「先進政策大賞」も受賞したところ
です。

【西部圏域：美馬市・三好市（R2年度末：十 六社）】

西部圏域（以下、「にし阿波地域」という。）
では、インバウンドを対象にした観光事業と連
携し、コロナ以前の平成二十九年六月以降、ド

県内のサテライトオフィス分布図（R2年度末）



イツ、カナダ、台湾など三十二社の海外企業が「ワーケーション（ワークバケーション）」を実施するなど、時代を先取りした誘致活動が展開されています。

にし阿波地域でのSO集積では、県・市町の担当者の連携による取組みが特徴で、平成二十八年度の総務省モデル事業への採択を契機に、広域連携により、都市部企業の「お試し勤務」に対し、豊かな自然環境を最大限に活かした多様な選択肢（立地環境やオフィス設置形態）を提示した結果、実質半年という短期間で「六十五社」のお試し勤務を受け入れ、うち「五社」のSO企業の進出、「十二人」の地元雇用を創出しています。

その当時のノウハウや成功体験が引き継がれるとともに、先行進出したSO企業が地域における重要なプレイヤーとして、コワーキングスペースやカフェなどを整備する「チャレンジ・プロジェクト」が展開されるなど、地域おこしに大きく貢献しています。

また、にし阿波地域では、「自治体独自のSO認定制度」を設け、進出企業と地元企業との「Win-Win」な関係を重視しており、他地域に比べ、地元雇用を含む常駐型でのSOの割合が高くなっていることが特徴として挙げられます。

このように、徳島のSO誘致プロジェクトで

は、県下全域で、それぞれの圏域・地域の状況に応じた展開をみせています。

4 まとめ

約十年間で七十七社集積するまでには、様々なドラマがあるとともに、とくしまぐらし応援課では、日々、アクティブな動きが見られます。

課内では、いろいろな企業や、移住者の名前が飛び交っており、電話で市町村のSO担当者の皆様を叱咤激励しつつ、ベテラン担当者や各圏域のSOコンシェルジュに紹介している人、オンラインセミナーで徳島のワーケーションを紹介している人、また、SO企業や行政の取組みを毎日のようにSNS発信する人など、目まぐるしく躍動しています。

SO企業の開設には多くの方が関わっており、一人ひとりの熱い思いがベースとなって、企業や人の誘致、徳島への定着につながっているのを肌で感じます。

SO誘致は、地方への関係人口・交流人口を生み出す「地域活性化」の有効策と言われていますが、進出後、いかにして定着していただくか、また、いかに地域にポジティブな効果が生み出されるかが重要です。

徳島ならではの「身近な距離感」や「地域密着型でのおもてなし」が、都市部の企業にとっ

て定着の決め手になっていると考えています。

今年度は、企業の本社移転の動きや若者を中心とした「地方回帰」志向の高まりを受け、まずは「徳島を知っていただく」ことをメインテーマとして、ワーケーションや移住施策等と連携し、SO企業誘致との相乗効果を図るため、オンラインを駆使した情報発信に注力しています。また、SO誘致プロジェクト「十周年企画」として、県内外での進出企業によるパネルディスカッションや市町村と連携したマッチングイベントを開催します。

これらの取組みは、随時、「サテライトオフィスプロモーションサイト」や「住んでみんなで徳島で！」のホームページ上やSNSでも配信しますので、是非ご覧ください。

アフターコロナを見据え、地方回帰の流れを、しっかりと徳島に呼び込み、さらなる地域の活性化を図るためには、関係者がしっかりと連携して取り組むことが不可欠であり、県としましても、これまでの諸先輩方々の熱意に負けないよう、精一杯取り組んで参りますので、引き続き、ご理解・ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

サテライトオフィスの情報はこちらから

徳島サテライトオフィスプロモーションサイト
<https://www.tokushima-workingstyles.com/>



★徳島県ホームページ 『サテライトオフィス誘致パンフレットの制作について』 から、以下のパンフレットのダウンロードが可能です。
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kurashi/chihososei/5053142/>



<左> 『徳島サテライトオフィスまるわかり BOOK』
 徳島県の魅力やサテライトオフィス開設のメリットなどまるごと分かる「全県版のパンフレット」です。
 県内3圏域のサテライトオフィスコンシェルジュも紹介しています。

<右> 『徳島サテライトオフィス WORK&LIFE 東部編』
 サテライトオフィス先進地神山町をはじめとする徳島県東部圏域版のパンフレットです。企業インタビュー、コワーキングスペースの情報を豊富に掲載しています。

住んでみんで 徳島で！
<https://tokushima-iju.jp/>



最新情報はここ!
 徳島サテライトオフィス
 Facebookページ

徳島のサテライトオフィスに関係した最新情報を随時発信中です! ご興味のある方はぜひ、フォローしてください。



動画でまるわかり!
 徳島サテライトオフィス
 Interview

サテライトオフィスを開設した経営者や実際にサテライトオフィスで働く方の生の声が聞けるインタビュー。サテライトオフィスの現場をぜひご覧ください!

サテライトオフィス & YOU



フェーズフリーのまち

鳴門を目指して

鳴門市政策監 小泉 憲司

1 はじめに

平成三十年三月末に三十八年間勤務した徳島県を「卒業」（定年退職）し、二年間の公益財団法人とくしま未来健康づくり機構（徳島県総合健診センター）勤務を経て、令和二年度から鳴門市で再び行政に携わっています。

県職員時代、健診センター勤務時代にお世話になったすべての方に、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。今後は、生まれ育った鳴門市に少しでも恩返しができるよう精一杯頑張る所存でございますので、引き続きご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

さて、鳴門市では、平成二十九年度策定の「鳴門市地域防災計画」の中に、全国に先駆けてフェーズフリーの考え方を取り入れて以降、さまざまな部署でフェーズフリーの取組みを進めています。「フェーズフリー」とは、「いつも」利用しているモノやサービスを「もしも」のときに役立てるこ

とができるという考え方です。今回は鳴門市におけるフェーズフリーの取組みを紹介させていただきます。本稿がフェーズフリーに興味を持ってもらうきっかけになれば幸いです。

2 教育委員会×フェーズフリー

鳴門市教育委員会では、教員がフェーズフリーの考え方を理解し、毎日の学校生活に防災のエッセンスを取り入れることで、学校教育を子どもにとって、より「身近なもの」「生活に即したもの」として学力向上に役立てるとともに、防災対応力の向上を目指しています。

例えば「算数」の授業では、津波の速さや到達までの時間などを問題に盛り込みます。津波は陸上を時速三六km、五〇mを五秒で進みます。自分の五〇m走の速さと比較して、全速力で走っても追いつかれることが具体的にイメージでき、「速さ」の概念を自分の感覚をもって理解することが

できます。

算数以外の授業や学校生活においてもフェーズフリーの考え方を

取り入れています。

また、これらの

実践事例やアイデ

アを紹介した「い

つももしも」が

つながる学校の

フェーズフリー

という冊子を作成

し、教育現場や教

職員の研修などで

活用しています。

この取組みが評価され、九月十一日に開催されました「第一回フェーズフリーアワード2021」で、コンテスト最上位となる「事業部門ゴールド」を受賞いたしました。

3 UZUPPA×フェーズフリー

「UZUPPA」は、ボートレース鳴門の敷地内に建設された新しいスポーツ・文化・コミュニティを提案する複合施設です。スケートパーク、バスケットコート、サイクルステーションのほか、二〇二〇年二月にはボルダリング施設やキッズス



【別表1】UZUPAにおけるフェーズフリーの主な機能

機能	平常時の役割	非常時の役割
<UZUHALL> ①内壁塗装色の色分け	ウズホールの外壁と合わせた紺色のデザイン内装	紺色と白色の境目が、同所の津波浸水想定基準水位を表示
<UZUHALL> ②蓄電池による 携帯電話等の充電	ウズホール利用者が携帯電話の充電に使用	蓄電池を経由しており、災害による停電時でも携帯電話を充電し、災害情報等の取得が可能
<UZUHALL> ③キッズコーナー	子どもの軽度な運動に使用	分割できるため簡易マットや椅子として利用
<サイクルステーション> ④大きい庇	外遊び時等の熱中症対策や建物内に直射日光を入れないことによるエコ対応	救護物資の配給スペースとして利用
<サイクルステーション> ⑤シャワー	UZUPA利用者が使用	自宅のお風呂が使用できない人や避難所での生活者に無料開放

ペースを併設した「UZUHALL」をオープンいたしました。日常の楽しさに加え、日頃からフェーズフリーを身近に感じてもらえるよう工夫を凝らし、防災意識の向上を促すとともに、災害発生時には防災機能を持った施設になっています。こちらの施設も、「第一回フェーズフリーアワード2021」の事業部門で入選いたしました。UZUPAにおけるフェーズフリーの主な機能については、別表1をご覧ください。

現在の本庁舎は、築五十八年が経過し、狭隘化や庁舎施設の分散、防災拠点機能の不足、施設・設備の老朽化、バリアフリー化への対応など、さまざまな課題を抱えています。また、今後三十年以内の発生確率が最大八〇%とされる南海トラフ巨大地震の対策推進地域にあります。耐震性能

4 新庁舎×フェーズフリー



UZUHALL



UZUPA

新庁舎イメージ図

【別表2】新庁舎におけるフェーズフリーの主な機能

機能	平常時の役割	非常時の役割
デジタルサイネージ、庁内放送設備等の整備	・市政情報等の発信 ・職員への組織的な情報伝達	来庁者に対し、文字や音声で防災情報を発信
市民利用が特に多い窓口部門を置く1階の天井高さを高く設定	・来庁者に圧迫感を与えない開放的で見通しの良い空間を実現	火災時の煙降下時間が長くなり、安全な避難時間を確保
設備機器や配管等の配置箇所にメンテナンスしやすい開口部を確保	・メンテナンスしやすい仕様 ・イニシャルコストの低減	損傷具合が把握しやすく、必要な対応策の検討・修繕が容易
2つの大きな会議室、多目的スペースを連続して配置	・屋内イベントや選挙の投開票事務など、大規模な催し等も開催が可能	災害時の指定緊急避難場所として、市民や近隣住民等の受入れが可能
1か所に集約した大きな来庁者駐車場の整備	・来庁者が迷わない、利用しやすい駐車場の実現	復旧・復興時の受援基地として利用



も著しく不足していません。こうしたことから、防災・災害対策機能の強化を図るとともに、各種課題を解決するために新庁舎を建設することといたしました。

新庁舎の建設に当たっては、「市民の安全安心をまもり、絆をはぐくむ鳴門らしい庁舎」という基本理念のもと、具体的

な方向性を示す五つの基本方針を定め、整備を進めています。その基本方針二「防災拠点にふさわしい、安全安心な庁舎」の一つに「災害時と平時という垣根を取り除いた、フェーズフリーの観点を」を取り入れています。

新庁舎におけるフェーズフリーの主な機能については、別表2をご覧ください。

5 道の駅「くるくる なると」 ×フェーズフリー

鳴門市は、四国のゲートウェイとしての優位な立地条件と高い認知度があり、渦潮を始め四国十八箇所霊場の第一番札所・第二番札所や大塚国際美術館など数多くの観光資源に恵まれています。また、「なると金時」、「鳴門鯛」、「鳴門わかめ」、「大谷焼」など全国的にも名の知れたブランド力の高い地場産品にも恵まれています。

一方で、人口減少が進行し、経済規模や雇用が縮小している中で、地域間競争が激化しており、全国有数の農水産物や特徴豊かな加工品、自然・歴史、文化等の魅力的な資源を発信し、「観光客」にも「地域住民」にも親しまれ、地域の元気の核となる交流拠点施設の整備が求められています。

こうしたことから、鳴門市では、本市の強みである「食」・「おもてなしの心」・「交流」をキーワードとした「地域振興」と「観光振興」の拠点となる道の駅「くるくる なると」の整備を進めています。

道の駅イメージ図



フェーズフリーの主な機能については、別表3をご覧ください。

【別表3】道の駅「くるくる なると」におけるフェーズフリーの主な機能

機能	平常時の役割	非常時の役割
施設前面をガラス張り	・ランニングコストの低減 ・快適性と開放感の向上	雨雲等の気象状況の早期察知が可能
施設屋上における芝生広場、見晴らしデッキ、ジップライン	・憩いの場や交流機能 ・アクティビティ機能の付与による集客コンテンツ	災害（津波）時の緊急避難場所として活用
脱着が容易な天井材・点検口	・メンテナンスしやすい仕様 ・イニシャルコストの低減	設備の損傷具合の状況把握を通じた被害の「見える化」
・人工芝を敷き詰めたスロープ ・渦潮をモチーフにした滑り台	・子どもの遊び場（そり遊びなど） ・遊具	来場者の避難動線・救援時の車両動線として活用
バックヤード・倉庫	商品の保管場所	避難者への食料供給

この道の駅「くるくる なると」についても、「UZUPA」や「新庁舎建設」と同様、計画段階からフェーズフリーの視点を取り入れ、整備・運営に当たっています。

6 むすびに

今回は、鳴門市におけるフェーズフリーの一端を紹介させていただきました。

私たちの身近にもいるんなフェーズフリーがあります。例えば、

- ・PHV車…平時は燃費が良く、エコにも家計にもハッピー。通勤にも使えて、休日は家族で快適ドライブ。停電時には家の電源に早変わり。ガソリンが補給できなくても残り分である程度の走行距離をキープ。
- ・ポンチョ…平時は雨の日に自転車に乗る時や荷物が多い時には動きやすくファッショナブルなポンチョを活用。災害時には風雨を防ぐだけでなく、屋外でポンチョの中で着替えや用を足すなどできて便利。
- ・ランドセル…使いやすさを追求した学生の力パン。容積が大きく、軽くてとても頑丈。軽量&大容量なので、水に浮くことが可能で浸水時には浮き輪代わりに。

「もしも」の時を心地よくするだけでなく、「いつも」の生活のクオリティも向上させるのがフェーズフリーの考え方です。日常時も非常時も役に立つということはつまり、私たちの生活のあらゆるシーンが快適になるということです。

皆さんも身の回りのフェーズフリーを考えてみませんか。



全国過疎問題シンポジウム2019 in あおもり
10月31日の交流会のマグ口の解体ショー

いろいろな経験を した1年間

兼本 純 治

つるぎ町まちづくり戦略課係長

はじめに

研修生として徳島県西部総合県民局美馬庁舎地域創生部にし阿波振興担当でお世話になったのは、平成三十一年度のことでした。

私は、西部総合県民局にし阿波振興担当で行財政運営支援、過疎対策、交流移住促進を主な業務として取り組むことができました。その他にも、産業振興、特産品振興、PR動画なども参加し、いろいろな経験させていただきました。

県民局での思い出

四月十六日に「平成三十一年度地方債事務講習会」に参加するために、岡山県庁に出張いたしました。その際

にJR池田駅からJR岡山駅まで行き、その後、路線バスで岡山県庁へ行くはずでしたが、路線バス乗り場を聞いて向かったところ、その直前に路線バスが出発したばかりだったので、時間もあつたので岡山県庁まで徒歩で行きました。結構距離があつたので、大分疲れました。会場の受付で、車で来られましたかと聞かれたので、車で来ましたと答えたら、受付の人にクスツと笑われ、汽車ですかと聞き直されました。徳島は電車が走っていないことを受付していた人は知らないと思えました。肝心の地方債事務講習会は、町でも財政などの経験は一度もなかったもので、内容はほとんど理解出来ませんでした。その後、四月末に市町村課の地方債事務取扱説明会を受けて、すごく不安を感じながら五月上旬に一部事務組合、上下水道事業、二市二町の市町村の地方債一次ヒアリングを実施しました。私の担当は、主に二市二町の過疎債や水道事業債などを担当しました。特に、過疎債のソフト事業などは各二市二町の特徴のある事業があり、他市町の実施している事業は非常に参考になりました。五月下旬には、徳島財務事務所に行き、起債ごとの説明をしていると私の説明が長すぎて午前中になんまり進まなかつたので、午後になると徳島財務事務所の人が聞きたい起債を選んでいただき、その他は、後日書類を確認して進めるようになりました。徳島財務事務所のヒアリングを実施後に、起債の事業内容などの説明

を求められ、市町の担当者に事業内容を教えていただき、それを徳島財務事務所に説明をしました。やはり、人に説明することの難しさを痛感いたしました。

七月二十七日に大阪で開催されました「おいでや！いなか暮らしフェア2019」にし阿波振興の上司と一緒に移住・定住セミナーに参加させていただきました。その時は、台風の接近もあり天候が悪かつたので、来場者が少なかつたです。移住の相談は、奄美大島や京都などには移住の相談者が多かつたです。全国規模のセミナーに参加し、



おいでや！いなか暮らしフェア2019
会場での徳島県移住会場の風景

八月は、徳島県が受け入れているインターンシップ学生二名につるぎ町の紹介をすることになり、二層うだつの町並み、国登録文化財「織本屋、町指定文化財「旧永家庄屋敷」、子育て支援「あんりーる」、つるぎ町名勝の「土釜」や「鳴滝」を案内し、つるぎ町のアピールをさせていただきました。

研修生だより



第89回東京国際ギフト・ショー春2020
会場でのにし阿波の商品紹介風景

九月は、全国的に進んでいる徳島県のサテライトオフィスの視察に三好市、美馬市、南部の海陽町を視察させていただきました。つるぎ町にはサテライトオフィスがその時にはなかったのですが、サテライトオフィスの役割や地元の貢献度を知ることができ、体感することができました。その後、つるぎ町もサテライトオフィス誘致ができたことにより、地元雇用が生まれ、つるぎ町になかった職業なので新しい流れができたことによる町の活性化にも繋がっています。その他にも、香川県のNTTドコモ四国支社で開催されたNTTドコモ四国5Gプレサービス発表会に西部県民局の代表として参加させていただきました。最先端技術も体感することもできました。

青森県で十月三十一日、十一月一日の二日間で開催された「全国過疎問題シンポジウム2019 in あおもり」に参加させていただきました。初めに感じたのが、寒いイメージで行きましたが意外に寒くなかったことと青森市街地だけ信号機は全て縦方向（雪が積もるため）になっていたことで違和感がありました。一日目は、過疎地域自立活性化優良事例表彰式、基調講演、パネルディスカッション、交流会がありました。特に、交流会では民芸、マグロ解体ショー、各地の特産品が堪能でき良かったです。二日目は、大鰐町の特産品である大鰐温泉もやしの生産農家、大鰐町地域交流センター鰐some、観光りんご園等を現地視察させていた

いただきました。特に大鰐温泉もやしは、普通のもやしの何倍も値段が高いですが、一流ホテルからも仕入れたらと問いただせがあるなど人気が非常に高いためになかなか購入できないみたいです。実際に昼食で行った大鰐町地域交流センター鰐someでは、大鰐温泉もやしだけ完売されていました。



全国過疎問題シンポジウム2019 in あおもり
10月31日の会議のシンポジウムの会場風景

十月の中頃に、徳島県のドイツコンシェルジュチームの人達と一緒に剣山へ登山に行きその夜に懇親会をし、ドイツでの日本製品の評価やドイツではどのような商品が売れるかなどの意見を聞くことができたことと国際交流も体験することができました。

十一月は、外資系企業のサテライトオフィス視察ツアーと一緒に随行させていただき、大手企業も参加しており、各種企業の社長や役員の人と貴重な会話する機会を与えてくれました。

二月三日に和歌山県のサテライトオフィス企業視察を行いました。そこで、

意見交換や情報交換を実施しました。次の日は大阪で開催された「徳島ビジネスフォーラムin大阪」に参加させていただきました。そこで、三好市のサテライトオフィスの米田社長の講演を聞かせて頂きました。二月六〜七日は、東京で開催された「第八十九回東京国際ギフト・ショー春2020」に参加させていただきました。初めてバイヤーの人達に商品の説明もさせていただきました。非常に難しかったです。

最後に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、二月十二〜十五日にし阿波ワーケーション強化発信事業の香港出張と三月に私が計画した移住ツアーが中止になり、特に初めて取得したパスポートは使うことがなかったので残念でした。

最後に

研修での収穫は、自分の町だけの視点だったのが県の立場の広域的な視点を勉強させていただいたこと。外国人、大学生、企業社長など多種多様な人と会話できたことによりいろいろな価値観を知ることができたこと。一番は、自分の目で現場を見たり、体験させていただいたことが貴重な経験になりました。西部総合県民局のにし阿波振興担当での一年間で経験させていただいたことが、今後の職員人生でも必ず役に立つ時が来ると思いますので、本当にありがとうございました。

○コワーキングスペース

多様な働き方や、起業・創業を実現するための拠点として、コワーキングスペースを設置しています。



○コミュニティスペース

レストランを併設したコミュニティスペースです。レストランでは松茂町産や徳島県産の野菜、新鮮な魚介類を使用し、イタリアンのシェフが腕を振るった本格的な料理を楽しむことができます。

※レストラン定休日 毎週月曜日



○キッチンスタジオ

料理やお菓子づくりの教室を開催しています。貸出可能で、野菜乾燥機などの設備を使用した六次産業化商品の開発等もできます。

また、大型の回転釜や炊飯器など災害時に炊き出しが可能な設備を有しています。



○レンタカー

松茂町に立地する徳島阿波おどり空港の利用者をターゲットに、町内のレンタカー事業者と提携し、軽キャンパーレンタル事業を行っています。



【事務局から】

マツシゲートは、松茂町と（一社）松茂まちづくり推進機構が協力し、管理・運営を行っており、施設貸出のほか、イベントを開催し交流・関係人口の増加を図っています。定期的に行っている「マツシゲートマルシェ」では、町内外の出店者30～40店舗が出店し、新鮮な野菜や魚、ハンドメイド雑貨、テイクアウトのフードなど様々な商品が販売されています。また、ファブスペース、コワーキングスペースを中心に子どもたちのキャリアパスの多様化や新たな産業創出のために、STEAM（スティーム）教育を展開し、各種講座等を実施しています。こうした取組による先端教育機会の創出や教育ブランド化によって子育てファミリー層の移住定住による人口増加を目指しています。

※STEAMとは、Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art（芸術）、Mathematics（数学）の頭文字をつなげた造語です。これらの領域を横断的に学ぶことで、多角的に物事を捉え、課題解決力を身につける教育手法です。

※マツシゲートHP (<https://matsushigate.or.jp>)

お問い合わせ

松茂町役場チャレンジ課

TEL 088-699-8711

（一社）松茂まちづくり推進機構

TEL 088-699-5030

松茂町

松茂町交流拠点施設整備事業



令和3年5月にオープンした「松茂町交流拠点施設 マツシゲート」は、松茂町の魅力を広く発信し、交流・関係人口を増やすことにより、町の経済活動を活発にし、稼ぐ力を高めると共に、ビジネスを展開・起業する人を支援するなど、町をあらゆる面で活性化させる「地方創生」の拠点として地方創生拠点整備交付金を活用し、整備しました。

また、今後想定される南海トラフを震源とした巨大地震・津波からの災害復興拠点としても、その役割を担います。

【施設の紹介】

○芝生広場

約6,500㎡の天然芝の芝生広場です。

平常時は、公園として開放していますので、誰もが気軽に訪れ、柔らかな芝生の感触を楽しむことができます。

また、災害時には応急仮設住宅を建設する用地にもなります。



○津波防護壁

松茂町は、南海トラフを震源とする巨大地震による津波で町全域が浸水すると予測されています。

そこで、災害復興拠点の浸水対策事業として、緊急防災・減災事業債を活用し、施設周囲に高さ約3mの津波防護壁を整備しました。



○ファブスペース

レーザーカッター、3Dプリンター、UVプリンターなど、種々の工作機械を設置した自分だけのオリジナル作品を作成できる「ものづくりスペース」です。スタッフが、皆さんのアイデアを形にするお手伝いをいたします。



地方公務員法改正に係る 定年引上げ等について

市町村課主事（行政担当） 津 川 慎一郎

第1 はじめに

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）が、令和三年六月十一日に公布され、地方公務員の定年引上げが決定された。これにより各地方公共団体においては、令和五年度より、地方公務員の定年について国家公務員と同様に引き上げるとともに、管理監督職務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制を導入することとなることから、改正法の施行に遺漏のない対応が必要とされることとなった。

以下では、令和三年九月末時点での公開情報を基に、改正の趣旨、制度等について概要を解説する。

第2 改正法の趣旨

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国においては、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要となっている。この点、国家公務員については、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたところである。

地方公務員については、国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めることとされていることから（改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地公法」という。）第二十八条の六第二項）、国家公務員の定年引上げを受け、改正法は、定年の引上げを行うとともに、管理監督職務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入など、国家公務員と同様の措置を講ずる法律改正を行うものである。

第3 改正の内容

1 定年の引上げ

前述のように、地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として条例で定めるものとされている。そして、定年の引上げについても国家公務員と同様に段階的に引き上げられることとなる（新地公法第二十八条の六第二項及び附則第二十一項）。

国家公務員の定年の段階的な引上げは図1の表のとおり行われることとなっており、特別の合理的理由がない限り、各地方公共団体はこの内容により条例を定める必要がある。

2 管理監督職務上限年齢制（以下「役職定年制」という。）の導入

定年の引上げによって職員が公務に従事する期間が長くなる中で、管理職に一度就いた職員がそのまま職に続けることとなった場合には、若手・中堅職員の昇進機会の減少により、組織

図 1

定年の段階的引上げについて

○ 国家公務員のスケジュールと同様、以下の通り段階的に定年を引き上げる条例改正が必要。

年度	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
定年	60	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65	65
(参考) 各年度で60歳になる者が年金を支給され始める年齢※1	65(62)	65(62)	65(63)	65(63)	65(64)	65(64)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)
S31.4.2 ～S32.4.1	65歳 ※2 再任用⑤												
S32.4.2 ～S33.4.1	64歳 再任用④	65歳 再任用⑤											
S33.4.2 ～S34.4.1	63歳 再任用③	64歳 再任用④	65歳 暫再⑤										
S34.4.2 ～S35.4.1	62歳 再任用②	63歳 再任用③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤									
S35.4.2 ～S36.4.1	61歳 再任用①	62歳 再任用②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤								
S36.4.2 ～S37.4.1	60歳 定年退職	61歳 再任用①	62歳 暫再②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤							
S37.4.2 ～S38.4.1	59歳	60歳 定年退職	61歳 暫再①	62歳 暫再②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤						
S38.4.2 ～S39.4.1	58歳	59歳	60歳	61歳 定年退職	62歳 暫再②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤					
S39.4.2 ～S40.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤				
S40.4.2 ～S41.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年退職	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤			
S41.4.2 ～S42.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年退職	65歳 暫再⑤		
S42.4.2 ～S43.4.1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職	
S43.4.2 ～S44.4.1	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職

※1 かつこ内は特定警察職員等における年金支給開始年齢を示したもの
 ※2 年齢は年度末年齢

の新陳代謝を阻害し、公務の能率的な運営に支障が生じるおそれがある。
 そのため、新地公法第二十八条の二第一項で

は、国家公務員と同様に、定年を六十五歳に引き上げる中で、若手・中堅職員の昇進機会を確保し、組織全体としての活力を維持するため、

管理職に就く職員を原則六十歳で非管理職に異動させる役職定年制を設けている（新地公法上、役職定年制の上限年齢は条例で定めるものとされている一方、上限年齢を定めるに当たっては、「国及び他の地方公共団体の職員との」権衡を失しないよう適当な考慮を要するよう要求されており、多くの団体で「六十歳」が上限年齢となると考えられる（新地公法第二十八条の二第二項及び第三項）。

他方で、以下の場合には役職定年制の例外措置を設けることができるとされる。

① 役職定年制の適用除外
 国の制度との均衡の原則に則り、職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより役職定年制を適用することが著しく不適当と認められる職（一例としては医師や歯科医師等）がある場合、役職定年制の対象となる管理監督職の範囲から適用除外することができる。

② 役職定年制上限年齢の例外の設定（六十歳を超える上限年齢の設定）
 国の制度との均衡の原則に則り、職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより役職定年制の上限年齢を六十歳とすることが著しく不適当と認められる管理監督職がある場合、上限年齢を六十一歳から六十四歳までとすることができる（国においては事務次官等の管理監督職を六十二歳定年としている）。

③ 役職定年制上限年齢による降任等の特例（特例任用（新地公法第二十八条の五第一項及び第三項））
 ①②が職の性質に対し特別の定めをするものであるのに対し、③は対象の職員又は職員グループの性質に対応し特別の定めをするものである。以下のいずれかに該当し、他の職に異動することで公務の運営に著しい支障が生ずる場合には一年を超えない範囲で異動を延長し、引き続き管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

まず、対象となっている職員に特別の事情等がある場合には、もともと就いていた管理監督職に引き続き留任させることができ、最長で三年まで延長することができる。なお、ここにいう「特別の事情等」とは、職務遂行上の特別の事情がある場合や対象職員の職務の特殊性により欠員補充が困難な場合（新地公法第二十八条の五第一項第一号及び第二号）をいう。

図 2

管理監督職の範囲と管理監督職勤務上限年齢

○ 管理監督職の範囲及び管理監督職勤務上限年齢は、**国家公務員との権衡を考慮した上で、条例で定める。**
 ※ 管理監督職の範囲は管理職手当の支給対象となっている職を、管理監督職勤務上限年齢は60歳を基本とする。
 ※ 現行の特例定年が定められている職のように、職務の特殊性や欠員補充の困難性がある職の場合には、管理監督職勤務上限年齢制の適用除外又は管理監督職勤務上限年齢の例外（61～64歳）の措置をとることも可能。

	地方公務員	国家公務員との権衡を考慮	国家公務員
管理監督職の範囲	【原則】（法第28条の2①） 管理職手当を支給される職員の職及びこれに準ずる職であって条例で定める職 ⇒ 管理職手当の支給対象となっている職を基本とする。		【原則】（国公法第81条の2①） ①指定職 ②俸給の特別調整額適用官職及びこれに準ずる官職
	国家公務員との権衡を考慮した上で、適用除外の職を条例で定める。 ※現行の65歳特例定年が設定されている職等、職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢制を適用することが著しく不適当と認められる職については対象から除外することが可能		【管理監督職勤務上限年齢制の適用除外】 現行の65歳特例定年官職等の職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢制を適用することが著しく不適当と認められる職として人事院規則で定める官職
管理監督職勤務上限年齢	【原則】（法第28条の2②） 管理監督職勤務上限年齢は、条例で定める ⇒ 60歳とする。		【原則】（国公法第81条の2②） 60歳
	国家公務員との権衡を考慮した上で、管理監督職勤務上限年齢の例外を条例で定める。 ※その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢を60歳とすることが著しく不適当と認められる管理監督職については、管理監督職勤務上限年齢を61～64歳とすることが可能		【管理監督職勤務上限年齢の例外】 ・事務次官等：62歳 ・その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢を60歳とすることが著しく不適当と認められる管理監督職として人事院規則で定める官職：61～64歳で人事院規則で定める年齢

また、対象となっている職員が特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職で、職員の年齢別構成その他のこれらの欠員を容易に補充することができない特別の事情があるもの）に属する管理監督職を占める場

合（同条第五項）には、もともと就いていた管理監督職に引き続き留任させるか、同一の管理監督職グループに属する他の管理監督職に降任又は転任することができ、定年退職日まで最長で五年延長することができる。

図 3

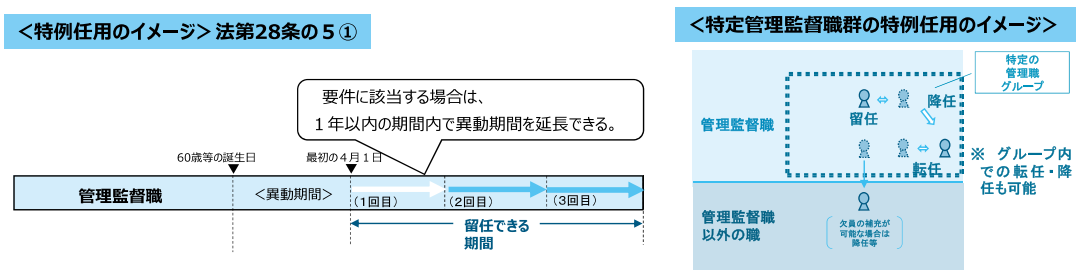
管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例（特例任用）について

【地方公務員法第28条の5】

○ 以下の①～③のいずれかに該当する管理監督職勤務上限年齢制の対象職員については、他の職に異動することで、公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、1年単位で異動期間を延長し、引き続き管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

1. 職務の遂行上の特別な事情等がある場合の特例任用（法第28条の5①） ※ 現行の勤務延長制度（改正前地方公務員法第28条の3）と同要件
 ① 職員の職務の遂行上の特別な事情がある場合（特別なプロジェクトの継続の必要がある場合など）
 ② 職員の職務の特殊性によりそのポストの欠員の補充が困難である場合（特殊な技能が必要な職務、へき地の職務など）
 ⇒ もともと就いていた管理監督職に引き続き留任させることができる。（最長3年まで延長可能）

2. 特定管理監督職群の特例任用（法第28条の5③）
 ③ 特定の管理監督職グループ（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職で、職員の年齢別構成その他のこれらの欠員を容易に補充することができない特別の事情があるもの）に属する管理監督職を占める場合
 ⇒ もともと就いていた管理監督職に引き続き留任させるか、同一の管理監督職グループに属する他の管理監督職に降任又は転任することができる。（定年退職日まで（最長5年）延長可能）
 （参考）現時点での国家公務員の検討状況：巡視船の船長等、被災地の地方環境事務所等を想定。



3 定年前再任用短時間勤務制の導入
 定年の引上げ実施後においては、六十歳以降の職員について、健康上、人生設計上の理由等により、多様な働き方を可能とすることへのニーズが高まると考えられる。これに対応するため、新地公法第二十二條の四では、職員の希望に基づき、一定年齢（国の職員につき定められている年齢（六十歳）を基準として条例で定める年齢）に達した日以後に退職した職員について、従前の勤務実績等に基づく選考の方法により短時間勤務の職に採用できることとした。

本制度に基づき採用された職員については、現行の短時間勤務の再任用制度と異なり、任期は一年以内の更新ではなく、定年退職日相当日までとなっている（同条第三項）。

なお、本制度は、定年引上げにより六十五歳までフルタイムで勤務することが原則とな

る中で、定年退職者等を採用する現行の再任用制度とは異なり、職員が短時間勤務を希望する場合に本人の意思により一旦退職した上で採用される仕組みであり、職員の意思に反して定年前再任用短時間勤務の職に採用することはできない（同条第四項）。

4 給与

地方公務員の給与は、各地方公共団体の条例で定めるものであるが、条例を定めるに当たっては、地方公務員法第二十四条第二項に規定する均衡の原則に基づき、国家公務員の給与の取扱いを考慮し、特に以下の事項に留意のうえ適切な措置を講じることが求められている。

(1) 給料

国家公務員においては、当分の間、職員の俸給月額、職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該職員の受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額とされている（以下「俸給月額七割措置」という。）。

また、役職定年制により降任等をされた職員であって、引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員については、当分の間、特定日以後、俸給月額七割措置を適用した上で、降任等される前の俸給月額の七割と降任等された後の俸給月額の七割との差額に相当する額を俸給として支給することとされている。

これに対し、国家公務員において、定年引上げ前の定年年齢が六十歳を超え六十四歳を超えない年齢とされている職員に相当する職員については、六十歳を超えても、特定日の前日までは俸給月額の十割が支給されることとされている。

また、

① 臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
② 定年引上げ前の定年年齢が六十五歳とされている職員に相当する職員として人事院の規則で定める職員
③ 管理監督職を占める職員のうち、「職務の遂行上の特別の事情」又は「職務の特殊性による欠員補充の困難性」により、役職定年制上限年齢を超えて、引き続き同職を占める職員

等については、六十歳超の職員であっても前述①～③に該当する職員である限りにおいて、俸給月額七割措置が適用されず、俸給月額の十割が支給されることとされている。

地方公共団体においては、原則としてこれらの国家公務員の取扱いに基づき、条例を定める必要がある。

(2) 退職手当

国家公務員においては、職員が六十歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額は、当分の間、勤続期間を同じくする定年退職者と同様に算定

することとされている。

また、定年の引上げに伴う俸給月額改定は、国家公務員退職手当法第五条の二に規定する俸給月額の減額改定には該当しないものとして、減額前の俸給月額が退職日の俸給月額よりも多い場合に適用される退職手当の基本額の計算方法の特例（いわゆる「ピーク時特例」）の適用対象とすることとされている。

地方公共団体においては、給料と同じく、これらの国家公務員の取扱いを考慮し、条例において適切な措置を講じる必要がある。

5 情報提供・意思確認制度の新設（新地公法附則第二十三項から第二十五項まで）

改正法により、定年の引上げや役職定年制など、六十歳以降に適用される任用や給与がこれまでと異なるものとなることから、任命権者は、当分の間、次年度に六十歳に達する職員に対し、定年前再任用短時間勤務制や役職定年制、給与引下げの措置等、六十歳に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容などについて丁寧な情報提供を行うとともに、職員が六十歳に達する日の翌日以後の勤務の意思を確認するよう努めることとされた。

6 暫定再任用制度（改正法附則第四条から第七条まで）

定年の引上げにより、現行の再任用制度が廃止されるが、定年の段階的な引上げ期間におい

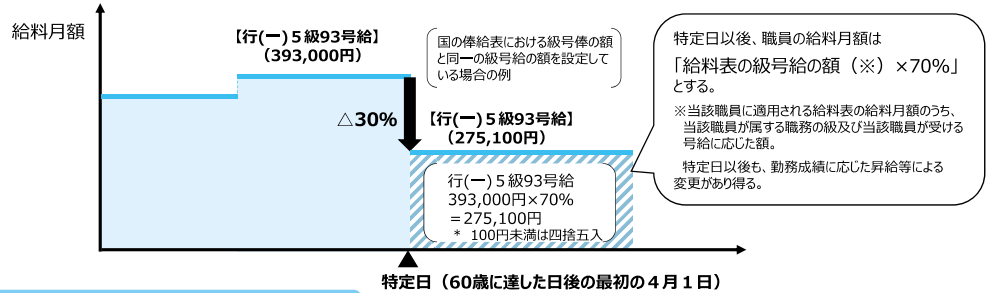
図 4

60歳に達した職員の給与等について①（給与水準）

- 地方公務員の給与及び退職手当については、均衡の原則（地方公務員法第24条）に基づき、国家公務員における取扱いを考慮し、条例において必要な措置を講ずることとなる。
- 具体的には、国家公務員の定年引上げにおける取扱いを踏まえ、以下の措置を講ずることが適当である。

（1）給与水準

- 当分の間、職員の給料月額を、職員が60歳（※）に達した日後の最初の4月1日（特定日）以後、「7割水準」とする。
⇒ **60歳に達した職員の給与水準について、各地方公共団体の条例改正により対応。**（※）現行の特例定年の職員については、当該特例定年の年齢



給料月額の7割措置の対象とならない（10割）職員

- ・ 臨時的任用職員等法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員
 - ・ 現行制度下で65歳の特例定年が定められた職を占める職員
 - ・ 役職定年制の特例（特例任用）が適用される職を占める職員のうち、「職員の職務の遂行上の特別の事情がある場合」又は「職務の特殊性からみて役職定年による降任等により公務の運営に著しい支障が生じる場合」に該当する職員
 - ・ 定年退職日に給料月額の7割措置が適用されていなかった職員で、勤務延長される職員 等
- ⇒ **7割措置の対象とならない職員について、各地方公共団体の条例改正により対応。**

では、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、現行と同様の暫定的な再任用制度が設けられている。

暫定再任用制度の対象となる職員（図1参照）については、現行制度における再任用制度と同

・ 昇任管理や幹部人事管理のあり方、六十歳超職員（パート）の配置等を踏まえ、特定管理監督職群とすべき職があるかどうかの検討

・ 定年前再任用短時間勤務制、高齢者部分休業制度に関する検討

様、常時勤務を要する職（フルタイムの職）と短時間勤務の職（パートタイムの職）のいずれにも採用可能である。

第4 各地方公共団体で必要な対応

定年引上げの施行に向けては、各地方公共団体は条例・規則に規定すべき内容を確定するため、制度に関する以下のような検討を行う必要がある。

- ・ 六十五歳の定年年齢を適用することが著しく不都合な職員の類型があるかどうかの検討
- ・ 管理職手当支給対象職以外の職で管理監督職と同様に扱うべきもの（準ずる職）（新地公法第二十八條の二第一項本文）の検討
- ・ 六十歳の管理監督職務上限年齢を適用することが著しく不都合な職があるかどうかの検討
- ・ 特例任用に関する条例の規定の検討

・ 給与・退職手当に関する条例の規定の検討

その他、実務的には給与等の予算の推計や新規採用等も含めた中長期的な採用・退職管理のあり方の検討、システムの改修等、必要な準備事項は多岐に渡る。

第5 終わりに

改正法の施行期日は令和五年四月一日とされているものの、改正法附則第二条第一項においては、「任命権者は、長期的な人事管理の計画の推進その他必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする」とされている。前述のように、定年引上げに向けては多くの検討事項や準備事項があることから、各地方公共団体においては計画的な準備が求められる。

【資料出典】
総務省HP（地方公務員制度等→高齢対策）
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/koumin_seido/koretaisaku.html

選挙の管理執行における 新型コロナウイルス感染症への対応について

市町村課主事（行政担当・徳島県選挙管理委員会事務局書記併任） 森 慎 吾

はじめに

今般、新型コロナウイルスがまん延する中、第二十四回国会において特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律が成立し、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方（以下「特定患者等」という。）は、令和三年六月二十三日以後にその期日を公示又は告示される選挙から特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法（以下「特例郵便等投票」という。）が可能となるなど、選挙事務の現場においては、新たな対応が求められている。

本稿では、市町村選挙管理委員会において考慮すべき、選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について整理するため、「特例郵便等投票の留意点」の一部確認、「投票所・開票所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の紹介及び「コロナ禍における選挙啓発」の三点について記載したい。

特例郵便等投票の留意点について

ここでは、国による通知等が示す特例郵便等投票の留意点の中で、市町村選挙管理委員会の管理執行事務において留意すべきである「投票を円滑に行うための選挙人への周知等の措置」及び「選挙人名簿等との対照を行う場合の確認」の二点について整理したい。

○投票を円滑に行うための選挙人への周知等の措置

特例郵便等投票を行うためには（図1）のとおり特定患者等である選挙人と市町村選挙管理委員会との間で、投票用紙及び投票用封筒等の受渡しをする必要があり、投票を円滑に行うためには、投票方法等について、選挙人への周知等の措置が必要となるため、次に示す内容に留意したい。

- ・特例郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒の請求は、文書による必要があり、市町村選挙管理委員会は、請求書の様式をウェブサイトで掲載し、特定患者等選挙人が自らダウンロード及び印刷ができるようにする必要がある。
- ・請求書又は投票用紙の郵送は料金受取人払の方法により行うため、市町村選挙管理委員会について承認を受けた表示をした封筒により、表面の「請求書在中・投票在中」に○の記号を記載するなどして郵送するよう周知する（図2）。また、選挙の期日の公示又は告示の日の一定期間前から選挙の期日前四日までの間、受取人払郵便物の表示の様式をウェブサイト等に掲載し、特定患者等選挙人が自らダウンロード及び印刷し、私製の封筒に貼付等することができるようにするとともに、投票用紙等の発送の際に当該封筒を同封する。

なお、料金受取人払の方法による場合は、受取人である市町村選挙管理委員会が、あらか

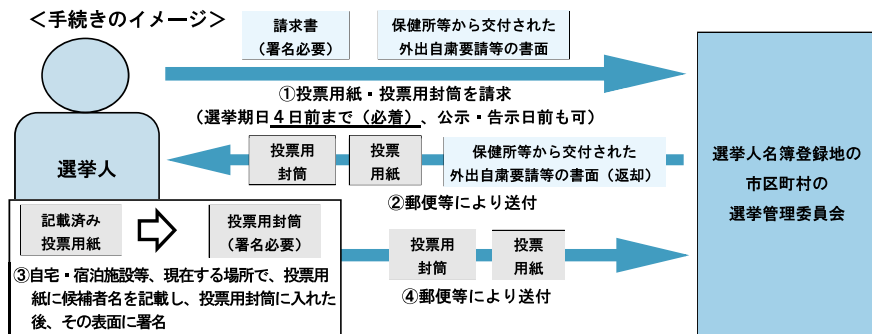


図1 特例郵便等投票手続きの概要図

はじめ受取人払取扱郵便局に対して承認の請求を行い、その承認を受ける必要がある。

・市町村選挙管理委員会への請求書の郵送は、請求書等を封入した封筒を、可能な限りフラスナー付きの透明のケース等に封入する必要があるため、特定患者等選挙人に対し、当該ケース等を用意するよう周知する。選挙人への投票用紙等発送の際には、返信用封筒とともに当該ケース等を同封し発送するため、市町村選挙管理委員会としても当該ケース等の

料金受取人払の表示（記載例）

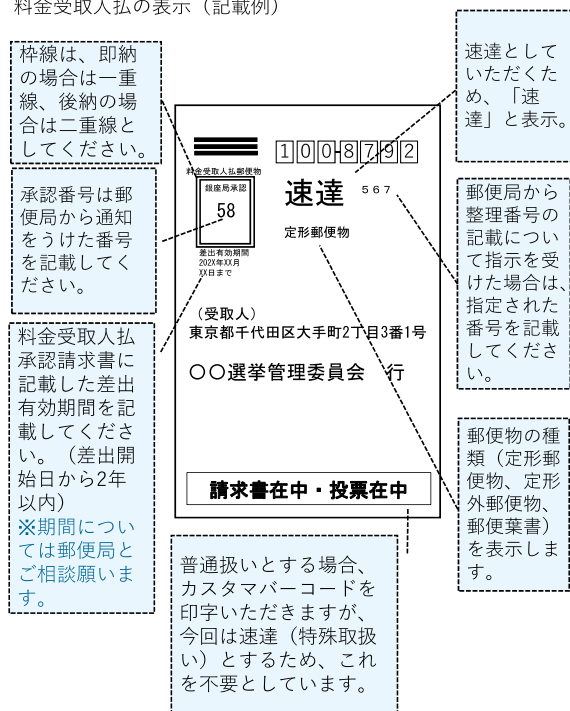


図2 料金受取人払の表示例

用意が必要である。

・請求は、選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市町村選挙管理委員会に対して行われる。請求書や投票用紙の記載（封筒やケースへの封入等を含む。）に当たっては、作業前に必ず手指衛生を行うとともに、マスクや清潔な使い捨て手袋を着用するよう、その徹底を周知する。

・患者が請求書等を郵送する場合は、同居人や知人等又は宿泊施設の職員等（患者でない者）に投かんを依頼することとなる。やむを得ず同居人、知人等に投かんを依頼できない旨の相談があったときは、必要な援助について個々の地域の実情にに応じて検討する必要がある。

○選挙人名簿等との対照を行う場合の確認

投票用紙等の交付を行う場合は、選挙人名簿等との対照を行い、請求者が選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されているかどうかを確認することとなるが、特例郵便等投票に關しては、加えて選挙人が特定患者等であること等を確認する必要がある。

投票用紙の請求に当たっては、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面を提示（同封）する必要があり、徳島県内においては、現在、当該書面は感染症法第十八条第一項の規定による就業制限の通知に係る書面（就業制限通知書）によって運用されている。就業制限通知書を受けた者は、自宅療養者、宿泊療養者又は入院患者のいずれかとなることから、選挙人が入院患者であると疑われる場合には、個別に特定患者等に該当するかどうか確認を行う必要がある。なお、当該書面は差し迫った必要があるなどの理由により、特定患者等に交付されていない場合がある。

【確認する内容】

- ・市町村選挙管理委員会の委員長は、提示された就業制限通知書により、次の二点を確認する。
 - (1) 請求者が、特定患者等であること。
 - (2) 請求の時に於いて外出自粛要請等期間が選挙期間にかかると見込まれること。
- ・(1)の確認においては、就業制限通知書の提示があった場合、請求書に記載された送付先の住所が病院であるなど、入院患者からの請求である可能性があるときは、市町村選挙管理

委員会から保健所等へ情報提供の求めを行い、当該請求者が特定患者等であることを確認する。

(2)の確認においては、提示された就業制限通知書に終期が明記されている場合には、形式的に当該期間が選挙期間にかかると見込まれることを確認する。また、退院基準のみが記載されており、終期の記載がない場合は、当該退院基準に照らして外出自粛要請期間が選挙期間にかかることを確認する。

【書面による確認ができなかった場合の対応】

次のような場合には、市町村選挙管理委員会の委員長は、都道府県知事又は検疫所長に対し、情報の提供を求めることが可能であり、請求者が特定患者等である旨及び請求の時に外出自粛要請等期間が選挙期間にかかると見込まれる旨の確認を行う。

- (1) 請求者において、書面の提示をすることができない特別な事情があり、かつ、その旨を理由を付して申し出た場合
- (2) 特定患者等選挙人が提示した書面のみでは特定患者等であること等の確認ができない場合

整理した二点の内容を踏まえて、手続き内容については、総務省・厚生労働省のチラシ等や総務省特例郵便等投票制度周知ホームページ等(図3)を活用し、投票所入場券への記載など、

★総務省
特例郵便等投票制度
周知ホームページ



総務省・厚生労働省
新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

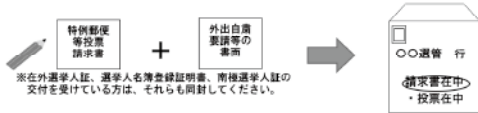
投票用紙等の請求手続について

特例郵便等投票をする方は、以下の方法により投票用紙及び投票用封筒を選挙管理委員会に請求いただく必要があります。

- ①特例郵便等投票の投票用紙等の請求を、請求書により行ってください。また、請求書を郵送する際は、料金受取人私の宛名表示がされた封筒により郵送をお願いします。
※ 請求書及び料金受取人私の宛名表示の様式は、各市区町村の選挙管理委員会のウェブサイト等に掲載されています。ダウンロード及び印刷をしていただき、料金受取人私の宛名表示については、私製の封筒に貼り付けてください。各市区町村の選挙管理委員会に、電話等により請求書等を請求いただくことも可能です。一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



- ②請求書に記入し、外出自粛要請等の書面とともに料金受取人私の宛名表示がされた封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に○を付けてください。



- ③請求書等を入れた封筒を、書いた宛名がわかるようにファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等(患者ではない方)に投かんを依頼してください。
※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。ファスナー付きの透明のケース等の入手が困難な場合は、自宅にある透明のケース、袋等に入れ、テープ等で密封し、表面を消毒してください。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください(忘れず速やかに投かんしてください)。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするともに、マスク着用(出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用)をお願いします。
※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています(特定患者等々の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条)。

総務省・厚生労働省
新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

投票の手続について

特例郵便等投票をするために投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた方は、以下の方法により投票用紙等を返送いただく必要があります。

- ①投票用紙等の交付を受けた方は、自ら投票用紙に候補者名(※)を記載してください。
※ 衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称。一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



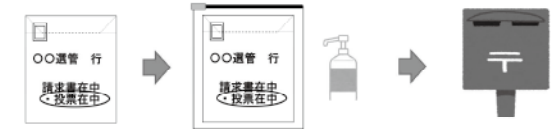
- ②記載済みの投票用紙を内封筒に封入し、更に外封筒に封入してください。外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に自ら署名してください。



- ③外封筒を、更に市区町村の選挙管理委員会から交付された返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「投票在中」に○を付けてください。



- ④返信用封筒を、更に市区町村の選挙管理委員会から交付されたファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等(患者ではない方)に投かんを依頼してください。
※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください(忘れず速やかに投かんしてください)。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするともに、マスク着用(出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用)をお願いします。
※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています(特定患者等々の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条)。

図3 総務省・厚生労働省のチラシ等

特定患者等選挙人のみならず、住民に広く周知していく必要があると同時に、実際に事務が発生した場合は、関係機関と連携しながら、確実な選挙事務の遂行に努めなければならない。

投票所・開票所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインについて

濃厚接触者を含む一般の選挙人については、特例郵便等投票の対象とされず、投票所等において従来どおり投票することが可能であり、投票所や開票所において、各地域の現状に応じて、適切な対応が求められている。

徳島県選挙管理委員会では、他都道府県の先行事例を参考に、投票所・開票所等を運営するに当たっての、新型コロナウイルス感染症対策の基本的な指針を参考として示す「投票所・開票所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を作成している。

当該ガイドラインは、(図4)の目次に示すとおり、投票所・開票所において留意すべき新型コロナウイルス感染症対策を示し、市町村選挙管理委員会事務局に対し送付しているところであり、投票所・開票所を運営する各市町村において、総務省自治行政局選挙部から発出されている各通知内容と併せて現場の点検を行い、選挙人の安全

確保に努めている。

「コロナ禍における選挙啓発について」

選挙管理委員会は、選挙啓発に努めることが公職選挙法でも定められており、有権者に対して政治意識の高揚を図るとともに、選挙制度や投票日等選挙に関する必要な事項を周知させる

目次	
1 はじめに	1
2 投票所・期日前投票所の設置について	1
・3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	
・期日前投票所の増設・開設期間延長等	
・施設管理者との連絡体制等	
3 投票事務従事者・開票事務従事者等の確保	2
・投票事務従事者・投票管理者・投票立会人(期日前投票所を含む)	
・開票事務従事者・開票管理者・開票立会人	
・選挙管理委員会事務局職員・委員会委員	
4 投票所・期日前投票所・開票所の施設で感染者が発生した場合	3
・施設の利用が再開できない場合	
・有権者への周知	
・期日前投票所又は投票所で投票した有権者が当日感染者であることが判明した場合	
5 新型コロナウイルス感染症対策についての有権者への周知	4
・周知する内容	
・周知方法	
6 投票所・期日前投票所での留意事項	4
・施設について	
・アルコール消毒薬について	
・当日の対応について	
・感染者等への対応について	
7 病状等の指定施設における不在者投票	5
・指定施設から不在者投票の実施が困難であるとの申し出があった場合	
・指定施設で感染者の不在者投票を実施する場合	
8 開票所における留意事項	5
・開票体制等について	
・参観人について	

投票所・開票所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和3年7月
徳島県選挙管理委員会

図4 感染症対策ガイドライン (抜粋)

ため、選挙啓発を実施する必要がある。

コロナ禍において、人が集まる場所での選挙啓発に制限が生じている中、街頭イベントを避けるとともに、若年層の投票率向上効果も期待できるとしてSNS(ソーシャルネットワークサービス)等の活用による情報発信の事例がこれまで以上に注目されている。

令和三年一月二十二日付け総務省自治行政局選挙部管理課事務連絡「選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応に伴う選挙人への情報提供について」等により、参考となる事例の共有が行われ、投票所等において実施している感染防止対策の内容の周知や投票所等の混雑状況の発信など、積極的な情報提供に努めることが求められているところである。

これら情報発信の事例は、令和三年七月十六日に開催した「令和三年度選挙啓発事務研究会」において、市町村選挙管理委員会の担当者がWEB会議の方法にて一同に集まり情報共有したところであり、今後も、県及び市町村選挙管理委員会との間で積極的に共有し、有効に活用していくべき手法である。

徳島県選挙管理委員会では、フェイスブック記事を定期的に投稿することにより、普段は選挙啓発イベントの周知や選挙の豆知識を紹介し、選挙時には期日前投票の呼びかけや投票日の周知等を実施しているため、確認いただきたい。

(図5)



<QRコード>
徳島県選挙管理委員会 Facebook

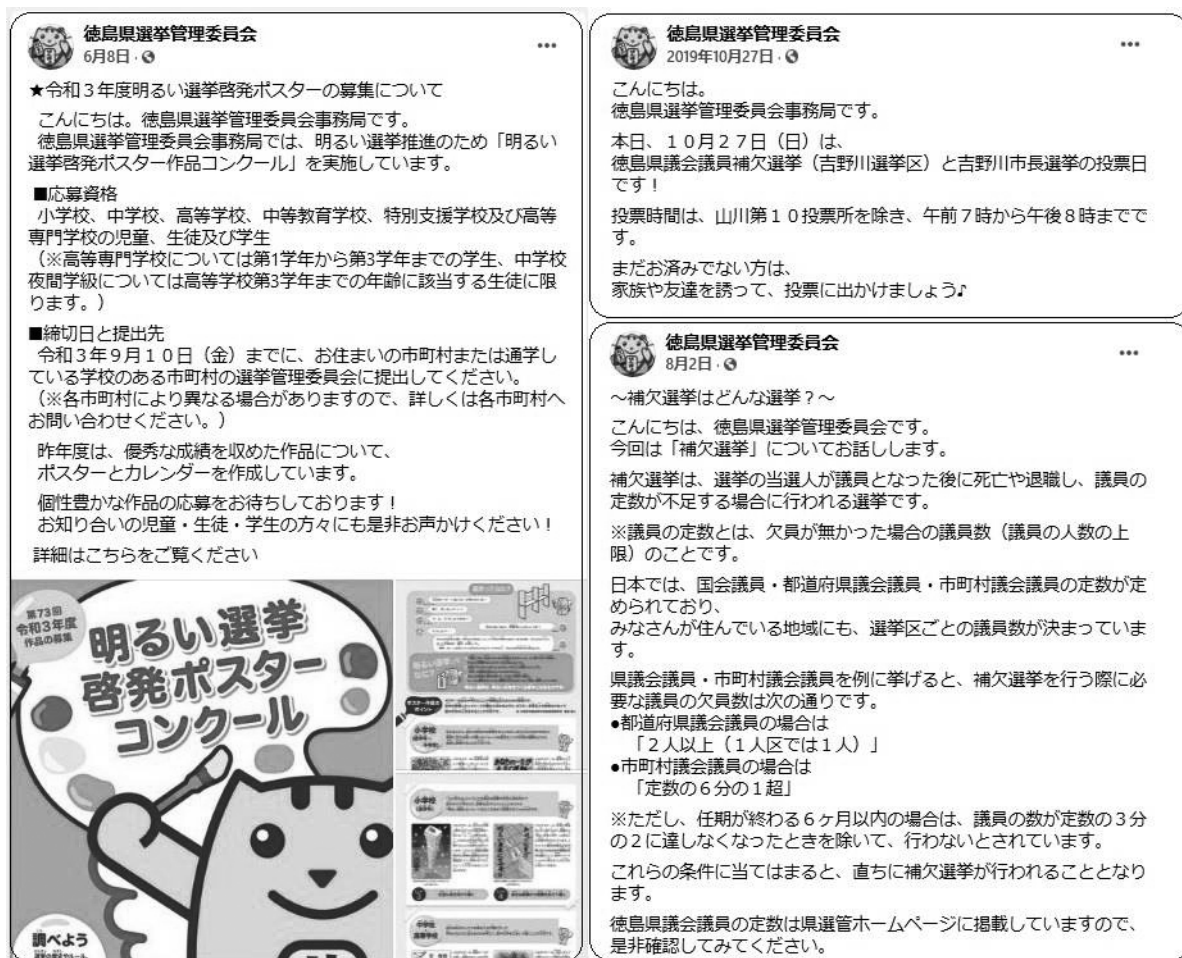


図5 徳島県選挙管理委員会 Facebook

おわりに

新型コロナウイルス感染症に対する様々な対応により、投票機会や選挙人の安全が確保されることは大変喜ばしいことである。一方で、正確な選挙の執行に加えて感染症対策にも取り組む必要があるため、事務全般に新たな負荷が生じているのも確かである。各選挙をミスなく無事に乗り切るため、今後も引き続き、自治体ごとの連携やノウハウの共有を行っていく必要があると考える。

固定資産税制度と徳島県の現状について

市町村課主事（税政担当） 角 瀬 颯 汰

1. はじめに

令和二年十二月二十一日に、「令和三年度税制改正の大綱」に関する閣議決定がなされ、前文には、「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置の創設。加えて、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長等を行う。」とある。

新型コロナウイルスの感染拡大によるテレワークの推進、世界的な環境問題への関心の高まり等によって、メディアではデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルについてよく取り上げられているが、本稿では我々の日常生活と密接に関わる固定資産税について説明をしていく。

2. 固定資産税の税収額について

(1) 全国の現状

まず、固定資産税は、固定資産（土地、家屋償却資産）の保有と各市町村が提供する福祉や消防といった各種の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、保有資産の価値に応じて、毎年課税される税目である。

全国における市町村税の税収額のうち固定資産税の構成率は、四〇・二％、住民税の構成率は四六・九％（図表1）となっている。市町村にとっては、固定資産税と住民税における税収が全体の約八割強を占めていることから「基幹

税目」という位置付けになっている。

次に、基幹税目である固定資産税と住民税の違いについて軽く触れていく。固定資産税は納税者の所得等に左右されない物税であるため、景気変動の影響を受けにくい税目である。一方で住民税については、納税者の担税力に応じて負担を求めするため、景気変動の影響を受ける部分が大きくなる。また、固定資産税の納税義務者が登記簿又は課税台帳に所有者として登録されている者であるのに対し、住民税の納税義務者は基本的に市町村に住所を有している人となる。このことから、過疎化が進む地方団体にとっては相対的に住民税の比率が低く、固定資産税の比率は高いという図式になるという傾向が表れている。

(2) 徳島県における現状

本県の全二十四市町村の税収額（令和元年度決算額）は、一、〇二三億円となっており、そのうち、固定資産税の税収額は四七五億円となっている。（図表2）また、構成比は、四六・九％となり、全国ベースでの構成比よりも高く、税源としてのウエイトがより大きくなっている。固定資産税は徳島県のような大企業や人口が少ない地方団体にとって、より重要な税源となっているということがわかる。

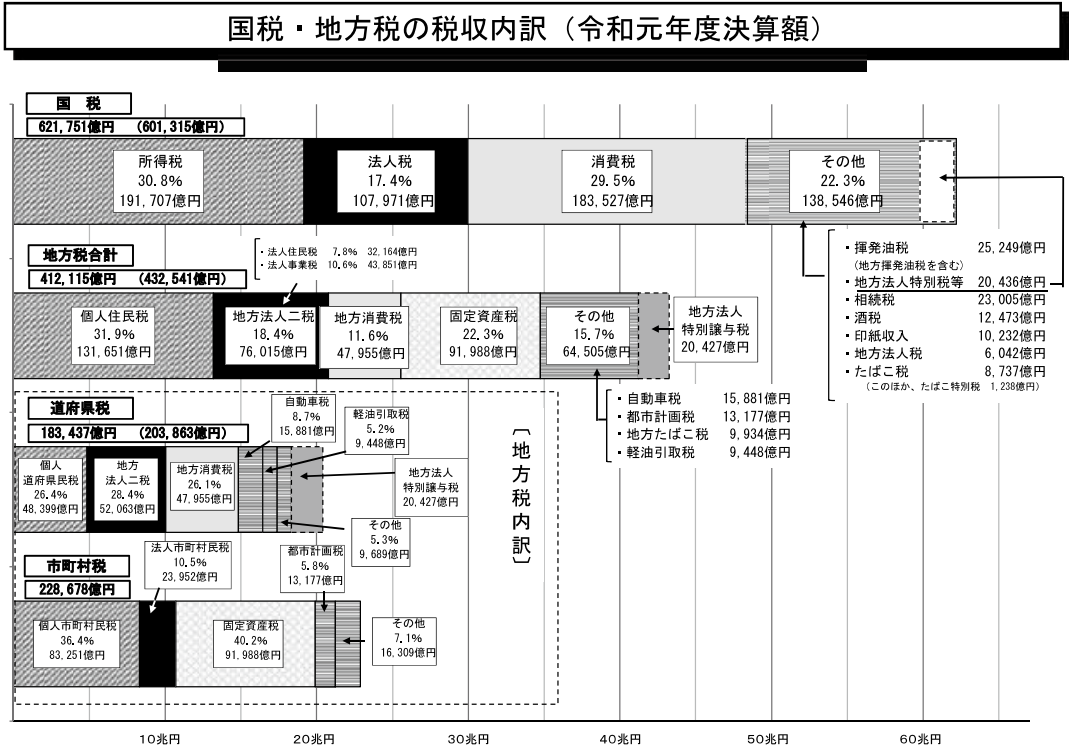
3. 固定資産税に係る

令和三年度税制改正の内容

(1) 土地の負担調整措置について

○ 宅地等及び農地の負担調整措置については、

図表 1



図表 2 2 税目別市町村税収入額の推移

税目別	区 分	27 年 度			28 年 度			29 年 度			30 年 度			元 年 度		
		収入額	伸び率	構成比	収入額	伸び率	構成比	収入額	伸び率	構成比	収入額	伸び率	構成比	収入額	伸び率	構成比
普 通 税		96,423,339	95.0	97.3	96,498,980	100.1	97.3	97,944,777	101.5	97.3	98,955,732	101.0	97.3	98,478,861	99.5	97.2
法 定 普 通 税		96,423,339	95.0	97.3	96,498,980	100.1	97.3	97,944,777	101.5	97.3	98,955,732	101.0	97.3	98,478,861	99.5	97.2
市 町 村 民 税		42,883,018	91.5	43.3	42,215,278	98.4	42.6	43,340,856	102.7	43.0	44,596,468	102.9	43.8	43,583,948	97.7	43.0
個人均等割		1,182,001	100.1	1.2	1,194,987	101.1	1.2	1,207,708	101.1	1.2	1,215,719	100.7	1.2	1,205,753	99.2	1.2
所得割		31,728,619	101.2	32.0	32,324,013	101.9	32.6	32,614,068	100.9	32.4	32,912,357	100.9	32.3	32,940,315	100.9	32.5
法人均等割		2,235,916	99.4	2.3	2,258,224	101.0	2.3	2,334,272	103.4	2.3	2,341,807	100.3	2.3	2,309,085	98.6	2.3
法人税割		7,736,482	64.1	7.8	6,438,054	83.2	6.5	7,184,808	111.6	7.1	8,126,585	113.1	8.0	7,158,795	88.1	7.1
固定資産税		46,186,146	97.9	46.6	46,763,046	101.2	47.1	47,277,694	101.1	47.0	47,104,606	99.6	46.3	47,505,436	100.9	46.9
純固定資産税		45,721,738	97.9	46.1	46,304,580	101.3	46.7	46,822,679	101.1	46.5	46,653,193	99.6	45.9	47,052,280	100.9	46.5
上 地		15,422,301	98.2	15.6	15,276,108	99.1	15.4	15,181,065	99.4	15.1	15,122,776	99.6	14.9	15,104,980	99.9	14.9
家 屋		20,031,454	97.2	20.2	20,534,049	102.5	20.7	21,068,221	102.6	20.9	20,906,188	99.2	20.5	21,391,832	102.3	21.1
償却資産		10,267,983	98.8	10.4	10,494,423	102.2	10.6	10,573,393	100.8	10.5	10,624,229	100.5	10.4	10,558,468	99.4	10.4
交付金		464,408	103.5	0.5	458,466	98.7	0.5	455,015	99.2	0.5	451,413	99.2	0.4	453,156	100.4	0.4
納 付 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
軽自動車税		2,901,432	102.9	2.0	2,300,143	114.9	2.3	2,381,787	103.5	2.4	2,448,301	102.8	2.4	2,536,440	103.6	2.5
軽自動車税 (~11.9.30)		2,901,432	102.9	2.0	2,300,143	114.9	2.3	2,381,787	103.5	2.4	2,448,301	102.8	2.4	2,514,720	102.7	2.5
環境性能割		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,720	増	0.0
市町村たばこ税		5,348,849	97.5	5.4	5,216,799	97.5	5.3	4,939,881	94.7	4.9	4,801,427	97.2	4.7	4,849,012	101.0	4.8
鉱 産 税		1,594	82.5	0.0	1,414	88.7	0.0	2,259	159.8	0.0	2,630	116.4	0.0	2,511	95.5	0.0
特別土地保有税		2,300	100.0	0.0	2,300	100.0	0.0	2,300	100.0	0.0	2,300	100.0	0.0	1,514	65.8	0.0
法定外普通税		0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	
目 的 税		2,668,827	98.9	2.7	2,713,558	101.7	2.7	2,732,544	100.7	2.7	2,782,816	101.8	2.7	2,809,134	100.9	2.8
入 湯 税		43,843	112.2	0.0	45,798	104.5	0.0	43,571	95.1	0.0	42,546	97.6	0.0	44,076	103.6	0.0
都市計画税		2,624,984	98.7	2.6	2,667,760	101.6	2.7	2,688,973	100.8	2.7	2,740,270	101.9	2.7	2,765,058	100.9	2.7
水利地益税		0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	
旧法による税		0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	
合 計		99,892,166	95.1	100.0	99,212,538	100.1	100.0	100,677,321	101.5	100.0	101,738,548	101.1	100.0	101,287,995	99.6	100.0

令和三年度から令和五年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

○ その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和三年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

※都市計画税も同様

○ 税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、固定資産税の負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

(2) 令和三年度税制改正のポイント

令和三年度は三年に一度の固定資産税の評価替えの年に当たるが、評価替えによって税額が増加する土地については、令和三年度に限り、令和二年度の税額に据え置く特別な措置が講じられた。

今回の措置は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者や家計に対して、過度の負担増を生じさせないように配慮し、地域経済の支えを図るものであるが、市町村への影響としては、市町村税収が減収することが考えられる。

(3) 固定資産税の評価替えについて

固定資産税は、「適正な時価」を課税標準と

して課税されるものである。償却資産については、毎年度評価を行って価格を決定するが、土地と家屋については三年毎に評価額を見直すことになっている。

本来は、土地と家屋についても毎年評価の見直しを行い、「適正な時価」にもとづき課税を行うことが、納税者の税負担の公平性を保つこととなる。しかし、膨大な量の土地・家屋を毎年見直すことは、事実上不可能であることや、事務の簡素化やコストの最小化の観点から、現在の制度がとられている。そのため、第二年度（評価替えの翌年度）及び第三年度（評価替えの翌々年度）については、基準年度（評価替え年度）の価格をそのまま据え置くことになる。

(4) 下落修正措置について

○概要

固定資産税（土地）の課税標準額については、基準年度の価格を三年間据え置くこととされているものの、下落修正措置があり、令和三年度評価替えの場合は、据置年度である令和四年度又は令和五年度に地価が下落し、かつ、市町村長が固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、基準年度の価格に修正を加えることができる。この措置は、評価替え毎に税制改正で継続がなされており、令和三年度税制改正にも盛り込まれている。（地方税法附則第十七条の二）

○修正率を適応する単位

①市街地宅地評価法適用地域

用途地区（住宅地区、商業地区、工業地区等）

②その他の宅地評価法適用地域

状況類似地区（道路状況、家屋の疎密度等状況が類似する地域）

※地価の下落状況等に応じ、用途地区等をさらに細分化することが可能。

○地価下落の把握方法

都道府県地価調査（毎年七月一日時点及び不動産鑑定士等の鑑定評価等を活用し、下落状況を把握する）。

(5) 徳島県内の地価動向について

高松国税局が令和三年七月一日に公表した「四国四県の相続税路線価（※）」によると、本県における標準宅地二、四二三地点の評価変動率は前年に比べ平均一・三%減となり、二十年連続の下落、下げ幅は前年より一・〇ポイント拡大し、四国四県の中で最大であった。

県内における路線価の最高地点は十五年連続「徳島駅前広場」で、前年と比べ四・八%減の二九五、〇〇〇円であった。

なお、四国四県における最高地点は七年連続愛媛県の「大街道商店街」で、前年と同じく六六〇、〇〇〇円であった。また、全国における路線価の平均変動率は、前年と比べ〇・五%減であり、六年ぶりの下落となった。この原因としては、新型コロナウイルスによるインバウンドの激減や、テナントオフィス需要の縮小が大きく影響したと考えられる。

今後の地価動向については、日々、ワクチン接種が着々と進んでいるにもかかわらず、コロナ禍の収束が見通せないなかで、テレワークなどの行動変容の影響を見極める必要がある。

〔※〕相続税路線価とは、全国の主要道路に面した一平方メートルあたりの土地の評価額であり、基準日は一月一日。国土交通省が公表する公示地価の八割が目安であり、相続税や贈与税の算定基準となる。

4. 固定資産税に係る新型コロナウイルス経済対策について

(1) 新型コロナウイルス経済対策の概要

新型コロナウイルス感染症が社会経済に与える影響が甚大であることを鑑み、感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられた。

(2) 中小事業者等の家屋及び償却資産に対する課税標準の特例

○措置内容

厳しい経営環境にある中小企業に対して、令和三年度課税の一年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準をゼロまたは一／二とする。この措置による減収額については、全額国費で補填される。

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満	1 / 2
50%以上減少	全額

(3) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

特例措置の拡充・延長

○措置内容

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小企業等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。また、適用期限を令和四年度までの二年間に限り延長する。今回の拡充・延長による減収額については、全額国費で補填される。

対象地域	全国1,646自治体 ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
対象設備	機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの 事業用家屋 ※取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの 構築物 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%）を投資後3年間ゼロ～1 / 2に軽減 ※軽減率は各自自治体が条例で定める

(4) その他

固定資産税以外の税目においても様々な措置が行われているので、参考としていくつか記載をする。詳細は、参考文献に記載の総務省ホームページにて確認をしていただきたい。

- ・ 徴収の猶予制度の特例
- ・ 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

- ・ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応
- ・ 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化 等

5. おわりに

本稿の作成をとおして、県内市町村にとって固定資産税がどれほど重要な位置づけなのかを再認識できた。税収額の比率において固定資産税が大きくなる現象は、少子高齢化や若者の首都圏への転出による働き手の減少が原因であるといえるため、徳島県のみならず全国の地方団体においても同様である。

新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏への一極集中が問題視されテレワークが推進されている今、地方への移住促進政策をより進めていく必要があると考える。

今後、役場に戻った後もそのことを念頭に日々の業務に取り組んでいきたいと思う。

参考文献

- ・ 令和三年度版要説固定資産税 ぎょうせい発行
- ・ 令和三年度固定資産税関係資料集 (一財)資産評価システム研究センター
- ・ 総務省HP https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html
- ・ 財務省HP https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/ty2021/03talkou_mokujihon

新たな過疎法と過疎債について

市町村課主事（企画財政担当） 榎原隼大

はじめに

昭和三十年代以降、日本経済の高度成長の過程で、農山漁村を中心とする地方の人口が急激に大都市に流出した結果、地方において一定の生活水準や地域社会の基礎的條件の維持が困難になるなど深刻な問題が生じた。

こうした人口減少に起因する地域社会の諸問題に対処するため、昭和四十五年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、昭和五十五年には過疎地域振興特別措置法、平成二年には過疎地域活性化特別措置法、平成十二年には過疎地域自立促進特別措置法が制定された。

平成二十一年度末が期限となっていた過疎地域自立促進特別措置法は、平成二十二年に法期限が六年間延長され、平成二十四年六月には、東日本大震災による影響を考慮し、さらに五年間延長された。これにより本法律は、法期限が令和二年度までとなっていた。

そして、令和三年度から過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的として、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下、「新法」という。）が令和十三年三月三十一日までの時限立法として制定され、引き続き過疎対策が実施される運びとなった。

本稿では、過疎地域への代表的な支援措置の一つである過疎対策事業債（以下「過疎債」という。）を中心に紹介していきたい。

過疎地域について

「過疎地域」とは、新法において、「人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域」と規定されており、具体的には、新法で定める特定の期間の人口や財政力の要件に該当する市町村の区域を指す。（別途、市町村の廃置分合等があった場合の特例がある。）

令和三年四月一日時点の徳島県内の過疎地域（特定市町村の区域を含む。）は二十四市町村中、十三市町村であり、その内訳としては次のとおりである。

・新法第二条第一項及び第四十一条第一項の規定により過疎地域をその区域とする市町村（全部過疎）

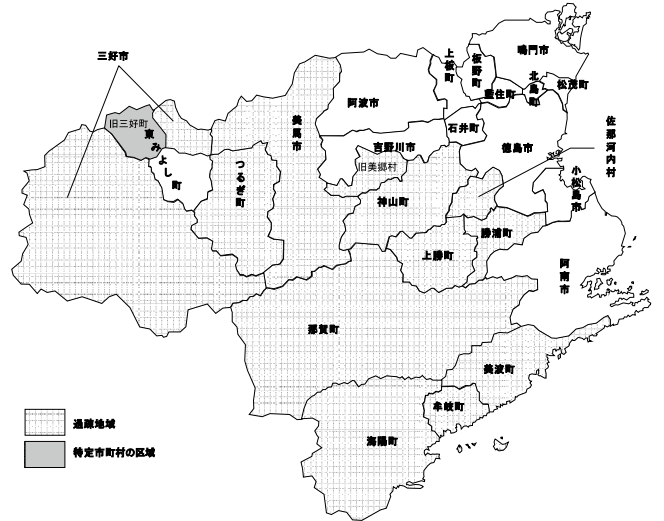
美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、つるぎ町

・新法第三条第一項もしくは第二項又は第四十一条第二項もしくは第三項の規定により過疎地域とみなされる区域（一部過疎）

吉野川市の区域のうち旧美郷村の区域

・新法附則第四条から第八条による経過措置区域（特定市町村の区域）

東みよし町の区域のうち旧三好町の区域



(「徳島県過疎地域持続的発展方針〈前期方針〉」より)

市町村計画の策定

新法施行に伴い、県では、同法第七条に基づき、本県の過疎地域持続的発展対策の大綱となる「徳島県過疎地域持続的発展方針」(以下「県方針」という。)を策定した。

県方針では、過疎地域の現状や課題を示すとともに、実施すべき施策などを定めている。

過疎地域の各市町村は、この県方針に基づき「過疎地域持続的発展市町村計画」(以下「市町村計画」という。)を策定することができる。市町村計画には持続的発展に関する目標等を定め、それぞれの地域において、過疎対策を総合的かつ計画的に推進することとなり、市町村計画

を策定することで、過疎債の発行が可能となる。

市町村計画において定めることとされている主な事項(新法より一部抜粋)

- 一 地域の持続的発展の基本的方針に関する事項
 - 二 地域の持続的発展に関する目標
 - 三 計画期間
 - 四 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの
 - イ 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項
 - ロ 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
 - ハ 地域における情報化に関する事項
 - ニ 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項
 - ホ 生活環境の整備に関する事項
 - ヘ 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
 - ト 医療の確保に関する事項
 - チ 教育の振興に関する事項
 - リ 集落の整備に関する事項
 - ル 地域文化の振興等に関する事項
- の推進に関する事項

過疎債の内容

1 過疎債の概要

本来地方債は、地方財政法第五条に定める経費に対して財源とすることができるとされているが、過疎債については、新法に基づく地方債であることから、地方財政法第五条に定める経費に該当しない経費についても、充てることができることとされている。

2 ハード分、ソフト分(基金含む)

過疎債の大きな特徴として、ハード分とソフト分の二種類があり、それぞれにおいて対象事業等が明確に区分されている。ハード分とは、他の事業債と同様に、道路や河川、学校といった公用・公共施設を対象としているのに対し、ソフト分では、次のような事業を対象としている。

～具体的な事業例～

①地域医療の確保 ○ 医師確保事業(診療所開設費用補助) ○ ICTを活用した遠隔医療	②生活交通の確保 ○ コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行 ○ バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助
③集落の維持及び活性化 ○ 集落支援員の設置、集落点検や集落課題の話し合いの実施 ○ 移住・交流事業(インターネット広報や空き家バンク等)	④産業の振興 ○ 農業の担い手・人づくり対策、6次産業化 ○ 企業誘致・雇用対策(コミュニティビジネスの起業等)

※その他 高齢者支援(配食サービス、通報システム)、子育て支援、教育振興、森林対策、鳥獣被害対策、伝統文化振興、自然エネルギー関係、防災対策等

(「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に関する説明会(R3.4.26～28)」資料より)

3 充当率・交付税措置率

過疎地域は比較的財政力が脆弱であり、地域の持続的発展に向けた事業を実施する必要があることから充当率、交付税措置率は他の地方債メニューに比して高く設定されている。

充当率は原則一〇〇%（公営企業会計分は五〇%、集落再編整備事業は七五%）

元利償還金の七〇%が普通交付税の基準財政需要額に算入される。

4 資金区分

ハード分

財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金

ソフト分（基金積立及び基金積立併用型を除く）

原則、財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金

ソフト分（基金積立及び基金積立併用型）
原則、民間等資金

新法における過疎債の見直しポイント等

1 令和三年度地方債計画額

五、〇〇〇億円（令和二年度から三〇〇億円増加）

2 対象事業の見直し

【ハード分】

・簡易水道施設であった施設（平成十九年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設

でなくなったもの）

・地方公共団体及び公共的団体等以外の者が開設する「へき地医療拠点病院」及び「へき地医療診療所」に対する補助

【ソフト分】

ソフト分の対象経費は、「将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業」であり、今回対象経費に当たらない経費の項目として、「地域の持続的発展に資することなく効果が一過性である事業に要する経費」を明記した。

○ 対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業を広く対象（出資及び施設整備費を除く）
※令和3年度地方債同意等基準に規定

- 1 市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
- 2 生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
- 3 地方債の元利償還に要する経費
- 4 地域の持続的発展に資することなく効果が一過性である事業に要する経費

（「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に関する説明会（R3.4.26～28）」資料より）

おわりに

過疎地域の振興を図るため、これまで約五十年間にわたり、生活基盤整備のハード事業並びに地域の実情に応じたソフト事業を実施してきた。

た。

この結果、公共施設の整備の面や住民の暮らしを守る対策などで一定の成果があがっているが、依然として都市部との格差が存在している。その一方で、ライフスタイルや価値観の多様化が進む中、田舎暮らしにあこがれ、スローライフを求める志向の高まりがみられるとともに、コロナ禍において、過疎地域は密集のリスクを避けながらスマートライフを実践できる場として、その「魅力や価値」が再認識されており、都市部を離れて地方への移住に関心をもつ若者も増えている。

このような、多様なライフスタイルを実現する機会を提供している場である過疎地域において持続的発展を達成するには、生活基盤整備はもとより、本県の魅力である「豊かな自然」をはじめとする「地域資源」や5Gをはじめとする未来技術などを活用しながら、地域の実情に応じた身近な生活交通や医療・福祉の確保、集落の維持・活性化及び地域人材の確保など、生活により密着した対策を、県や市町村、地域住民、民間企業等が一体となって取り組む必要がある。各市町村においては、安心して住み続けることができる地域づくりのため、過疎債をはじめとした支援措置を有効に活用いただければと思う。

【参考文献】

・総務省HP
・徳島県HP

地方債届出制度について

市町村課主事（企画財政担当） 西 岡 諒

はじめに

平成二十四年度から、協議制度の基本は維持しつつ、地域の自主性・自立性を高めるため、地方債協議制度を一部見直し、財政状況について一定の基準を満たす地方公共団体（以下「協議不要対象団体」という。）については、原則として、民間資金債の起債に係る大臣又は都道府県知事との協議を不要とし、事前に届け出ることのできる事前届出制が導入された。さらに、平成二十八年度からは、届出基準が一部緩和されるとともに、公的資金債の一部（特別転貸債・国の予算等貸付金債）に事前届出制が導入された。

本稿では、現行の地方債届出制度の内容を説明するほか、徳島県における制度の活用状況について触れていく。

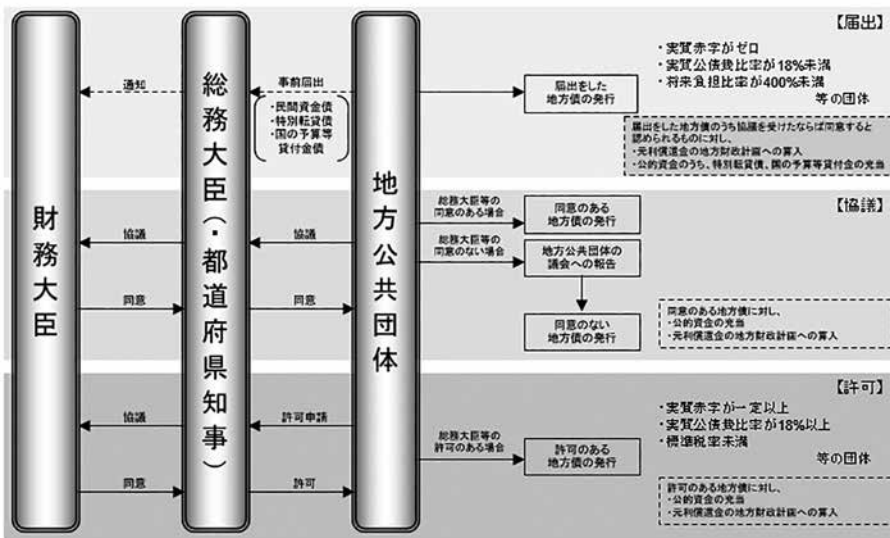
なお、本稿の内容は執筆時点（令和三年九月末日）の、主に「市町村分」に関するものであることを御留意いただきたい。

地方債の起債手続き

地方公共団体が地方債を発行するときは、原則として、都道府県及び指定都市にあっては総務大臣、市町村に

【資料1】（財務省、「地方債制度の概要：財務省」、https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/tihousaiseidonogaiyou.htm）

地方債起債手続きの概要



あつては都道府県知事と協議を行うことが必要とされている。【資料1】

総務大臣または都道府県知事の同意がある場合には、元利償還金が地方財政計画の歳出に算入されるとともに、公的資金の充當が可能とされており、仮に同意がない場合であっても、地方公共団体は議事に報告すれば地方債を発行できることとされている。

ただし、地方財政の健全性等の観点から、財政状況が悪化している地方公共団体が地方債を起債するときは、総務大臣又は都道府県知事の許可が必要とされている。

また、総務大臣は同意又は許可をしようとするときは、あらかじめ財務大臣と協議することとされている。

地方債届出制度

協議不要対象団体が届出制度対象事業債を発行するときは、原則として、協議を不要とし、事前届出で足りるものとされている。届出がされた地方債のうち、「協議を受けたならば同意をすることとなる」と認められるものは、その元利償還金が地方財政計画に算入されるとともに、その予定額が地方債計画に計上される。

なお、前述のとおり、平成二十八年度から、公的資金を充当する地方債のうち特別転貸債及び国の予算等貸付金債について、新たに届出制度の対象とされている。

また、協議不要対象団体の要件は次のとおりとなっている。

- ① 実質公債費比率が一八%未満であること
- ② 実質赤字額が〇であること
- ③ 連結実質赤字比率が〇であること
- ④ 将来負担比率が都道府県及び政令指定都市にあっては四〇%未満、市町村にあっては

三五%未満であること

ただし、協議不要対象団体であっても、資金の不足額がある公営企業に係る届出制度対象事業債を発行する場合は、協議を行うことが必要とされている。

届出手続

届出手続においては、地方債に関する省令に定める様式第二号及び第四号により、都道府県及び指定都市にあっては総務大臣に、市町村にあっては都道府県知事に届出が行われることとされている。

届出を受けた都道府県知事は、市町村分の地方債に係る届出地方債一覧表に、当該地方債が「協議を受けたならば同意をすることとなる」と認められるものかどうかについての意見を付し、総務大臣に報告することとされている。

なお、都道府県知事等は、都道府県及び指定都市の一般補助施設整備等事業債のうち特別転貸債分に係る届出に当たっては、同時に財務事務所（財務局）に対して起債届出書の写しを送付することとされている。

また、都道府県知事は、市町村の一般補助施設整備等事業債のうち特別転貸債分に係る総務大臣への報告に当たっては、同時に財務事務所（財務局）に対して届出地方債一覧表の写しを送付することとされている。

届出制度のメリット

届出制度における実務面でのメリットは大きく二点ある。

① 地方債発行の自由度の拡大

協議不要対象団体は、適正な手続きで届出を提出すれば、最短で一カ月程度で借入可能となり、国等との協議・同意を待つことなく直ちに地方債を発行することができることから、長期金利が低いときを狙って借入を実行する等、金利状況を含めた市場動向に応じて機動的な資金調達が可能となる。

また、金利変動リスクを軽減するため、年度を通じて毎月の地方債の発行量の平準化が行いやすくなる。

② 事務手続きの負担軽減

現行制度の下では、国や都道府県との間で、起債計画書や起債協議等一覧表の提出、資金区分調整、起債協議等の手続きを段階的に行っているが、協議不要対象団体になると事前届出のみで足りることから、事務手続きの負担軽減が期待できる。

県内の届出制度活用状況

本県二十四市町村が協議不要対象団体の要件を満たすかどうか、令和二年度市町村決算（令和三年八月末現在の集計状況の速報）で確認す

ると、すべての団体において要件を満たすことがわかった。【資料2】
 なお、令和二年度において徳島県内で届出を行った団体は一団体（三事業）だった。

おわりに

公的資金や民間資金の借入が混在する中では、これまでの協議事務に届出事務が入り交じり、かえって事務が煩雑化する等の懸念もある。

また、対象事業費の執行前に届出制度を活用して借入する場合には、年度内に事業費の執行が確実なもののみ借入するため、届出から借入のタイミングについても注意が必要となる。

しかし、協議よりも届出のほうが事務の簡略化に加え、より機動的な資金調達が可能となることがわかる。

こうした状況を踏まえ、各団体においては、届出制度をうまく活用していただければと考え

【資料2】（総務省、「令和2年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（速報）」、
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000308.html
 ※徳島県関係分を抜粋

資料					
1. 健全化判断比率(団体別)					
(1) 都道府県					
(単位:%)					
都道府県名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
徳島県	-	-	11.3	172.8	
都道府県(平均)	-	-	10.2	171.3	
(注) 1. 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。 2. 健全化判断比率を既に議会に報告し、公表している団体には、団体名の横に「*」を付している。 3. 平均値は加重平均である。					
(2) 市区町村(政令市を含む)					
(単位:%)					
都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
徳島県	徳島市	- (11.25)	- (16.25)	6.0	63.4
徳島県	鳴門市	- (12.88)	- (17.88)	13.2	127.7
徳島県	小松島市	- (13.57)	- (18.57)	13.6	114.6
徳島県	阿南市	- (12.44)	- (17.44)	4.9	-
徳島県	吉野川市	- (12.99)	- (17.99)	9.0	38.1
徳島県	阿波市	- (13.07)	- (18.07)	8.0	-
徳島県	美馬市	- (13.09)	- (18.09)	9.7	41.3
徳島県	三好市	- (12.87)	- (17.87)	7.1	-
徳島県	勝浦町	- (15.00)	- (20.00)	4.8	-
徳島県	上勝町	- (15.00)	- (20.00)	4.7	-
徳島県	佐那河内村	- (15.00)	- (20.00)	1.0	-
徳島県	石井町	- (14.47)	- (19.47)	5.9	-
徳島県	神山町	- (15.00)	- (20.00)	2.5	-
徳島県	那賀町	- (14.24)	- (19.24)	8.5	-
徳島県	牟岐町	- (15.00)	- (20.00)	8.8	36.9
徳島県	美波町	- (15.00)	- (20.00)	6.1	18.2
徳島県	海陽町	- (15.00)	- (20.00)	1.7	-
徳島県	松茂町	- (15.00)	- (20.00)	-3.6	-
徳島県	北島町	- (15.00)	- (20.00)	5.2	-
徳島県	藍住町	- (14.04)	- (19.04)	5.1	-
徳島県	坂野町	- (15.00)	- (20.00)	5.8	18.3
徳島県	上板町	- (15.00)	- (20.00)	6.2	-
徳島県	つるぎ町	- (14.87)	- (19.87)	10.7	22.9
徳島県	東みよし町	- (14.93)	- (19.93)	7.2	-
市区町村(平均)		-	-	5.7	24.9
(注) 1. 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。 2. ()内の数値は、各団体の早期健全化基準（財政規模に応じ設定）である。 3. 健全化判断比率が早期健全化基準以上である場合は、市区町村名及び当該比率を色塗りしている。 4. 健全化判断比率が財政再生基準以上である場合は、市区町村名及び当該比率を太枠で囲んでいる。 5. 健全化判断比率を既に議会に報告し、公表している団体には、団体名の横に「*」を付している。 6. 平均値は加重平均である。					

公営企業会計の適用について

市町村課主事（企画財政担当） 岡 本 千 秋

はじめに

地方公共団体が経営する企業（以下、「公営企業」という。）を取り巻く経営環境は、急速な人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、厳しさを増している。このような状況を踏まえ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上のため、総務省は公営企業会計の適用を各地方公共団体に要請しているところである。とくに下水道事業及び簡易水道事業は「重点事業」と位置づけられ、令和五年度までに公営企業会計へ移行することが求められており、重点事業以外の事業についても、令和五年度までにできる限り移行することが必要とされている。

本稿では、こうした要請を踏まえ、公営企業会計の特徴やその意義等について解説する。

公営企業会計の特徴について

公営企業の会計方式は企業会計方式によっており、一般会計等で採用されている官庁会計には見られない多くの特徴がある。まずは官庁会計との主な違いについて整理する。

(1) **発生主義** 官庁会計では現金の収入及び支出の事実に基づき経理記帳される「現金主義会計」をとっているのに対し、公営企業会計では現金の収支の有無に関わらず、資産の移動や収益・費用の発生事実に基づ

き、その都度記録する「発生主義会計」をとっている。例えば、物品を購入した場合、官庁会計では現金を支払った時点において支出として会計記録されるが、公営企業会計では現金の支払いがなくても、その債務が発生した時点、つまり物品の納品の検収をおこなった時点で費用として記帳される。発生主義により会計処理をすることで、当該年度の取引は全て記録できたことになるため、官庁会計のように出納整理期間は設けない。

(2) **複式簿記** 通常の経済活動では経済価値が相互に交換されることにより成立しており、「ある経済価値の増加は他の経済価値の減少をもたらす」という二面性をもっている。例えば、現金一〇万円で購入した物品を購入した場合、所有する現金が一〇万円減少する代わりに、物品という資産が増加することになる。この二つの側面を両方捉え、全ての経済価値の変動を記録するのが「複式簿記」である。これに対して官庁会計では、現金等の変動の一面のみを記録する「単式簿記」が採用されている。

(3) **期間損益算・費用配分** 官庁会計では現金主義をとる結果、当該年度の現金支出は全て当該年度の費用となる一方で、公営企業会計では現金の支出があってもその全てが当該年度の費用とはならない。その年度の収益の獲得に役立ったと考えられる部分

だけがその年度の費用として認められ、翌年度以降の収益に見合う部分は資産として繰り延べ、翌年度以降に順次費用化していく。

(4) 資産、負債及び資本の観念 官庁会計では、資産、負債、資本という観念がない。財産、物品、現金という資産の類似観念や、消極財産という負債の類似観念はあるものの、これらは全く別個に会計処理されている。一方で、公営企業会計では「資産＝負債＋資本」という算式が常に成り立っており、お互いが関連をもって会計処理されている。

(5) 財務諸表の作成 公営企業会計では、一会計期間における経営成績（利益や損失の額、費用と収益の状況）を表す「損益計算書」や、ある期日における財政状態（資産、負債、資本の額）を表す「貸借対照表」、一事業年度の資金収支の状況を業務活動、投資活動、財務活動ごとに表す「キャッシュ・フロー計算書」といった財務諸表を作成する必要がある。

(6) 弾力的な予算 一般会計等では、予算に計上されない経費の支出を行うことや予算に計上された額を超えて支出することはできないが（自治法第二百十條）、公営企業会計の場合、企業経営を経済情勢に応じて能率的に行うことができるよう、業務量の

増加に伴い収益が増加する場合においては、当該業務に直接必要な経費に限り、予算超過の支出が認められている。官庁会計で行っている公営企業も、職員の給料を除いて予算の弾力条項の定めがあるが（自治法第二百十八條第四項、自治令第四百九條）、地方公営企業法を適用した場合は、経費の制限はないため、より能率的な経営が可能になる。

公営企業会計適用の意義

冒頭で述べたとおり、近年の人口減少等に伴うサービス需要や料金収入の減少、高度経済成長期に集中的に整備された施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつある。このような状況下においても住民生活に必要なサービスを安定的に提供するために、中長期的な視点に立った経営基盤の強化や財務マネジメントの向上といった経営改革の必要性

地方公営企業法適用の意義

公営企業とは：住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う主体

公営企業を取り巻く状況の変化と改革の必要性

- 著しい人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況

将来にわたって持続可能な経営を確保するために、「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要

地方公営企業法財務規定等の適用

目的

- 経営状況（損益情報・ストック情報等）の的確な把握等
⇒ 経営効率化、経営改革の推進
⇒ より適切な説明責任

公営企業会計の適用

- 発生主義・複式簿記の採用
- 経営成績（毎年度の利益・損失等フロー情報）、財政状態（資産・負債等ストック情報）の早期把握

予算・資産の弾力的運用

- 業務量の増加に応じた収入の支出への充当
- 資産の運用に係る特例（議会の議決不要）

期待される効果

将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握

- 持続可能なストックマネジメント等の推進
- 適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能に
- 広域化、民間活用等の抜本改革の推進
- 企業間での経営状況の比較
- 分かりやすい財務情報に基づく住民や議会によるガバナンスの向上
- 職員の経営マインドの育成

が高まっている。こうした取り組みには、資産およびコストを含む全体の経営状況を比較可能な形で把握した上で、将来に向けての経営の見通しを立てていくことが有効であり、公営企業

（総務省自治財政局作成）

会計を適用し、それに基づく経営分析を通じて適切な判断を行っていくことが重要である。

公営企業会計では、発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表を作成することで、経営状況や資産等をより正確に把握することが可能になる。これにより、持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能になるだけでなく、他の類似の公営企業や民間企業との比較が可能となり、経営成績や財政状態をより正確に評価・判断することもできる。比較だけではなく、広域化や民間活用といった抜本的な改革の推進にあたっては、公営企業会計に基づく財務情報を関係者間で共有することが有効であると考えられる。

また、官庁会計とは異なり予算を超える弾力的な支出が可能になることで、住民ニーズへの迅速な対応や経営の効率化、サービスの向上といった効果や、わかりやすい会計の採用により、開示情報の充実がなされることで、住民や議会のガバナンスの向上も期待できる。加えて、企業会計的な財務処理の知識やノウハウをもった有為な人材が育成され、損益を正確に認識し資産と負債の最適化を意識することで、最小の経費で最大の効果を発揮する、経営マインドを持った人材が養成されるといった効果も見込まれている。

公営企業会計の適用の更なる推進について

総務省は「公営企業会計の適用の推進について」（平成二十七年一月二十七日付け総務大臣通知）により、平成二十七年度から平成三十一年度までの五年間を「集中取組期間」と位置づけるとともに、下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」とし、集中取組期間内に公営企業会計へ移行することを要請した。これにより、人口三万人以上の団体の重点事業については、取組に大幅な進捗が見られ、本県においても対象事業の全てが公営企業会計への移行を完了させた。一方で、人口三万人未満の団体については取組に差異が見られ、一層の取組が求められる状況であった。

このような状況を踏まえ、総務省は「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成三十一年一月二十五日付け総務大臣通知）により、公営企業会計適用拡大に向けた新たなロードマップを示した。「集中取組期間」に引き続き、令和元年度から令和五年度までを「拡大集中取組期間」と位置づけ、次のとおり公営企業会計の適用に取り組むよう各地方公共団体に要請している。

- ・人口三万人以上の団体については、下水道事業のうち公共下水道及び流域下水道並びに簡易水道事業について、集中取組期間内に移行することが必要である。集落排水及び合併浄

化槽についても、遅くとも拡大集中取組期間内に移行することが必要である。

- ・人口三万人未満の団体については、重点事業について遅くとも拡大集中取組期間内に移行することが必要である。

重点事業以外の事業については、公営企業として継続的に経営を行っていく以上は原則として公営企業会計の適用が求められることから、拡大集中取組期間内にできる限り移行することが必要である。特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討すること。

以上が総務省からの要請であるが、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減するために、総務省は「地方公営企業法適用に関するマニュアル」の改訂や先進事例の紹介、所要経費に対する地方財政措置の拡充といった支援を実施している。令和三年度からは、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、公営企業会計の適用に係るアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」が新しく創設された。なお、本県においても毎年、公認会計士の方を講師にお招きし公営企業会計適用に関する研修を実施しており、積極的に活用していただきたい。

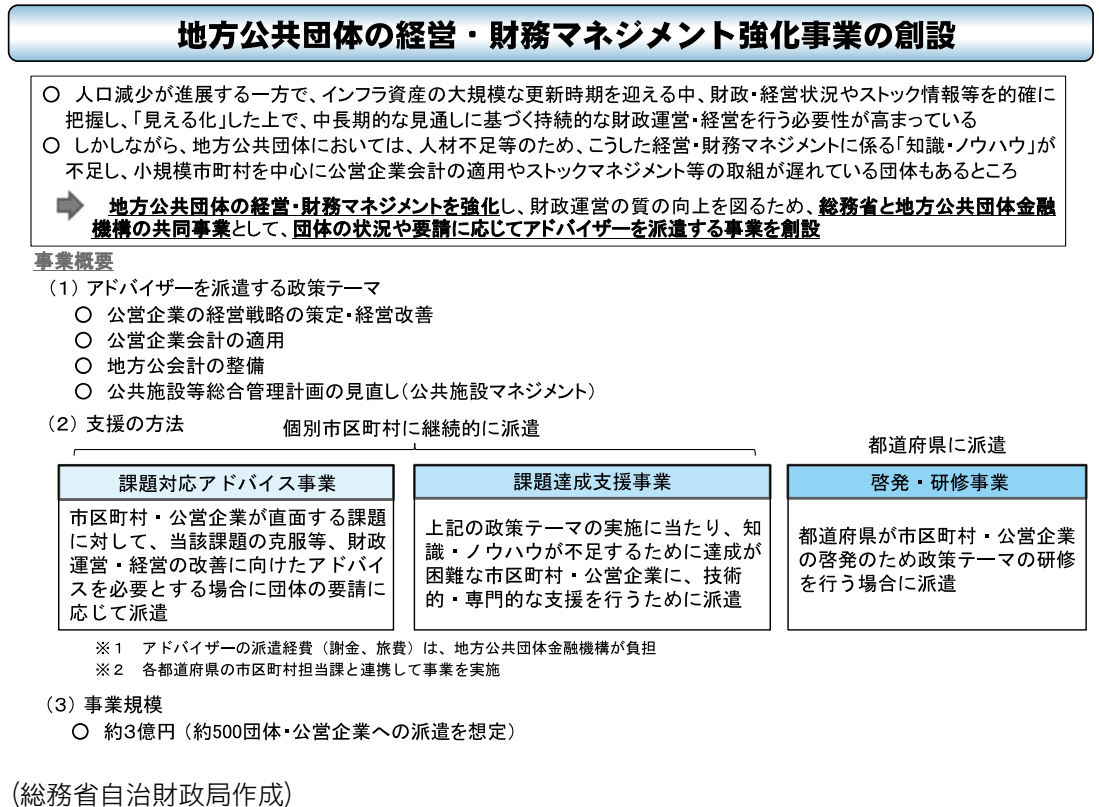
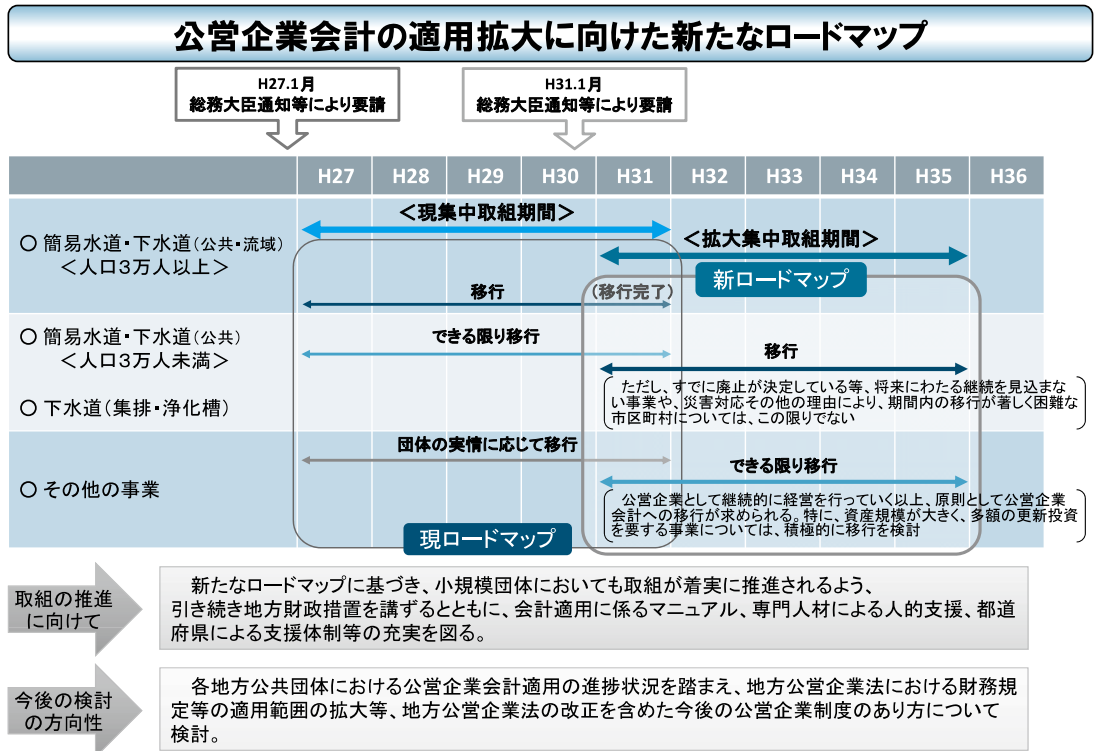
おわりに

公営企業の将来にわたる安定的な経営の継続

のため、経営や資産の状況の「見える化」による経営基盤の強化が必要である。公営企業会計の適用によって得られる情報を適切に活用し、その情報に基づいた経営を行っていくことが、

経営基盤強化の一助となり得ると考えている。各団体においては、公営企業会計適用の必要性を十分に認識したうえで、早期に適用を推進していくことが期待される。

参考資料
地方公営企業法の適用に関するマニュアル
(平成三十一年三月改訂版)
(総務省自治財政



地方公共団体における 基金の現状について

市町村課主事（企画財政担当） 木内 一 恵

はじめに

学校教育や福祉・衛生、警察・消防、道路や河川等の社会基盤の整備を始めとした国民生活に密接に関連する行政は、その多くが地方公共団体の手で実施されており、地方財政は国の財政と並ぶ車の両輪として、極めて重要な地位を占めている。

地方公共団体は、今後、人口減少や少子高齢化などの影響による財政負担を伴う様々な行政課題に直面すると予想されており、これらに対する備えの一つとして、「基金の積立」がある。本稿では、「基金」の概要や、現状について触れていきたい。

基金の分類と特徴

将来の財政需要に備え、財源をあらかじめ確保すること等により、健全な財政運営に資するため、地方公共団体が積み立てているのが基金である。

地方公共団体の基金については、一般的に「積立基金」と「運用基金」の二種類に大別される。

「運用基金」は、公共用地の取得・造成など、特定の事業等を運営するために一定額の原資金を回転運用するものである。これに対して「積立基金」は、財政の維持や特定の目的のために必要資金を積み立てるもので、積立における裁量は運用基金より大きい。規模の面でも、積立基金の方が運用基金よりも大きい。

「積立基金」は、「財政調整基金」、「減債基金」及び「その他特定目的基金（以下、「特定目的基金」という。）」の三つに分類され、地方自治法上、公有財産、物品などとともに「財産」のひとつとして分類されている。

「財政調整基金」は、年度間の財源不均衡の調整を行うために地方公共団体が積み立てているものであり、税収を含めて歳入が著しく増加した年度において、安易に一般歳出の規模を膨らませず、将来に備えて積立を行う。また、必要な歳出の確保が困難な場合に、積立金を取崩すことにより、財源を確保するために用いられる。

「減債基金」は、将来の地方債の償還費に充てるために地方公共団体が積み立てるものである。

「特定目的基金」は、財政調整基金、減債基金を除いた積立基金の総称であり、条例で定められた目的に沿って積立を行う。基金の目的は多岐にわたっており、市町村では「公共施設整備（庁舎以外）」「まちづくり推進」「教育振興」などがある。また、基金の名称や積立規模は、施策の内容や必要な財源の規模に応じて様々である。

本稿では「積立基金」を対象とする。

地方自治法・地方財政法における 基金の位置づけ

基金は、地方自治法第二百四十一条において

次のように定められている。

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

二 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならぬ。

三 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

四 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

五 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議事に提出しなければならない。

六 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

七 基金の管理については、基金に属する財産の種類に依り、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

八 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

また、同法第二百三十三条の二により、一般会計及び特別会計において決算剰余金が生じる場合※には、原則として翌年度の予算に編入することとされた。

これらのように、地方公共団体の基金は、条例で定めて設置し、目的に沿って積立を行うものとされている。

※決算剰余金が生じる場合とは、決算で歳入が予算を上回って収入されたか、あるいは歳出が予算を下回って支出されたときに、収入額が支出額を上回った分が剰余金として計算される。また、地方財政法第七条の規定によって、剰余金の処分は二分の一以上積み立てるか地方債の繰上償還の財源に充てることと義務付けられている。

全国の積立基金の状況

総務省が平成二十九年十一月に公表した「地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果のポイント及び分析」では、十年間の基金の増加理由等を分析している。平成十八年度末に一

三・六兆円であった地方公共団体の基金残高は、平成二十八年度末には七・九兆円増の二一・五兆円に膨張している。【資料1】

【資料1】区分別の基金残高

	平成28年度末	平成18年度末	増加額	増加率
基金総額	21兆5,461億円	13兆6,022億円	7兆9,439億円	58.4%
都道府県	6兆9,772億円	3兆8,768億円	3兆1,004億円	80.0%
市町村	14兆5,690億円	9兆7,254億円	4兆8,435億円	49.8%

(内訳)

	平成28年度末	平成18年度末	増加額	増加率
財政調整基金	7兆5,241億円	4兆720億円	3兆4,521億円	84.8%
都道府県	1兆5,592億円	7,315億円	8,277億円	113.1%
市町村	5兆9,649億円	3兆3,404億円	2兆6,245億円	78.6%
減債基金	2兆5,440億円	2兆1,398億円	4,042億円	18.9%
都道府県	1兆1,344億円	1兆713億円	631億円	5.9%
市町村	1兆4,096億円	1兆686億円	3,410億円	31.9%
特定目的基金	11兆4,781億円	7兆3,904億円	4兆876億円	55.3%
都道府県	4兆2,836億円	2兆740億円	2兆2,096億円	106.5%
市町村	7兆1,945億円	5兆3,165億円	1兆8,780億円	35.3%

(注) 市町村は特別区及び一部事務組合等を含む。特記がある場合を除き、以下同じ。

図表中の数値については、表示単位未満四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。以下同じ。

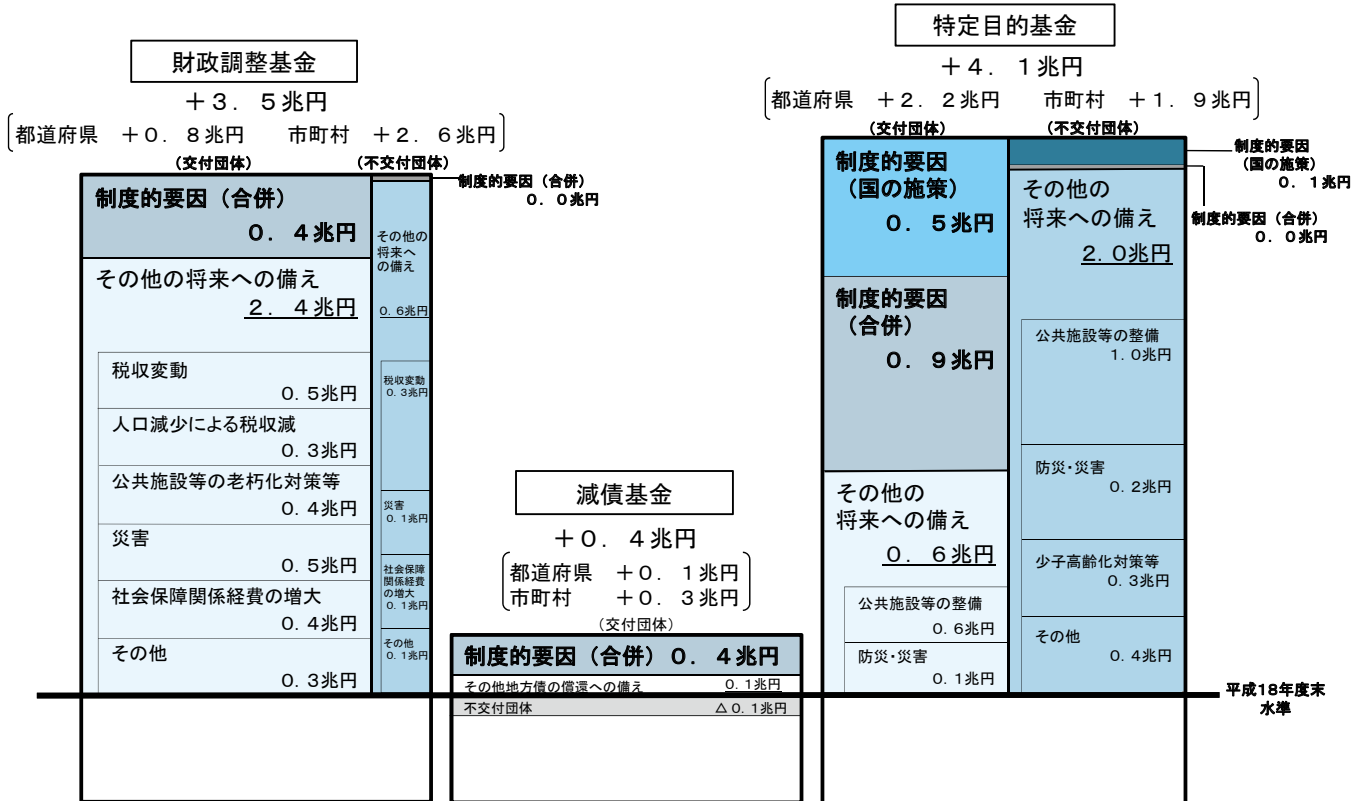
※1 平成28年度末の基金残高は、「平成28年度普通会計決算の概要(速報)」における積立金現在高の状況による。以下同じ。

※2 東日本大震災分には、平成28年熊本地震分(平成28年度:518億円)を含む。以下同じ。
平成28年度末の東日本大震災分の基金残高は、都道府県9,932億円、市町村1兆940億円の合計2兆872億円となっている。

増加の主な要因は、国の施策や市町村合併といった「制度的な要因」、景気の動向による法人関係税等の変動、人口減少による税収減、公共施設等の老朽化対策等、災害、社会保障関係経費の増大といった「将来の歳入減少・歳出増加への備え」などがあり、増加の要因を基金の種類別に整理したものが、【資料2】である。

また、基金積立の方策として、多くの地方公共団体が、「行革、経費節減等により捻出した額」や入札差金など事業執行で発生した「歳出の不要額」を主として財源を確保している。

【資料2】基金の種類別の分析



過去十年間の県内市町村の積立基金の推移状況は【資料3、4】のとおりである。十年前と比較しても、大幅に増加している。基金別でみると、財政調整基金は十八、九四五百万円、減債基金は十六、六二七百万円、特定目的基金は十一、八七〇百万円の合計二七、四四三百万円増加している。増加要因は、総務省の分析と同様に、社会保障関係経費の増加や公共施設等の老朽化対策、災害等の突発的な財政需要への備え等が考えられる。

また、令和二年度末の積立金現在高は【資料5、6】のとおりである。現在高合計は、一六五、五六七百万円であり、前年度末に比べて九二百万円、〇・一%の増加となっている。基金の種類別でみると、財政調整基金は、六六、〇〇五百万円で、前年度末から二、二八百万円、三・三%の減少となっている。減債

県内市町村における積立基金の状況
(令和二年度末時点・速報値)

【資料3】徳島県内の基金の推移

(単位：百万円)

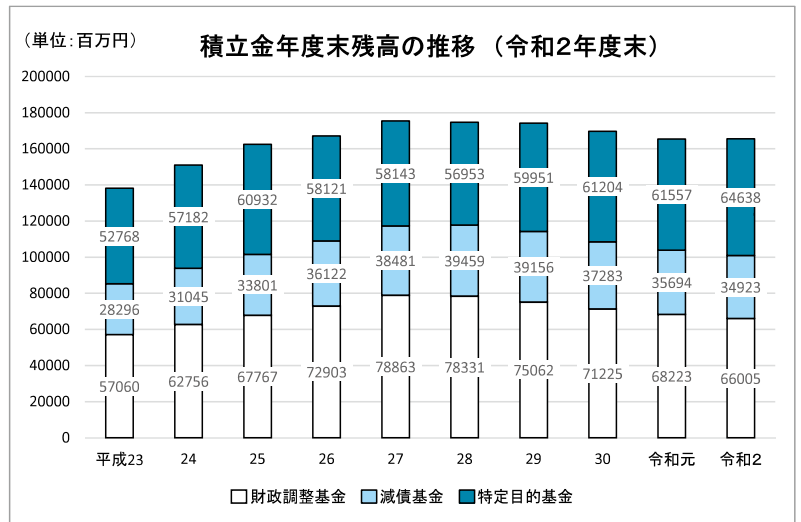
	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
財政調整基金	57,060	62,756	67,767	72,903	78,863	78,331	75,062	71,225	68,223	66,005
減債基金	28,296	31,045	33,801	36,122	38,481	39,459	39,156	37,283	35,694	34,923
特定目的基金	52,768	57,182	60,932	58,121	58,143	56,953	59,951	61,204	61,557	64,638
合計	138,124	150,984	162,500	167,146	175,487	174,743	174,169	169,712	165,475	165,567

基金は、三四、九三百万円であり、前年度末から七七一百万円、二・二%の減少となっている。特定目的基金は、六四、六三八百万円であり、前年度末から三、〇八一百万円、五・〇%の増となっている。

特定目的基金の増加理由としては、新たな基金の増設等で積み立てた団体が複数あったことが要因と考えられる。

基金残高の増減の状況は、市町村によって様々であり、各市町村の自主的な判断に基づき、健全な財政運営の結果となっている。

【資料4】 徳島県内の積立金残高の推移

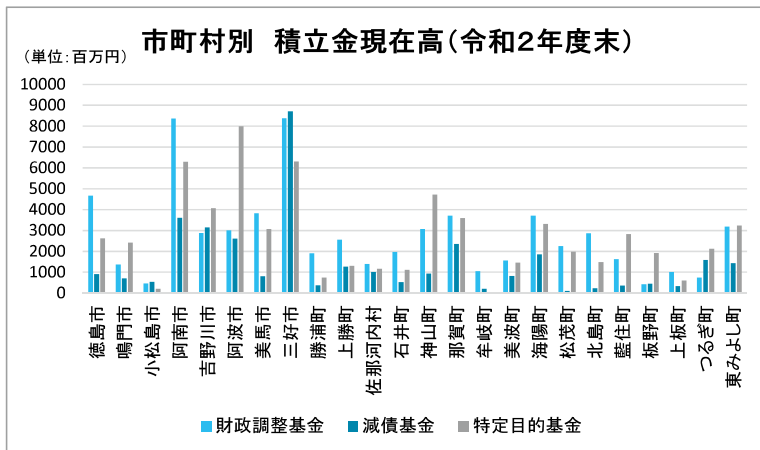


【資料5】 市町村別 積立金残高額 (令和2年度末)

(単位: 百万円)

	財政調整基金	減債基金	特定目的基金	合計
徳島市	4,668	913	2,629	8,211
鳴門市	1,363	708	2,409	4,480
小松島市	460	537	207	1,204
阿南市	8,364	3,618	6,291	18,273
吉野川市	2,885	3,143	4,072	10,100
阿波市	3,006	2,613	8,006	13,625
美馬市	3,827	813	3,063	7,704
三好市	8,381	8,718	6,314	23,412
勝浦町	1,912	380	747	3,039
上勝町	2,560	1,260	1,303	5,123
佐那河内村	1,406	1,016	1,169	3,591
石井町	1,970	524	1,106	3,600
神山町	3,066	932	4,722	8,721
那賀町	3,706	2,360	3,605	9,671
牟岐町	1,051	202	31	1,284
美波町	1,570	825	1,463	3,858
海陽町	3,702	1,853	3,313	8,868
松茂町	2,248	110	1,981	4,340
北島町	2,874	239	1,481	4,594
藍住町	1,621	353	2,837	4,811
板野町	428	452	1,921	2,800
上板町	1,004	327	602	1,934
つるぎ町	753	1,593	2,129	4,474
東みよし町	3,180	1,435	3,237	7,851
合計	66,005	34,923	64,638	165,567

【資料6】 市町村別 積立金残高 (令和2年度末)



おわりに

地方公共団体では、長期的視野を持って財政運営を行う中で、それぞれの地域の実情も踏まえながら、新型コロナウイルスの影響や、今後の人口減少による税収減、公共施設等の老朽化対策の推進や災害対応など様々な将来への備えとして、行政改革や経費削減の歳出抑制努力を行いつつ、基金の積立・取崩しを行い、その趣旨に沿った活用がなされている。

〈参考文献〉

総務省資料・HP

令和元年度市町村普通会計 決算統計等について

市町村課主事（企画財政担当） 岩城正昂

図1 地方公共団体の会計



(令和3年度地方財政白書ビジュアル版より)

1 地方財政の役割と決算区分

都道府県や市町村は、様々な行政分野の担い手であり、国民生活に大きな役割を果たしている。本稿ではこれらの地方公共団体のうち、特に徳島県内市町村の普通会計決算について触れていく。

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分整理されているが、各団体の会計区分は様ではない。そこで、地方公共団体相互間の比較を可能とする観点から、決算統計では普通会計という統一の概念を用いて整理を行い、その他の会計は公営事業会計として区分をする。

2 令和元年度決算の概況

令和元年度の決算規模は

歳入決算額

三八三、〇一四百万円

(対前年度比+四、三八六

百万円 +一・二%)

歳出決算額

三七〇、九七一百万円

(対前年度比+六、二五一

百万円 +一・七%)

となっている。

3 歳入

令和元年度の歳入決算額は、三八三、〇一四百万円で、国庫支出金や地方特例交付金等の増加等により、前年度に比べて四、三八六百万円、一・二%の増となっている。

4 歳出

令和元年度の歳出決算額は、三七〇、九七一百万円で、前年度に比べて六、二五一百万円、一・七%の増となっている。

(1) 目的別歳出

民生費は一三五、〇〇六百万円で、幼児教育・

表1 決算規模の状況

(単位：百万円、%)

区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率
歳入総額	380,043	0.9	378,628	△ 0.4	383,014	1.2
歳出総額	367,619	1.5	364,720	△ 0.8	370,971	1.7

表2 歳入の状況

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	増 減 額	増 減 率
地方税 ①	101,288	26.4	101,739	26.9	△ 451	△ 0.4
地方譲与税 ②	3,539	0.9	3,245	0.9	294	9.1
地方特例交付金等 ③	1,839	0.5	359	0.1	1,480	412.3
地方交付税 ④	92,334	24.1	91,519	24.2	815	0.9
地方消費税交付金等各種交付金 ⑤	14,697	3.8	16,155	4.2	△ 1,458	△ 9.0
国庫支出金	51,694	13.5	49,038	12.9	2,656	5.4
県支出金	28,310	7.4	26,188	6.9	2,122	8.1
繰入金	16,775	4.4	17,368	4.6	△ 593	△ 3.4
地方債	39,380	10.3	40,150	10.6	△ 770	△ 1.9
うち臨時財政対策債 ⑥	9,407	2.5	11,248	3.0	△ 1,841	△ 16.4
その他	33,158	8.7	32,867	8.7	291	0.9
歳入合計	383,014		378,628		4,386	1.2
うち一般財源 ①+②+③+④+⑤	213,697	55.8	213,017	56.3	680	0.3
(参考) ①+②+③+④+⑥	208,407	54.4	208,110	55.0	297	0.1

※端数処理の関係上、計が合わないことがある。

表3 目的別歳出の状況

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	増 減 額	増 減 率
総務費	49,599	13.4	49,564	13.6	35	0.1
民生費	135,006	36.3	129,621	35.5	5,385	4.2
衛生費	36,115	9.7	35,599	9.8	516	1.4
労働費	134	0.1	167	0.1	△ 33	△ 19.8
農林水産業費	11,893	3.2	11,754	3.2	139	1.2
商工費	6,518	1.8	5,908	1.6	610	10.3
土木費	33,842	9.1	32,848	9.0	994	3.0
消防費	13,325	3.6	14,247	3.9	△ 922	△ 6.5
教育費	39,263	10.6	39,165	10.7	98	0.3
災害復旧費	2,785	0.8	2,976	0.8	△ 191	△ 6.4
公債費	38,982	10.5	39,337	10.8	△ 355	△ 0.9
その他	3,509	0.9	3,534	1.0	△ 25	△ 0.7
歳出合計	370,971		364,720		6,251	1.7

※端数処理の関係上、計が合わないことがある

保育の無償化に伴う児童福祉費の増加等により前年度に比べて五、三八五百万円、四・二%の増となっているほか、商工費は六、五一八百万

円で、プレミアム付商品券事業の実施等により前年度に比べて六一〇百万円、一〇・三%の増となっている。

(2) 性質別歳出
義務的経費のうち、扶助費は七三、六九五百万円で、幼児教育・保育の無償化に伴う児童福祉費の増加等により前年度に比べて一、六一四百万円、二・二%の増となっている。また、その他の経費のうち、補助費等は、三二、一〇二百万円で、プレミアム付商品券事業の実施等により前年度に比べて三、二六八百万円、一・三%の増となっている。

5 経常収支比率

財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、九

三・二%で前年度に比べて〇・七ポイント上昇している。主な原因は、社会保障関係費に係る扶助費等が増加したことによるものである。

表4 性質別歳出の状況

(単位：百万円、%)

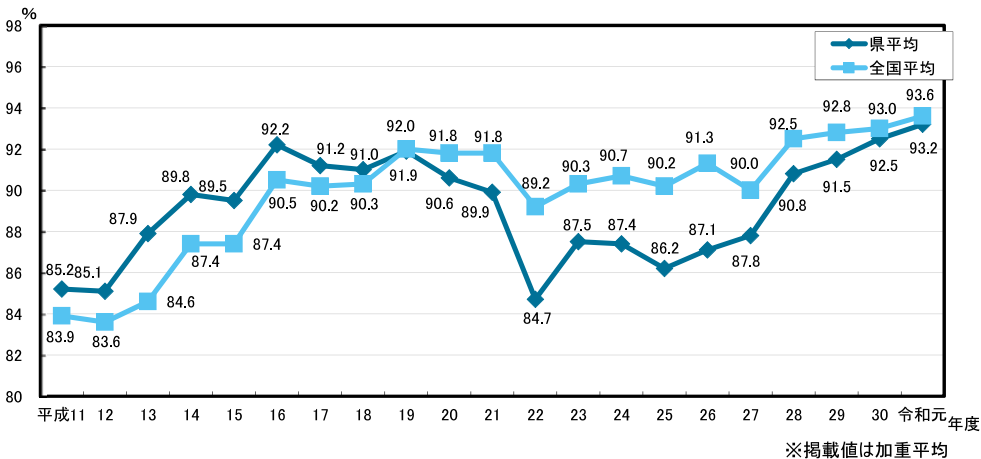
区 分	令和元年度		平成30年度		比 較		
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	
義務的経費	174,193	46.9	173,762	47.6	431	0.2	
内 訳	人件費	61,516	16.6	62,349	17.1	△ 833	△ 1.3
	うち議員・委員等報酬など	5,597	1.5	5,398	1.5	199	3.7
	うち職員給	40,954	11.0	41,138	11.3	△ 184	△ 0.4
	うち退職金	5,106	1.4	5,847	1.6	△ 741	△ 12.7
	扶助費	73,695	19.8	72,081	19.8	1,614	2.2
	公債費	38,982	10.5	39,332	10.8	△ 350	△ 0.9
投資的経費	54,449	14.7	53,831	14.8	618	1.1	
内 訳	普通建設事業費	51,664	13.9	50,855	13.9	809	1.6
	うち補助事業費	19,246	5.2	20,506	5.6	△ 1,260	△ 6.1
	うち単独事業費	31,464	8.5	29,477	8.1	1,987	6.7
	災害復旧事業費	2,785	0.8	2,976	0.8	△ 191	△ 6.4
その他の経費	142,329	38.4	137,127	37.6	5,202	3.8	
内 訳	物件費	51,753	14.0	49,170	13.5	2,583	5.3
	補助費等	32,102	8.7	28,834	7.9	3,268	11.3
	うち一部事務組合負担金	11,526	3.1	11,063	3.0	463	4.2
	積立金	10,836	2.9	11,338	3.1	△ 502	△ 4.4
	繰出金	40,864	11.0	41,141	11.3	△ 277	△ 0.7
	うち国保会計繰出金	7,670	2.1	7,790	2.1	△ 120	△ 1.5
	うち介護会計繰出金	13,207	3.6	12,532	3.4	675	5.4
	うち後期高齢者医療会計繰出金	13,872	3.7	13,566	3.7	306	2.3
	その他	6,774	1.8	6,644	1.8	130	2.0
歳出合計	370,971		364,720		6,251	1.7	

※端数処理の関係上、計が合わないことがある。

6 実質公債費比率

実質公債費比率は、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものであり、地方債の元利償還金の減少等により、県加重平均で七・二%となり三年ぶりに減少した。

図2 経常収支比率の推移



基金の年度末現在高は一六五、四七五百万円で、前年度末に比べて四、一三七百万円、二・五％の減少となっている。

8 基金の年度末現在高

地方債現在高は、三八六、七七二百万円で、前年度末に比べて二、四九九百万円、〇・七％の増加となっており、三年連続での増加となっている。

7 地方債現在高

図3 実質公債費比率の推移

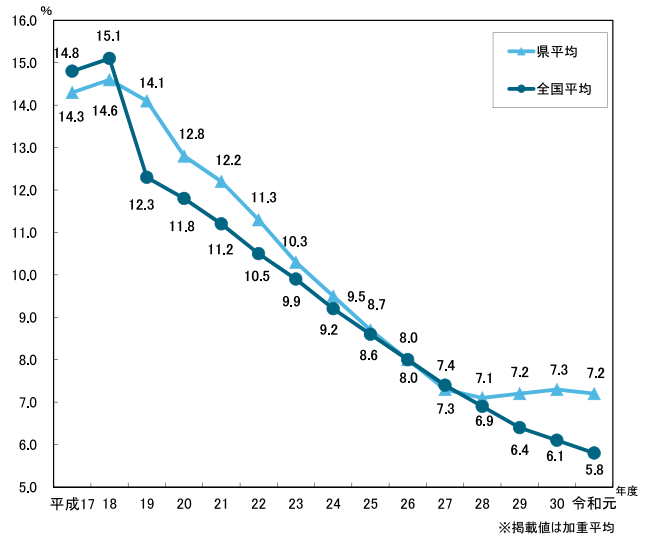
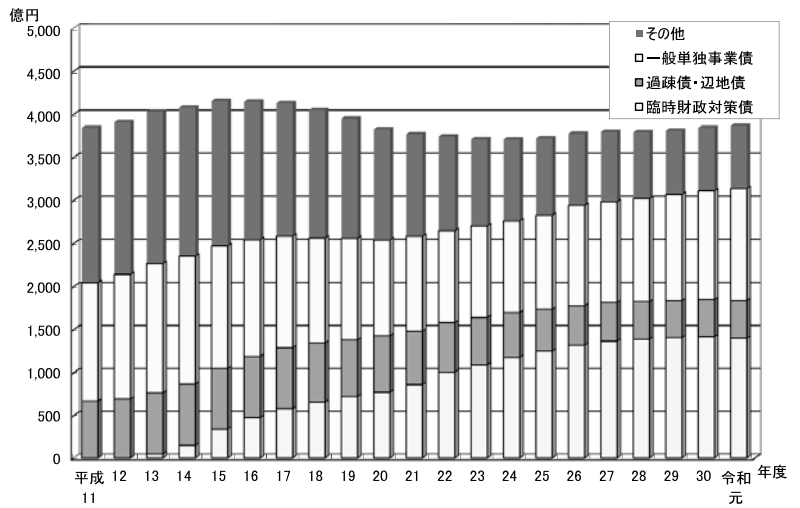


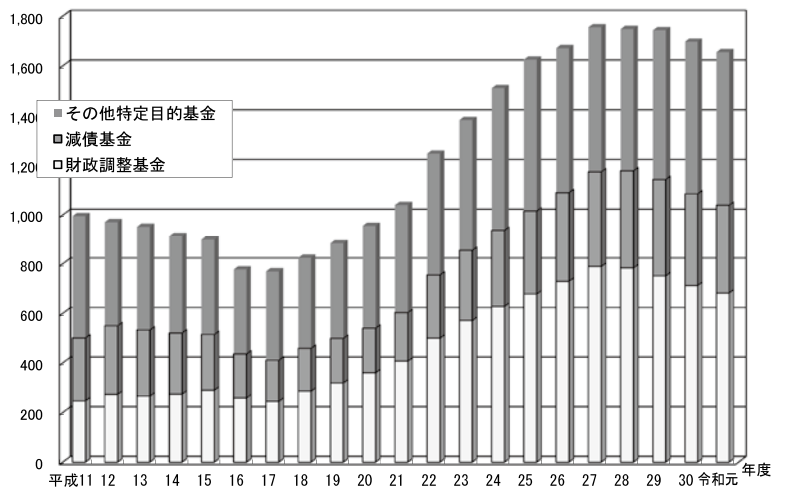
図4 地方債現在高の推移



9 まとめ

本稿執筆時にて確報値の出ているなかで最新の令和元年度徳島県市町村の普通会計決算について、各項目を確認してきた。決算規模・歳入・歳出については、幼児教育・保育の無償化やプレミアム付商品券事業等の特徴的な事業による影響が大きく見られた。また、経常収支比率については、県平均値（加重平均）が昨年度に引き続き上昇しており、社会保障関係費の増加等により財政構造の硬直化が進んでいることがう

図5 基金の年度末現在高の推移



かがえる。実質公債費比率や地方債現在高、基金の年度末現在高については、各市町村の個々の事業の執行状況が全体の数値として現れる結果となった。これらの普通会計決算については、主な数値が、財政状況資料集としてまとめられており、各市町村及び徳島県のホームページにて公表されている。各市町村においては、他団体との比較や各項目の分析により、新年度の予算編成の参考としていただく等、これらの決算情報を是非ご活用いただきたい。

地方創生関係交付金はじめの一步

とくしまぐらし応援課主事（地方創生担当） 勝 岡 慶 太

はじめに

地方創生関係交付金に携わる場合、制度の成り立ちや目的を知っておくことが重要である。それぞれの交付金制度の趣旨に添った計画を立てなければ、採択されないし、また、運用で悩んだときに、その制度の成り立ちをひも解くことで、答えを導き出せることがあるからである。入門編ということで、概要をつかむことを目的とし、興味を持った事柄についてはそれぞれの交付金のホームページを参照していただきたい。本稿が、地方創生交付金に関わる部署に初めて配属された方に役立つようなものになれば幸いである。

地方創生関係交付金の基礎用語

まち・ひと・しごと創生法

目的

少子高齢化の進展に的確に対応
 人口の減少に歯止めをかける
 東京圏への人口の過度な集中を是正
 それぞれの地域で住みよい環境を確保
 将来にわたって活力ある日本（にっぽん）社会を維持
 まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施

人口ビジョン

創生法第八条第三項を根拠に、人口の現状を分析及び検証し、今後の見通しを示すもの。

まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）

国・都道府県・市町村の戦略の三種類がある。都道府県は国の戦略を勘案し、市町村は国及び都道府県の戦略を勘案することになっている。徳島県の戦略で最も新しいのが、『vs東京』とくしま回帰』総合戦略』未知の世界への挑戦』（二〇二二改定版）で、県内の全市町村が独自の総合戦略を策定済みである。

地域再生法

目的

地方公共団体が作成する地域再生計画の認定及び認定された計画に基づく支援措置を通して、地方公共団体が行う自主的・自立的な、地域の活力の再生に関する取組を支援。

地域再生法が地域再生計画や地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税などの根拠になっている。

地方創生推進交付金

目的

地方創生の新展開を図ること。

支援対象

地方版総合戦略に示されている、自主的・主

体的で先導的な事業。

自主的・主体的で先導的な事業	先駆タイプ	横展開タイプ	Society5.0タイプ
官民協同、地域間連携、政策間連携等の先駆的要素が含まれる事業。	先駆的・優良事例の横展開を図る事業。	地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる事業。	

地方創生拠点整備交付金

目的

地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく施設等整備計画を支援すること。

支援対象

地域の所得や消費の拡大を促すとともに「まち」の活性化につながる先導的な施設整備等。KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組。

地方創生関係交付金

以上の地方創生推進交付金と地方創生拠点整備交付金の二つが、創生法に基づく「地方創生

関係交付金」に分類される。

さらに、令和二年度に創設された、地方創生テレワーク交付金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金もある。名前は似ているが、制度的に異なるので地方創生関係交付金には分類されていない。

地方創生テレワーク交付金

目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に国民の意識・行動の変容が見られることを踏まえ、地方でのサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・滞在の取組等を支援することにより、地方への新しい人の流れを創出し、東京圏への一極集中是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図ること。

支援対象

サテライトオフィス等の施設整備・運営や、民間の施設開設・運営への支援等、地方創生に資するテレワークの推進により地方への新たなひとの流れを創出する地方公共団体の取組。

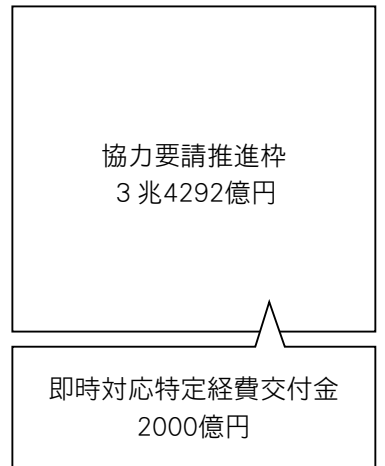
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

目的

新型コロナウイルスの感染拡大を防止すると

ともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施できるようにすること。次の図と表を参考にさせていただきたい。

財源	第1次補正予算	第2次補正予算	予備費	第3次補正予算	予備費
交付対象事業	次を目的とした事業 感染拡大の防止 雇用の維持と事業の継続 経済活動の回復 強靱な経済構造の構築	同左	休業要請等に応じた事業者に対する給付金	第1次及び第2次と同じ。ただし、次を目的とした事業も対象に追加。 ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現	通常分と同じ ただし、事業者支援分を創設。
予算額	1兆円	2兆円	3兆3792億円	1兆5000億円	5000億円
用途の区分け	通常分 1兆円	通常分 1兆9500億円 協力要請推進枠 500億円	協力要請推進枠 3兆3792億円	通常分 1兆3000億円 即時対応特定経費交付金 2000億円	事業者支援分 5000億円



通常分

交付金の目的に沿っていけば幅広い事業に活用することができる。わかりやすい例だと、公立病院のコロナ対策用設備の購入や、個人への地域商品券の交付がある。

事業者支援分

通常分の特別枠的な存在で、事業者の支援事業と、地方公共団体が行うコロナ対策事業に限定されている。一定の金額が必ず事業者支援に回るように、このような枠組みが設定されている。例えば、コロナ禍の影響を受けている事業

者への給付金などがある。

協力要請推進枠

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等による休業要請や時短要請に応じた事業者を対象として支給される協力金の原資になっている。

即時対応特定経費交付金

休業要請等の協力金を支給する都道府県の負担を軽減するための交付金である。

支援対象（通常分）

新型コロナウイルス感染症への対応として必要、次の事項を目的とした事業であれば、原則として使途に制限はなく、都道府県及び市町村が行う幅広い事業に対して配分される。例えば、マスクの購入事業や地域振興券の配布事業などがある。

- I. 感染拡大の防止
- II. 雇用の維持と事業の継続
- III. 経済活動の回復
- IV. 強靱な経済構造の構築

支援対象（事業者支援分）

緊急事態宣言の発出により、人流が減少し、経済活動への影響が全国的に生じることを踏まえ、その影響を受ける事業者を支援する都道府県及び市町村の事業に対して配分される。事業者支援分の交付限度額を超えて事業を実施する場合、通常分をあてることもできる。

支援対象（協力要請推進枠）

感染拡大に対し、国による一定の関与の下に、都道府県が、効果的に、飲食店に対する休業要請・時短要請を行い、協力金の支払いを行う場合に、地方創生臨時交付金を追加配分するもの。休業要請を実施してから実際にお金振り込まれるまでに時間がかかっていたので、全国知事会等が早期支給を求めるというニュースがあったことも記憶にあるかと思う。

交付金の名称		補助率	交付対象	所管
地方創生関係交付金	地方創生推進交付金	2分の1	都道府県、市町村	内閣府
	地方創生拠点整備交付金	2分の1		
地方創生テレワーク交付金		2分の1または4分の3		
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	通常分	100%	都道府県(市町村)	所管は内閣府だが、総務省等に移し替えて執行
	事業者支援分			
	協力要請推進枠	80%		

地方創生関係交付金で何ができるか

平成二十八年以降の交付金事業

新聞に載るニュースの多くに活用されている
地方創生関係交付金の採択を受けた事業を一
覧にしたので、確認してほしい。

最近の徳島のニュースに取り上げられたもの
ばかりである。地方創生関係交付金が、徳島の
地方創生の動きと関連していることがわかるだ
ろう。今後、新聞やニュースを見るときにそん
な視点を持ってもらうと、交付金に携わるのが
楽しくなってくると思う。

地方創生関係交付金事業一覧表【推進】

年	回	事業名	実施団体
平成28年	第1回	もうかる農林水産業の実現に向けた「とくしまブランド」戦略	徳島県・小松島市
		「大人の社会塾」を中心とした人材育成による地域活性化事業【拡大・深化版】	上板町
		自治体広域連携による「ローカルベンチャー」推進事業	上勝町
		四国のゲートウェイを起点とした「おどる宝島★とくしま観光・文化プログラム」発信戦略	徳島県・鳴門市
		とくしま回帰促進！県民総活躍推進戦略	徳島県・神山町・美波町
		ASAトライアングル（南あわじ・鳴門・東かがわ）を結ぶ、サイクリングツーリズム推進事業	鳴門市
		「なると第九」及び板東俘虜収容所の歴史を活用したローカルブランディングの推進事業	鳴門市
		農産物スーパー産地化推進事業	阿南市
		ラフティング競技大会開催を核とした地域活性化促進事業	三好市
		「みかんが香り笑顔あふれるげんきなまちづくり」安全安心まちづくり事業	勝浦町
		ゼロ・ウェイストプラントを活用したサスティナブルセンターの自立型運営新組織創造事業	上勝町
		徳島県の「村」を未来に繋ぐ！移住・継業支援拠点整備事業	佐那河内村
		内発型地域振興に向けた町内異業種連携拡大事業	美波町
	安心安全な住まいづくり事業	海陽町	
	第2回	とくしま新未来産業のブランド創出とグローバル展開戦略	徳島県・徳島市・藍住町
		女性・若者活躍促進事業	徳島市
		賑わいコンパクトシティ形成事業	徳島市
		「農林業×伝統工芸×観光」連携推進事業	美馬市
		地方創生人材育成による「うだつの町並み」空き家・空き店舗再生事業	美馬市
おひなさまのまち ほどほどに田舎に移住定住		勝浦町	
平成29年	第1回	「住みたいまち石井」創生プロジェクト	石井町
		農村舞台を中心とした那賀町の新しい観光推進事業	那賀町
		とくしまプロフェッショナル人材戦略拠点事業	徳島県
		「こまっしに住みたい人」応援事業	小松島市
		移住・定住の好循環創造事業	吉野川市
		RESASの活用による人材育成とUターン就職促進事業	美馬市
三好市生涯活躍のまちづくり事業	三好市		
彩山（いろどりやま）を活用した産業振興事業	上勝町		
中心市街地等魅力向上事業	美波町		

地方創生関係交付金事業一覧表【推進】

年	回	事業名	実施団体
平成29年	第2回	とくしま「スポーツ・レガシー」創造戦略	徳島県
		那賀町ドローン利活用推進事業	那賀町
		「牟岐の魅力発信」活力再生事業	牟岐町
平成30年	第1回	徳島東部地域におけるDMO推進	県内15市町連携
		とくしま「アグリ・フォレスト・マリンサイエンスゾーン」推進戦略	徳島県
		地域における人材確保力の強化推進事業	小松島市
		美馬市版DMC設立による「儲かる」観光づくり事業（美馬市） （注）DMO（DMC）：Destination Marketing and Management Organization（Company）	美馬市
		四国のゲートウェイを起点とした「おどる宝島★とくしま観光・文化プログラム」発信戦略	県・8市町連携
		とくしま回帰促進！県民総活躍推進戦略	徳島県・神山町・美波町
		那賀町ドローン利活用推進事業	那賀町
	内発型地域振興に向けた町内異業種連携拡大事業	美波町	
	第2回	海陽の夜明けプロジェクト～まぜのおかをまちづくりの拠点に～	海陽町
平成31年	第1回	健康経営・リカレントを核とした「人生100年時代」への挑戦プロジェクト	徳島県・那賀町
		労働力人口の確保プロジェクト	徳島市
		「藍」をテーマに移住・交流人口を増やす生涯活躍のまち美馬プロジェクト	美馬市
		Jリーグクラブ等との連携による美馬市版SIB（ソーシャルインパクトボンド）を中心とした健康のまちづくりプロジェクト	美馬市
		「オールまつしげ！」によるまちの賑わい創出事業	松茂町
	徳島わくわく移住支援事業	県・24市町村連携	
第2回	未来技術活用「徳島モデル」創出事業	徳島県	
令和2年	第1回	「ひと」と「地域」をつなぐ！「徳島ファン」創出・拡大事業	徳島県
		「SDGs徳島モデル循環とくしま・持続社会の実装戦略	徳島県
		未来技術活用「徳島モデル」創出事業	徳島県
		とくしまプロフェッショナル人材戦略拠点事業	徳島県
		「徳島木のおもちゃ美術館（仮称）」を核とした「徳島ならではの」の県産材需要拡大戦略	徳島県
		人が集い新たな価値が生まれるにぎわいとくしま推進事業	徳島市
		三好市全世代活躍コミュニティ創出プロジェクト事業	三好市
		三好市アウトドアスポーツのまちづくり事業	三好市
		地域商社立ち上げによる一次産業（林業・農業）の販路拡大・人材育成事業	那賀町
		「牟岐町ふるさと町民」創出プロジェクト	牟岐町
インバウンドで町“にぎやかそ”	美波町		
令和3年	第1回	「恋人の聖地」広域市町村連携によるデジタル・シティプロモーション事業	阿南市
		社会・経済状況の変化に適應する「とくしま農林水産業」生産力強化戦略	県・4市町連携
		イーストとくしまDMOニューツーリズム推進による新たな事業創出による地域活性化の実現	15市町連携
		世界最大級『鳴門の渦潮』を中心とした広域観光ブランディング事業	鳴門市
		テレワークを活用した「地域の稼ぐ力」向上計画	小松島市
		移住支援情報システム構築によるイイ那賀暮らし推進事業	那賀町
		松茂町交流拠点施設を核とした徳島教育アップデート事業	松茂町
		とくしま「スポーツ・レガシー」創造戦略	県・5市町連携
健康経営・リカレントを核とした「人生100年時代」への挑戦プロジェクト	徳島県・那賀町		

地方創生関係交付金事業一覧表【拠点】

年	回	事業名	実施団体
平成29年	第1回	とくしまカヌー・レガシー創出事業	徳島県・那賀町
		アグリサイエンスゾーン拠点整備事業	徳島県
		肉用鶏・肉用牛生産を核とした地方創生のための拠点施設整備事業	徳島県
		林業の成長産業化の実現に向けた未来創造拠点整備事業	徳島県
		文化の森総合公園LED・デジタルアートミュージアム整備事業	徳島県
		産学官連携による漁業振興拠点整備事業	徳島県
		海藻養殖を核とした地方創生のための拠点施設整備事業	徳島県
		大鳴門橋架橋記念館LED・デジタルアートミュージアム整備事業	徳島県
		とくしま高機能素材活用支援施設整備事業	徳島県
		「四国のゲートウェイ(関所)化」推進事業(駅前鳴門発信拠点施設)	鳴門市
		あなんスマート・ワーク創造拠点オフィス整備計画	阿南市
		「穴吹川～剣山」滞在型インバウンド推進事業	美馬市
		まちかどインキュベーションセンター(仮称)整備計画	三好市
		移住者向けお試し住宅整備計画	三好市
		食業工房さなごうち整備計画～暮らしとしごとの交差点～	佐那河内村
		那賀町ドローン拠点施設整備事業	那賀町
		多世代交流・多機能ワンストップ拠点施設整備事業	美波町
		道の駅日和佐機能向上事業計画	美波町
	木岐聖ヶ丘農林漁業体験施設増築事業計画	美波町	
	熱中小学校拠点整備プロジェクト	上板町	
	第2回	うだつの町並み滞在型魅力発信事業	美馬市
		八面神社農村舞台整備事業	那賀町
		海陽町移住体験施設整備事業	海陽町
		板野町子育て支援拠点整備事業	板野町
平成30年	第1回	林業分野における生産性革命の実現に向けたフォレストサイエンスゾーン強化事業	徳島県
平成31年	第1回	里山の「宝」を再発見！にぎわい拠点整備事業	徳島県
		郡里地域コミュニティ拠点施設整備事業	美馬市
		藍染め普及支援事業拠点「(仮称)勝瑞藍工房」の整備 「(仮称)道の駅いたのにおける地域振興施設整備事業」	藍住町 板野町
令和2年	第1回	松茂町新交流拠点施設整備事業	松茂町
		(仮称)勝瑞藍工房本館整備事業	藍住町
令和3年	第1回	道の駅「くるくる なると」における交流拠点施設整備事業	鳴門市
		地方への人材循環促進住宅等整備事業	三好市
		「awa臨港プロジェクト」(おきのすインドアパーク)防災拠点施設等整備事業	徳島県
		うだつの町並み古民家改修による観光経済活性化事業	美馬市

まとめ

地方創生関係交付金に携わるときに大切なのは、それぞれの交付金がどのような目的で国から交付されるものなのかを認識することである。また、上記徳島県内の事業のうち、どれかひとつ興味のあるものについて、インターネットで調べてみてもらいたい。事業の概要が公表されているものもある。どの事業も検討に検討を重ねて考えられているので、今後の参考になるだろう。

今後、徳島県内で地方創生関係交付金の採択事業が増え、地域の活性化が進むことを期待している。

徳島県における 移住交流推進事業について

とくしまぐらし応援課主事（移住交流担当） 栄 礼 司

はじめに

今般の新型コロナウイルスの感染拡大について、社会に与えた影響は大きく、大都市部への人口集中に伴うリスクが顕在化し、都市部を中心に「テレワークの普及」、「兼業・副業」、「フリーランス」などの多様な働き方の意識が高まるとともに、若者世代を中心に「地方回帰の機運」が上昇している。

特に、新型コロナウイルス対策で首都圏四都府県などに緊急事態宣言が発令された影響で、東京都においては、令和二年七月から令和三年二月まで八か月連続で転出超過が続いたところ。

このような状況の下、本県では、「人口減少の克服」と「東京一極集中の是正」による「地方創生」に向け、「令和六年度の県外からの移住者数一、九〇〇人」を目標に様々な施策に取り組んでいる。本稿では、その目標を達成するべく、令和三年度にとくしまぐらし応援課移住交流担当が実施している「徳島ならではの」事業について紹介していきたい。

移住者とは

移住者について、現在、全国的に統一された定義はない。本県における「移住者数の実績」については、平成二十六年までには各市町村の「移住交流支援センター」や「移住担当窓口」が、「移住相談などにより把握した移住者数」を県で集約し、発表してきた。

しかし、地方創生の重要性が増し、より効果的な移住支援施策が求められることとなり、できるだけ正確に移住者数を把握する必要性が高まった。そこで、平成二十七年からは各市町村の住民票交付窓口で「転入状況アンケート」に回答していただく形で、移住者の実態把握に努めている。

徳島県の移住者数について

徳島県における令和二年度の県外からの移住者数は一、六七七人となっており令和元年度の一、八四四人と比べて▲九、一%の減となった。減少理由としては、新型コロナウイルス感染症による県境を跨ぐ移動制限の影響や、地方暮らしに興味があるものの、コロナ禍中、生活の見通しが不安で、移住というライフステージの大きな変更には躊躇する方もいらっしゃるのではないかと考えている。

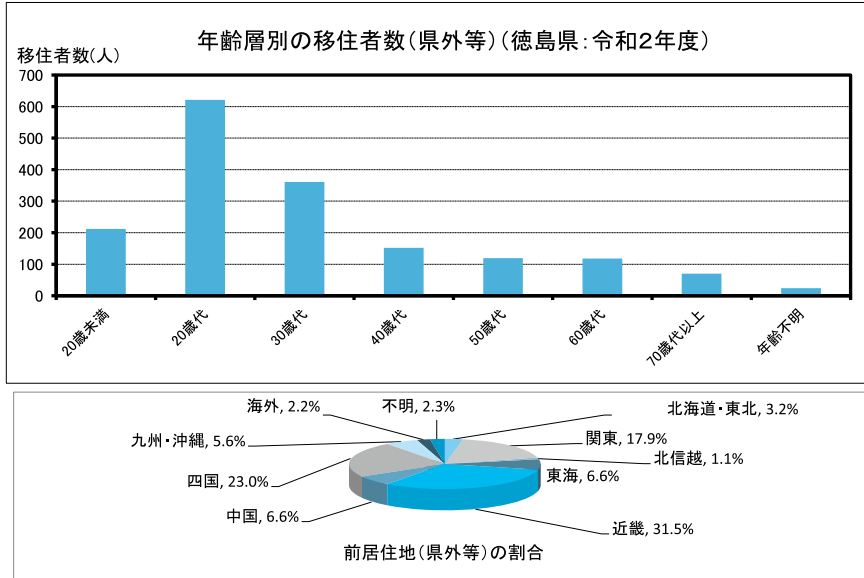
令和三年度の移住交流関連事業について

新型コロナウイルス感染症によりテレワークが普及し「ワーケーション」などの多様な働き方・暮らし方へのニーズが高まっている。本県でも移住交流人口や徳島ファンをさらに拡大し、「とくしま回帰」を加速するため、今年度も様々な事業に取り組んでいる。

【移住者の定義】

※各市町村の転入窓口で「転入状況アンケート」を実施し、会社都合による転勤、進学、施設入所以外の理由での転入者を移住者として集計(平成27年度より)
 ※平成26年度までは、各市町村が移住交流窓口等を通じて把握できた移住者の数を県が集計し、公表しており、平成27年度以降とは単純に比較することはできない。

【令和2年度 移住者(県外等)の実績】



各市町村で把握可能な範囲内でUJIターンによる移住者を調査した。

・令和2年度、県外等からの移住実績は、全体で1,677名、1,335世帯であった。(1世帯あたり1.26人)
 ※小数点第3位を切上げ

・年齢層別で最も多かったのは、20歳代の621人、次が30歳代の361人であった。

・東部圏域で997人、南部圏域で325人、西部圏域で355人であった。

・前居住地(県外)
 1位 大阪府 253人
 2位 香川県 198人
 3位 兵庫県 153人

(一) 「アワーケーション」について

について

新型コロナウイルスによる価値観の変容により、働く場所を選ばない「リモートワーク」の導入が進んでおり「仕事(ワーク)」と「休暇(バケーション)」を組み合わせた生活スタイル「ワーケーション」への関心が高まっている。

本県は「CATV普及率」が「十年連続日本一」であり、「リモートワーク」に必須の基盤である「全国屈指の光ブロードバンド環境」が整備されていることから、徳島と都市部をネットワークでつないで仕事を行う「サテライトオフィス」発祥の地として全国トップクラスの誘致を実現している。

さらに、ワーケーションの推進についても、この「通信インフラ」を最大限活用し、コロナ禍以前より、県西部に「阿波エリア」をはじめとして、海外企業のリモートワークを受け入れ、地元企業との販路開拓や新商品開発に向け

たマッチング機会の創出などを行い、民間レベルでも自立的な交流が継続・拡大している。

こうした充実したリモートワーク環境に加え、サーフィンやサイクリングなどの「自然」、阿波踊りや阿波藍などの「文化」など、本県の強みである「地域資源」と組み合わせる徳島ならではのワーケーションを「アワ(阿波)ケーション」と名付け推進している。

令和3年度はアワーケーションの実装・実践を展開すべく「アワーケーションマップ」を活用した魅力発信や県外事業者等のワーケーション誘致を図るコーディネーターを配置し、オーダーメイド型のコーディネートや、地域の課題解決や地域活性化に向け、地域の事業者や団体とのマッチングを促進している。さらに南部や西部においてもアワーケーション体験会などを計画しており、アワーケーションの全県実装に向けて、取組みを進めている。

(二) サブスクで「住まい」と「移動」まろごとサポート事業について

コロナ禍により働き方が変革し、場所を選ばない働き方が浸透してきたとはいえ、「移住後もこれまでの生活拠点がある程度、往来される方」や「都市部在住でマイカーを所有しておらず、日常生活での移動に不安を抱えている方」などがいる。このため、移住希望者が抱える課題解決に直結する支援を実施することで、移住希望者の経済的不安を払拭するとともに、本県

への未永い定住につながるため、「賃貸住宅」と「移動手段」として、タクシーから航空機までの乗り放題などを組み合わせ「定額利用」できる、いわゆる「サブスクリプション方式」による「サブスク料金移動手段付きの賃貸物件」を県内各地に整備し、移住初期の不安を一挙に解消する「徳島独自の応援メニュー」に取り組んでいる。

具体的には「住まい」と「移動」の両面から移住希望者支援に取り組む「コーディネート」を配置し、入居する移住者へバス、タクシー、レンタカー、航空などの移動手段を賃貸物件のオプションとして月額定額利用できる「サブスク料金移動手段」を設定し、「サブスク料金移動手段」の提供を行うとともに、入居後のフォローを行う。

また、子育て世帯の移住者には、特別オプションとして「ファミリー・サポート・センター」の利用補助などを行い、快適な「とくしまぐらし」を享受いただける環境づくりを進める。

(3) 「みんなでリスタート! 徳島移住促進事業」について

コロナ禍に伴う価値観の変容を受け、若者や子育て世代の地方移住への関心が高まりを見ている。そのような中、徳島県で学び、働き、暮らすことを希望する学生に、多様な進路選択の機会を提供するため、転入学・再入学等に伴う経費や移転等に必要な費用を支援すること

で「とくしま帰郷」を推進するため、令和二年に県外の大学等へ中途退学して、県内の大学に転入学、もしくは就業する学生を対象に「リスタート! 新しいとくしま暮らし支援金」を創設した。さらに令和三年度においては、対象者の拡充を図るため、県外の高専・専門学校等を卒業した学生も対象に加えることとした。

さらに、本県へ移住して自然豊かな環境での子育てを希望する世帯に対して、転入等に必要な費用を支援するとともに、その後二年以上在住する世帯に対しては、更なる定住を促進する応援金を支給することで、経済的な負担の軽減を図るため、「子育て世帯」への支援枠も追加した。具体的には、対象者を県外からの移

政策創造部 地方創生局とくしまぐらし応援課 移住交流担当

令和3年度 サブスクで「住まい」と「移動」まるごとサポート

「とくしまぐらし」を
お得なサブスクで
応援します。

二拠点居住を
お考えの方に
朗報です。

check 01 お得なサブスク料金で徳島への移住をサポートします。

check 02 こんな方にオススメです!

check 03 サブスクで「住まい」と「移動」まるごとサポート ポータルサイト

お問合せ及び
利用申し込みは

事務局: エアトラベル徳島
〒770-0847 徳島市幸町1丁目47-3 スタッククリエイティブビル2F

088-625-5581

お電話にご質問ください

「みんなでリスタート!」を
移住支援金で応援します

徳島で新しい生活を
未就学児対象

さらに
2年後に定住応援金もあるよ

#徳島移住促進支援金【子育て世帯向け】

「子育て世帯」移住者をダブルでサポートします!

移住支援金 + 定住応援金(2年後に申請可)

10万円支給 + 10万円支給

県外から未就学児と共に転入した方

移住支援金の交付決定を受けた方

支給対象者及び条件 = 次の①~④全てに該当する方

① 令和3年3月22日以前に、県外から県内に転入時未就学児とともに転入し、生計を一にする方

② 移住支援金の申請時において、転入後3ヶ月以上1年以上の期間、県内に転入後、1年以上継続して県内に居住する方

③ 徳島県移住・創業パッケージ支援事業実施要領(第4条第1項)に定める移住支援金の交付を受けていない方で、今後も受ける予定のない方

④ 日本国籍を有する者又は日本国籍を有しない者であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する方

⑤ 県民負担による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団に属していない方

⑥ 原則として移住支援金の交付決定を受けた方

⑦ 定住応援金の申請時において、県内に転入時未就学児とともに居住し、生計を一にする方

⑧ 県内に転入後、2年以上3年以内の期間、転入時未就学児とともに継続して県内に居住した方

⑨ 日本国籍を有する者又は日本国籍を有しない者であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する方

⑩ 県民負担による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団に属していない方

その他ご注意 ▶ 移住支援金、定住応援金ともに、支給対象1世帯につき、10万円とする。 ▶ 定住申請書に加え、住居費未納等の提出が必要。 ▶ 1年以上に県外に転出した場合、移住支援金の返還が必要。

「移住支援金」・「定住応援金」等のお問合せ・ご相談はこちらまで

相談窓口 とくしま移住交流促進センター
徳島駅前福祉 クラスタンプザザン 徳島市幸町1丁目47-3
0120-109-407

相談時間 月/月曜~金曜、第1/第3土曜 相談時間 10:00~18:00 火曜・水曜は18:30まで、第1/第3土曜は17:00まで

政策創造部 地方創生局とくしまぐらし応援課 移住交流担当

令和3年度 サブスクで「住まい」と「移動」まるごとサポート

「とくしまぐらし」を
お得なサブスクで
応援します。

二拠点居住を
お考えの方に
朗報です。

check 01 お得なサブスク料金で徳島への移住をサポートします。

check 02 こんな方にオススメです!

check 03 サブスクで「住まい」と「移動」まるごとサポート ポータルサイト

お問合せ及び
利用申し込みは

事務局: エアトラベル徳島
〒770-0847 徳島市幸町1丁目47-3 スタッククリエイティブビル2F

088-625-5581

お電話にご質問ください

「みんなでリスタート!」を
移住支援金で応援します

徳島で新しい生活を
未就学児対象

さらに
2年後に定住応援金もあるよ

#徳島移住促進支援金【子育て世帯向け】

「子育て世帯」移住者をダブルでサポートします!

移住支援金 + 定住応援金(2年後に申請可)

10万円支給 + 10万円支給

県外から未就学児と共に転入した方

移住支援金の交付決定を受けた方

支給対象者及び条件 = 次の①~④全てに該当する方

① 令和3年3月22日以前に、県外から県内に転入時未就学児とともに転入し、生計を一にする方

② 移住支援金の申請時において、転入後3ヶ月以上1年以上の期間、県内に転入後、1年以上継続して県内に居住する方

③ 徳島県移住・創業パッケージ支援事業実施要領(第4条第1項)に定める移住支援金の交付を受けていない方で、今後も受ける予定のない方

④ 日本国籍を有する者又は日本国籍を有しない者であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する方

⑤ 県民負担による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団に属していない方

⑥ 原則として移住支援金の交付決定を受けた方

⑦ 定住応援金の申請時において、県内に転入時未就学児とともに居住し、生計を一にする方

⑧ 県内に転入後、2年以上3年以内の期間、転入時未就学児とともに継続して県内に居住した方

⑨ 日本国籍を有する者又は日本国籍を有しない者であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する方

⑩ 県民負担による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団に属していない方

その他ご注意 ▶ 移住支援金、定住応援金ともに、支給対象1世帯につき、10万円とする。 ▶ 定住申請書に加え、住居費未納等の提出が必要。 ▶ 1年以上に県外に転出した場合、移住支援金の返還が必要。

「移住支援金」・「定住応援金」等のお問合せ・ご相談はこちらまで

相談窓口 とくしま移住交流促進センター
徳島駅前福祉 クラスタンプザザン 徳島市幸町1丁目47-3
0120-109-407

相談時間 月/月曜~金曜、第1/第3土曜 相談時間 10:00~18:00 火曜・水曜は18:30まで、第1/第3土曜は17:00まで

住者かつ、未就学児を持つ「子育て世帯」とし、移住当初一世帯あたり十万円を支給。二年経過後は定住支援としてさらに十万円を支給する。

若者と子育て世代を応援するこの支援金で「徳島ならではの「リスタート」を推進している。

(4) 「県内学生とくしまぐらし応援プロジェクト」について

長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、県内学生においては、「外出や移動の自粛」、「アルバイト先の営業時間短縮や休業による収入減」により、日々の生活に大きな支障が生じ、また、県内事業者は「需要の縮小」や「販路の喪失」など様々な影響を受けた。そこで、県内学生への緊急的な生活支援のため、米をはじめとする県産食料品を購入し、定期的に学生へ提供することにより、県産食料品を通じ、徳島の魅力を感じていただくとともに、県内学生の「とくしまぐらし」を応援し、本県との「絆」や「愛着」を深めていただくために実施されたものがこのプロジェクトである。

本プロジェクトでは令和三年六月から八月までの三か月間、月二回のペースで一人暮らしの学生の方々に県産食料品を提供し、八月三十日の第六回目の配布をもって事業は終了した。

一方、新型コロナウイルスの影響は依然長引いており、学生も「まだアルバイトに入れない」など、未だ日々の生活に支障が生じていること、また、学校関係者からも「学生を取り巻く環境

は厳しい」、「食料品の配布をぜひ継続してほしい」との声をいただいていることから、引き続き食料品を提供するとともに、県内の学生と事業者のマッチングの場を創出する「県内学生とくしまぐらし応援プロジェクトNEXT STAGE」を九月補正予算に計上した。今回の支援をきっかけに構築した学校や学生とのつながりもしっかり活かし、県内の学生と事業者のマッチングの場を創出することで、学生と本県との「絆」や「愛着」を深め、若者の「とくしま帰郷」の機運を加速させていく。

おわりに

今回紹介したものはとくしまぐらし応援課移住交流担当が取り組んでいる事業の一部であり、これら以外にも様々な事業に取り組んでいる。我々とくしまぐらし応援課移住交流担当の業務や活動内容については移住交流サイト「住んでみんなで徳島で！」のホームページやフェイスブックなどで発信中なので、是非ご覧いただきたい。そして今後も県や市町村、関係団体と連携し、移住者数や徳島ファンを増加させるための効果的な施策を打ち出すことで「とくしま帰郷」の流れを推進して参りたい。

「徳島」には、「都会」にない魅力がいっぱい。

やっぱり、徳島に住んでよかった。

徳島は温暖で暮らしやすいところです。安心して子育てできる環境、元気な高齢者、充実したICT環境、女性の活躍、自然豊かな風景など、徳島ならではの魅力や情報をSNSでキャッチしてください。

facebook
<https://www.facebook.com/tokushima-ju/>

Web Page
<https://tokushima-ju.jp/>

twitter
<https://twitter.com/tokushima-ju>

とくしまの
移住相談窓口
tokushima-ju@dune.ocn.ne.jp

徳島県徳島市寺島本町西1-61
徳島駅前レメントプラザ5階
(とくしまショップステージ内)

☎ 0120-109-407

自治体DX推進と マイナンバー制度について

デジタルとくしま推進課主事 (DX 推進担当) 宮本 聖人

はじめに

現在、我が国においては、少子高齢化による人口減少と局地的大雨をはじめとする災害の激甚化という二つの国難に直面しているとともに、新型コロナウイルス感染症への対応も求められるなど、地方公共団体を取り巻く環境も大きく変化している。このような環境の変化に対応していく手段として、デジタルの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるDX（デジタルトランスフォーメーション）推進をはかることが重要となる。

政府全体の取組として、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進し、マイナンバー制度を基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指してきており、更なる取組を進めるため、令和三年九月一日にデジタル社会形成の司令塔となる「デジタル庁」が発足したところである。

なお、本稿の内容は執筆時点（令和三年十月）のものであることをご留意いただきたい。

デジタル庁について

デジタル庁は、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を図るために、令和三年九月一日に発足した。デジタル庁が進める政策については、1. デジタル社会に必要な共通機能

の整備・普及、2. 国民目線のUI・UXの改善と国民向けサービスの実現、3. 国等の情報システムの統括・監理、などとなっており、これらの政策をおおして、誰一人取り残さないデジタル社会の実現を目指しているところである。

自治体DX推進について

令和二年十二月二十五日、政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることが示された。

このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割は極めて重要となる。自治体においては、まず、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められる。同日、総務省は、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、国が主導的に役割

を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて自治体DXの推進に取り組んでいくこととしている。

自治体DX推進計画に定められた重点取組事項として、次の六項目が挙げられる。

- ① 自治体の情報システムの標準化・共通化
 - ② マイナンバーカードの普及促進
 - ③ 自治体の行政手続のオンライン化
 - ④ 自治体のAI・RPAの利用推進
 - ⑤ テレワークの推進
 - ⑥ セキュリティ対策の徹底
- 本稿では、「②マイナンバーカードの普及促進」及び「③自治体の行政手続のオンライン化」について取り上げる。

マイナンバー制度について

【制度の概要】

平成二十七年十月以降、住民票を有する方に十二桁のマイナンバー（個人番号）が付番されており、社会保障・税・災害対策の分野において、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確実に確認することが可能となっている。

マイナンバー制度の目的として、次の三項目が挙げられる。

① 国民の利便性の向上

これまででは、自治体における様々な手続き

で、課税証明書等の添付書類の提出が必要であったが、マイナンバーを利用した情報連携が行えるため、書類の添付を省略できるようになり、手続きの簡素化及び国民の負担軽減が図られる。

② 行政の効率化

国や地方公共団体間での情報連携により、情報の照会、転記等に要する時間や労力が削減され、手続きの効率化が図られる。

③ 公平・公正な社会の実現

国民の所得状況や他の行政サービスの受給状況等が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を免れることや不正受給の防止、きめ細かな支援が可能になる。

【マイナンバーカードについて】

マイナンバーカードは、自治体での様々な手続きや税の申告などにおいて、個人番号を記載した際の個人番号の証明や本人確認書類として利用できるほか、電子証明書を使って様々なサービスを受けることができるものである。

電子証明書には、「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」があり、署名用電子証明書は、e-tax等のインターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用し、利用者証明用電子証明書は、マイナポータルへのログインやコンビニ交付等で利用できる。

公的個人認証サービスについて

公的個人認証サービスは、行政手続のオンライン申請・届出やインターネットサイトへのログイン等に用いられる本人確認の手段であり、先に記載した電子証明書を利用したサービスとなっている。

本サービスを利用するには、オンラインで手続きができること、公的個人認証の電子証明書が使用可能であることを確認する。次に、パソコンに利用者クライアントソフトをダウンロードし、ICカードリーダーダライタを用意するほか、電子証明書を読み取れるスマートフォンを利用することもできる。そして、電子証明書が記録されたマイナンバーカードを用意する。電子証明書の発行手続きには、暗証番号の設定が必要となり、署名用電子証明書は六桁から十六桁の英数字、利用者証明用電子証明書は四桁の数字を設定する。電子証明書は、発行日から五回目の誕生日まで有効である。ただし、署名用電子証明書については、住所・氏名・性別が変更された場合には無効となり、さらに、電子証明書の格納媒体であるマイナンバーカードの有効期間が満了となった時点で、電子証明書の有効期間も満了する。

図1 出典：自治体DX推進計画概要

「特に国民の利便性向上に資する手続」(対象手続)の考え方																			
<p>○ デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日)別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続から選定。 ※子育て(15手続)、介護(11手続)、被災者支援(罹災証明書)及び自動車保有(4手続) 計31手続</p>																			
<p>子育て関係(15手続) ※市区町村対象手続</p> <table border="1"> <tr> <td>児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求</td> <td>保育施設等の利用申込</td> <td>高額介護(予防)サービス費の支給申請</td> </tr> <tr> <td>児童手当等の額の改定の請求及び届出</td> <td>保育施設等の現況届</td> <td>介護保険負担限度額認定申請</td> </tr> <tr> <td>氏名変更/住所変更等の届出</td> <td>児童扶養手当の現況届の事前送信</td> <td>居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請</td> </tr> <tr> <td>受給事由消滅の届出</td> <td>妊娠の届出</td> <td>居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請</td> </tr> <tr> <td>未支払の児童手当等の請求</td> <td></td> <td>住所移転後の要介護・要支援認定申請</td> </tr> </table>			児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	保育施設等の利用申込	高額介護(予防)サービス費の支給申請	児童手当等の額の改定の請求及び届出	保育施設等の現況届	介護保険負担限度額認定申請	氏名変更/住所変更等の届出	児童扶養手当の現況届の事前送信	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請	受給事由消滅の届出	妊娠の届出	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請	未支払の児童手当等の請求		住所移転後の要介護・要支援認定申請		
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	保育施設等の利用申込	高額介護(予防)サービス費の支給申請																	
児童手当等の額の改定の請求及び届出	保育施設等の現況届	介護保険負担限度額認定申請																	
氏名変更/住所変更等の届出	児童扶養手当の現況届の事前送信	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請																	
受給事由消滅の届出	妊娠の届出	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請																	
未支払の児童手当等の請求		住所移転後の要介護・要支援認定申請																	
<p>介護関係(11手続) ※市区町村対象手続</p> <table border="1"> <tr> <td>児童手当等に係る寄附の届出</td> <td>要介護・要支援認定の申請</td> <td rowspan="2">被災者支援関係(1手続) ※市区町村対象手続</td> </tr> <tr> <td>児童手当に係る寄附変更等の届出</td> <td>要介護・要支援更新認定の申請</td> </tr> <tr> <td>受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の届出</td> <td>要介護・要支援状態区分変更認定の申請</td> <td>罹災証明書の発行申請</td> </tr> <tr> <td>受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の変更等の届出</td> <td>居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出</td> <td rowspan="4">自動車保有関係(4手続) ※都道府県対象手続</td> </tr> <tr> <td>児童手当等の現況届</td> <td>介護保険負担割合証の再交付申請</td> </tr> <tr> <td>支給認定の申請</td> <td>被保険者証の再交付申請</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>			児童手当等に係る寄附の届出	要介護・要支援認定の申請	被災者支援関係(1手続) ※市区町村対象手続	児童手当に係る寄附変更等の届出	要介護・要支援更新認定の申請	受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の届出	要介護・要支援状態区分変更認定の申請	罹災証明書の発行申請	受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の変更等の届出	居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	自動車保有関係(4手続) ※都道府県対象手続	児童手当等の現況届	介護保険負担割合証の再交付申請	支給認定の申請	被保険者証の再交付申請		
児童手当等に係る寄附の届出	要介護・要支援認定の申請	被災者支援関係(1手続) ※市区町村対象手続																	
児童手当に係る寄附変更等の届出	要介護・要支援更新認定の申請																		
受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の届出	要介護・要支援状態区分変更認定の申請	罹災証明書の発行申請																	
受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の変更等の届出	居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	自動車保有関係(4手続) ※都道府県対象手続																	
児童手当等の現況届	介護保険負担割合証の再交付申請																		
支給認定の申請	被保険者証の再交付申請																		

マイナポータル及び
ぴったりサービスに
ついて

マイナポータルとは、ぴったりサービスによる電子申請を行うことや自身の所得等を確認すること、e-Taxやねんきんネットなどにつなぐことでマイナポータルからスムーズにログインして利用できること、行政機関が情報連携により照会を行った記録の確認のほか、令和三年十月から本格運用が開始されるマイナンバーカードの健康保険証利用申込み等を行うことができる政府運営のオンラインサービスである。

本稿においては、ぴったりサービス及び令和三年度から開始されたマイナポータル申請管理について取り上げる。ぴったりサービスは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索や電子申請を行うことができるものである。自治体DX推進計画では、本サービスを活用して行政手続

のオンライン化を進めることが定められている。特に国民の利便性の向上に資するオンライン化対象手続として、子育て関係、介護関係、被災者支援関係及び自動車保有関係の三十一手続(図1)が定められており、これら以外の各種行政手続についても積極的にオンライン化を進めていくこととされている。国の支援策としては、「マイナポータル申請管理」の運用を開始して、すべての地方公共団体はL2WAN、ASPと個別の契約をすることなく、ぴったりサービスで申請されたデータをL2WAN環境にダウンロードすることが可能となることや、標準様式を作成することなどが挙げられる。マイナポータル申請管理を利用するためには、運用部局であるデジタル庁に申請が必要となる。

マイナンバーカード取得促進について

自治体DX推進計画の行政手続のオンライン化にはマイナンバーカードが必要不可欠であり、徳島県におけるカード交付率は三七・八%(令和三年九月三十日現在)となっている。国や自治体において取得促進に向けた様々な取組が行われている。

【国の取得促進に関する取組】

① 令和二年十二月から令和三年三月にかけて、カードの未取得者に対し、カードの申請に必要な交付申請書(QRコード付き)を送付。

②マイナンバーカード(※)を使って予約・申込を行い、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたは買物をする、そのサービスで、利用金額の二五%分のポイント(上限五、〇〇〇円分)がもらえる「マイナポイント事業」を実施。

※令和三年四月末までにカードの交付申請を行った人が対象

③マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等について、「デジタル・ガバメント実行計画(令和二年十二月二十五日閣議決定。国・地方デジタル化指針及び工程表を含む。等)に基づいて推進。

④マイナンバーカードの利便性向上のため、次の法改正を行った。

1. マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等を、住所地市区町村が指定した郵便局において取り扱うことができることとする(郵便局事務取扱法改正)。

2. 公的個人認証サービスにおいて、署名検証者等の求めがあった場合に、本人の同意があるときは、地方公共団体情報システム機構から基本四情報(氏名、生年月日、性別、住所)等の提供を行うこととする(公的個人認証法改正)。

3. スマートフォンへの電子証明書の搭載を可能とする(公的個人認証法改正)。

4. マイナンバーカード所持者の転出届に関

する情報を、転入先に住基ネット回線を通じてあらかじめ通知するための規定を整備することとする(住民基本台帳法改正)。

⑤普及促進キャンペーン

【徳島県における取組】

令和二年度は、マイナポイントの予約・申込を行い、対象のキャッシュレス決済サービスで徳島県内の対象店舗で利用すると最大三、〇〇〇円が付与される「徳島県版プレミアムポイント事業」を実施した。令和三年度は、「まなびーあ徳島」の講座を受講して「まなびーあすだちくん」の単位認定シールを一〇〇枚集めることや、とくしま健康ポイントアプリ「テクとく」で一五、〇〇〇ポイント以上貯めることで、五〇〇円分の自治体マイナポイントが取得できる「徳島県自治体マイナポイント事業」を実施している。また、県内のスーパーマーケットやショッピングモール、道の駅等において、カードの申請手続きを支援する「マイナンバーカード出張申請サポート」を実施した。

おわりに

冒頭でも触れたとおり、地方公共団体を取り巻く環境はめまぐるしく変化している。このような状況下において迅速かつ効率的に住民サービスを行っていくためには、自治体DXの推進

が鍵となり、また、住民の方の行政手続における利便性の向上には行政のデジタル化の基盤と位置付けるマイナンバーカードを活用いただくことが有効と考える。

デジタル技術を活用して、行政事務の効率化や利便性の向上を図り、自治体の限りある資源を必要な分野に集中的に配分し、住民福祉の向上や持続可能な地域社会に繋げるため、積極的に自治体DX推進を図る必要がある。

参考文献

- 総務省ホームページ
- 内閣府ホームページ
- デジタル庁ホームページ
- 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(概要)
- デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

デジタル社会実現に向けた 基盤整備について

デジタルとくしま推進課主事（基盤整備担当） 兼 松 康 介

はじめに

近年、IoT（モノのインターネット）、ビッグデータ、AI、ロボットといった先端技術の躍進や、人々の間を行き交うデータの大容量化や多様化により、我々を取り巻く社会は目まぐるしい変化を続けている。更には、今般の新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、感染予防を念頭に置いた「新しい生活様式」という共通認識が生まれ、人々の行動自体にも変化が起こっている。人との接触を避けるために制約を受ける行動変容は、日常生活の様々な場面に影響を及ぼす。職場ではテレワーク、教育現場では遠隔教育、医療現場では遠隔診療など、対面から非対面、接触から非接触のやりとりへ移行する需要が増大している。こうした需要に応えて移行を進めるためには、デジタル技術の活用が必要不可欠であり、その重要性が再認識されている。総務省の令和二年通信利用動向調査によると、個人のインターネット利用者の割合は八三・四%となっており、特に十三歳から五十九歳までの各年齢層における利用者の割合については九割を上回っている。また、世帯単位の情報通信機器の保有状況ではスマートフォンが八六・八%まで順調に増加してきており、携帯電話やPHSも含めたモバイル端末全体でみると九六・八%まで上昇する。これらの数字から、日本におけるインターネット利用者の割合及び情報通信機器の普及率は高水準

にあることがうかがえ、「新しい生活様式」におけるデジタル技術活用に対しても順応性が高いであろうことが推測される。利用者側である国民の受け入れ態勢は問題ないが、提供者側である官民のデジタル技術活用の基盤整備については難があり、コロナ禍における対応の中でその粗雑さが表面化することとなった。具体的な例でいうと、特別定額給付金の対応が挙げられる。迅速な給付や「三密」（密閉・密集・密接）回避を目指して、マイナンバーカードとマイナンバーを利用したオンライン申請を整備したが、申請受付したデータを給付処理までデジタルで一貫して取り扱う体制が整っておらず、結果として時間を要することになってしまった。また、マイナンバーカード自体の普及促進も十分とは言えず、課題の一つであった。特別定額給付金の他には、押印や対面・書面のやりとりが法令や慣行で求められているためテレワークができない、ネットワーク環境や情報システムの構築が異なるためWeb会議サービスを利用することができないなど、法整備の面でも環境整備の面でも、日本社会のデジタル化の遅れが露呈することとなった。

こうしたデジタル化の遅れに対応するため、国において令和二年十二月二十五日に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、デジタル社会の将来像、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（一丁基本法）の見直しの考え方、デジタル庁設置の考え方が

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要

- デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会へ誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化へ
- デジタル社会形成の基本原則 ①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包括・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献

IT基本法の見直しの考え方

IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性

- ✓ データの多様化・大容量化が進展し、その活用が不可欠
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化
⇒ IT基本法の全面的見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置

どのような社会を実現するか

- ✓ 国民の幸福な生活の実現：「人に優しいデジタル化」のため徹底した国民目線でユーザーの体験価値を創出
- ✓ 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現：アクセシビリティの確保、格差の是正、国民への丁寧な説明
- ✓ 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し

デジタル社会の形成に向けた取組事項

- ✓ ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備
- ✓ 行政や公共分野におけるサービスの質の向上
- ✓ 人材の育成、教育・学習の振興
- ✓ 安心して参加できるデジタル社会の形成

役割分担

- ✓ 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る
- ✓ 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進

国際的な協調と貢献、重点計画の策定

- ✓ データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献
- ✓ デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表

デジタル庁（仮称）設置の考え方

基本的考え方

- ✓ 強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織
- ✓ 基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備

デジタル庁（仮称）の業務

- ✓ 国の情報システム：基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、統括・監理。重要なシステムは自ら整備・運用
- ✓ 地方共通のデジタル基盤：全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整
- ✓ マイナンバー：マイナンバー制度全般の企画立案を一元化、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方が共同で管理
- ✓ 民間・準公共部門のデジタル化支援：重点計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監理
- ✓ データ利活用：ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備
- ✓ サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査
- ✓ デジタル人材の確保：国家公務員総合職試験にデジタル区分（仮称）の創設を検討要請

デジタル庁（仮称）の組織

- ✓ 内閣直属。組織の長を内閣総理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監（仮称）、デジタル審議官（仮称）他を置く
- ✓ 各省の定員振替・新規増、非常勤採用により発足時は500人程度
- ✓ CTO（最高技術責任者）やCDO（最高データ責任者）等を置き、官民間問わず適材適所の人材配置
- ✓ 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置
- ✓ 令和3年9月1日にデジタル庁（仮称）を発足

示された。その趣旨は、デジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めていく。その上で、高度情報通信ネットワークの整備が相当程度進展した現代におけるIT基本法の全体的な見直しを進めて、コロナ対応が明らかにした課題をはじめとする様々な社会的課題に的確に対応するため、デジタル社会形成の司令塔として総合調整機能を有するデジタル庁を設置し、社会全体のデジタル化を強力に推し進めていくというものである。また、社会経済活動全般におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）は今後の日本社会の経済成長と課題解決に繋がること期待されるため、社会全体のデジタル化においては民間の役割も重要視され

ている。国民の多様なニーズに対する知見の蓄積は行政よりも民間にあると考えられることから、国民の幸福な生活を実現する上で、民間が主導的役割を担い、行政はそのための環境整備を図るといった役割分担が整理されている。本稿では、行政側の役割である「デジタル社会実現に向けた基盤整備」に注目し、国と地方公共団体それぞれの立場から、どのような取組みが進められているかについて紹介する。

自治体DX推進

行政側に求められている役割として、まずは「自治体DX推進」が挙げられる。DXとは、「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」を指す。デジタル社会のビジョンを実現するためには、市区町村といったより住民に身近な行政を行う自治体のDXが重要になってくる。自治体DXの目的は、それぞれが担う行政サービスにデジタル技術やデータの利活用を取り込むことで、住民の利便性向上や業務の効率化を図ることである。更に、多様な主体間で円滑なデータ流通ができるよう、様式の統一化を図ることで、自らの行政サービスの向上に繋げつつ、社会にイノベーションが起ころうこと期待される。こうした自治体DXを効果的に実施するためには、全国の自治体が同じ目標に向けて足並みを揃えて取り組ん

でいく必要がある。そこで、国が主導的に自治体DXを進めていくため、情報システムの整備計画である「デジタル・ガバメント実行計画」が令和二年十二月二十五日に閣議決定され、同計画中の自治体関連の施策を取りまとめ、重点的に取り組むべき事項を具体化したものとして「自治体DX推進計画」が併せて策定された。同計画の対象期間は二〇二一年一月から二〇二六年三月までであり、デジタル庁の設置など国の動向を反映させるよう適宜見直しが行われるとされている。具体化された重点取組事項には、①自治体の情報システムの標準化・共通化、②マイナンバーカードの普及促進、③行政手続のオンライン化、④AI・RPAの利用推進、⑤テレワークの推進、⑥セキュリティ対策の徹底の六つの項目がある。次に各項目の内容について触れていく。

まず、①自治体の情報システムの標準化・共通化とは、住民記録や地方税、福祉などの自治体の主要な業務（十七業務）を処理するシステム（基幹系システム）について、関係府省において標準仕様書を作成した上で、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムをガバメントクラウド上に構築し、自治体が自らに適用したものを効率的かつ効果的に選択して利用することができる環境を整備することを指す。ガバメントクラウドとは、国の情報システムの共通的な基盤や機能を提供する全国規模のクラウドサービス環境を構築する考え方のことであり、

地方自治体の情報システムについてもその活用が検討されている。これまで、各自治体が自分でカスタマイズを行ってきたことから生じていた維持管理や個別対応といった負担の軽減を図り、オンライン申請の普及促進など、行政サービスの向上を容易に全国展開することができるとデジタル社会の基盤となる。

次に、②マイナンバーカードの普及促進とは、マイナンバー制度は行政手続などにおいて特定の個人を識別する制度であり、行政機関の情報連携により効率的かつ安心・安全な行政サービスの提供を可能にするため、二〇二二年度末までにはほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、更なる普及促進を図ることを指す。本人確認書類として用いることはもちろん、医療機関や薬局で健康保険証としての使用、コンビニで各種証明書の発行、オンラインによる各種手続を可能とするなどのメリットを有しており、今後も法整備を進めて様々な機能を集約していくことで、誰もがデジタル社会の基盤にアクセスして、その恩恵を享受することができる必需品となることが期待されている。

そして、二〇二二年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有している状況を想定して、デジタル化による利便性の向上を早期に享受することができるよう、特に国民の利便性向上に資する手続（三十一手続）について、③行政手続のオンライン化を可能とするよう整

備を進めていく。具体的には、原則、全自治体において、マイナポータルからマイナンバーカードを用いて子育てや介護などのオンライン手続を可能とするため、自治体の基幹系システムとぴたりサービスとのエンドトゥエンド接続の標準仕様書を作成し、その実現のためシステム改修を行うことを指す。同時に、マイナポータルのユーザー・エクスペリエンス(UX)、ユーザー・インターフェース(UI)の利用者目線に立った抜本的な改善も検討することで、更なる住民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化を図る。

その他、④AI・RPAの利用推進では、地方公共団体が限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくため、業務改善の有力なツールであるAI・RPAなどのデジタル技術導入のガイドブックを策定し、自治体に共有することで業務プロセスの見直しを促す。⑤テレワークの推進では、コロナ禍で明らかになったテレワークによる業務上・労務管理上の課題・対応策を調査研究し、地方公共団体における導入を推進するための取組みを行う。⑥セキュリティ対策の徹底では、適切なセキュリティポリシーの見直しを検討する。

また、全自治体が自治体DX推進計画を踏まえて着実に自らのDXに取り組むため、①自治体DX全体手順書、②自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書、③自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書、④参考事例集

の四つの構成から成る「自治体DX推進手順書」が令和三年七月七日に作成された。これらのうち、①自治体DX全体手順書は、自治体DX推進計画中の「自治体におけるDXの推進体制の構築」に対応しており、想定される一連の手順をDXの認識共有・機運醸成、全体方針の決定、推進体制の整備、DXの取組みの実行の四つのステップに分けて示し、④参考事例集と併せて先行的な自治体の事例を紹介することで、それぞれの実情に応じたDXの取組みを促すための手順書となっている。あとの二つである②自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書と③自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書は、目標時期が設定されている全国統一的な取組みであることから単独の手順書として作成されており、②では計画立案、システム選定移行、③では推進体制の構築、オンライン化に取り組む手続の検討、仕様検討・調達、サービスの導入・運用が自治体の作業手順として整理されている。

以上が国と地方公共団体が担う基盤整備の方針であるが、令和三年九月一日に発足されたデジタル庁の下、今後本格的に自治体DXが進められていく中で見直される部分が出てくることが考えられるため、より一層国の動向に注視していく必要がある。

徳島県の取組み

次に、自治体DXの取組みと併せて取り組むべき事項である地域社会のデジタル化について、これまでの本県の取組みについて振り返る。まずは、少子高齢化や南海トラフ巨大

地震など、本県が抱える様々な課題の解決に向けて、ICTを課題解決ツールとして効果的・積極的に活用するための指針として、「ICT（愛して）とくしま創造戦略」を平成二十六年三月に策定した。また、データを効果的・積極的に活用することにより、すべての県民がその効果を実感できる新未来を創造するため、「とくしま新未来データ活用推進戦略」を平成三十年三月に策定し、両戦略を推進してきたところである。両戦略が推進期間を終えることから、各戦略を有機的に連携させ、相乗効果を図ることで、急激にデジタル化する社会に速やかに対応するため、新たな基本理念の下に両戦略を統合し「Society5.0」時代の新たな戦略として「デジタルとくしま推進プラン」を令和二年十二月に策定するに至った。本プランは、デジタルで全てがつながる社会への転換を図り、「Society5.0」を通じて安全安心で豊かさを実感できる

デジタルとくしま推進プラン

基本理念

デジタルで全てがつながる社会への転換を図り、「Society5.0」を通じて安全安心で豊かさを実感できる地域を創造する

目指すべき
4つの社会と
基本目標（分野）

- ① **安全安心な暮らしをしなやかに守り抜く社会**
▶防災力の向上・着実なインフラ整備 ▶医療・福祉体制の充実
- ② **全ての人に優しく、スマートで持続可能な社会**
▶利便性の高い行政サービスの実施 ▶スマートな環境対策
▶モビリティの向上
- ③ **新たな価値が創造され、豊かさを実感できる社会**
▶人と企業が集まる地域づくり ▶魅力ある農林水産業の実現
▶観光誘客による地域経済の活性化
- ④ **人材を育み、誰もが輝く自己実現可能な社会**
▶教育・人材育成 ▶デジタルインクルージョン

推進期間 令和2年度から令和6年度まで（5年間）

地域を創造することを目指すものである。推進期間は令和二年から令和六年までの五年間で、基本理念を実現するために、①安全安心な暮らしをしなやかに守り抜く社会、②全ての人に優しく、スマートで持続可能な社会、③新たな価値

値が創造され、豊かさを実感できる社会、④人材を育み、誰もが輝く自己実現可能な社会の四つを目指すべき社会として、利用者視点に立った取組みを積極的に推進していく。

現在、本県のDXは、このデジタルとくしま推進プランに基づいて取り組まれているが、四つの目指すべき社会のいずれにおいても共通している点として、課題解決を実現する上で「Society 5.0」時代の先端技術の活用が必要不可欠であるということが挙げられる。また、先端技術を十分に活用するには膨大な容量のデータを円滑に流通させる必要があるため、①超高速、②超低遅延、③多数同時接続という三つの特徴を持つ第5世代移動通信システム（5G）が整備されている環境が求められる。二〇二〇年三月にNTTドコモ、KDDI及びソフトバンクが相次いで5Gの商用サービスを開始し、同年九月に楽天モバイルも参入したことで、大手携帯会社が出揃ってから一年以上経過している状態であるが、全国的にも5Gのカバーエリアはまだ十分とは言えず、都市部を中心に基地局が設置されていることから、地方への整備は更に遅れることが懸念されている。地域課題は時間が経つほど深刻化するものであるため、大手キャリアの基地局整備を待たずして5Gを活用することができる「ローカル5G」の導入は、地方にこそ必要なものであると言える。そこで、本県は全国に先駆けてローカル5Gの免許を取得し、県庁万代庁舎や中央

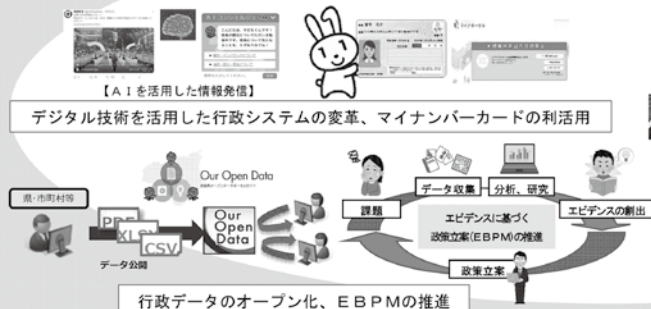
テクノスクール、農林水産総合技術支援センターなどに先行して基地局を整備していくことで、実証実験を行うことができる環境を構築して、地域課題解決への糸口を探している。ただし、無線通信で5Gの技術を利用することができない区域はあくまでも基地局付近のみであり、遠方にある基地局同士の情報連携において5Gの性能を十分に活用するためには、その間を繋いでいる有線区間も5Gの実用に足るほどの性能であることが求められる。この有線区間部分が、ネットワーク環境の九九・九%以上を占めている実質的なインフラであるため、その最高伝送速度である10Gbpsに対応した拡張整備を行うことが本来の5Gを利活用する上での最重要事項であると考えられる。

本県では、ローカル5Gのバックボーンとなる全国屈指の光ブロードバンド環

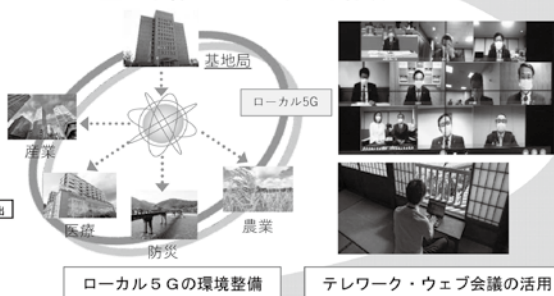
【全ての人に優しく、スマートで持続可能な社会】

＜利便性の高い行政サービスの実施＞

＜デジタル技術を活用した、行政サービスの向上＞



＜豊かな暮らしにつながる行政のデジタル化＞



＜スマートな環境対策＞

＜環境に優しい循環型社会の実現＞



＜モビリティの向上＞

＜利用しやすい交通インフラの構築＞



境を有しているが、その最高伝送速度の多くは1Gbpsであり、100Mbpsの地域も存在している。従来の情報技術を活用する上では問題ない性能であると言えるが、地域課題解決が期待されるような先端技術を導入する上では、やはり早急な拡張整備が喫緊の課題である。そこで、デジタルとくしま推進課において、「県域ローカル5G高速基幹回線サービス提供業務」のポータルを令和三年六月に実施し、県内で5Gの活用を希望する方がアクセス可能な環境を提供するべく、地域社会のデジタル化を支える基盤整備に向けて動き出している。

また、地域社会のデジタル化と併せて取り組むべき事項として、まずは「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」に向けたデジタルデバイス対策が挙げられる。デジタル活用支援員を養成し、地域の要請に応じてアドバイザーとして派遣することで、誰もがデジタル社会の恩恵を享受することができる社会を実現していく。次に、誰もが恩恵を享受するための必需品という点で、マイナンバーカードの普及促進も課題である。全国的に、二〇二二年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有している状況という目標が掲げられているため、今まで以上にPR活動に力を入れることや独自のメリットの創出などが求められる。その他、行政が率先して業務プロセスの見直しを行うことで、従来の押印や対面・書面のやりとりなど

を、テレワークの時代に適した形式へ変更していくような取組みも必要であると考えられる。

おわりに

デジタル社会実現に向けた国や地方公共団体の基盤整備、本県の地域社会のデジタル化に向けた基盤整備についてそれぞれ触れてきたが、基盤整備自体は手段であって目的ではないため、すぐに成果が得られるという性質の取組みではない。しかし、十分な成果を得るための土壌としては必要不可欠なものであるため、明確なビジョンがある場合は優先順位が高く、重要な取組みであると言えるだろう。本県においても、デジタル社会実現に向けて、まずは各種基盤整備に全力で取り組み、誰もがその恩恵を享受することができる環境を構築し、地域課題解決に向けた研鑽を積むことで、「課題解決先進県・徳島」として「Society5.0」時代も全国を牽引していく存在となることを目指している。

参考資料

- ・「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和二年七月十七日閣議決定）
- ・「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和二年十二月二十五日閣議決定）
- ・「デジタル・ガバメント実行計画」（令和二年

十二月二十五日閣議決定）

- ・「自治体DX推進計画」（総務省）
- ・「令和二年通信利用動向調査」（総務省）
- ・「自治体DX推進手順書」（総務省）

にし阿波地域における ワーケーションの取組について

西部総合県民局地域創生観光部主事（にし阿波振興担当） 東 出 暁

はじめに

今般の新型「コロナウイルス感染拡大により、人が集まる密な状況は感染リスクを高める大きな要因となる。これを回避するため、働き方にも新しい様式が模索されており、その一つとして「ワーケーション」が注目されている。ここでは、その概要及びにし阿波地域における取組事例や令和三年度に進められている調査研究について紹介する。

ワーケーションについて

観光庁が発行するパンフレット「新たな旅のスタイル ワーケーション&ブレジャー」によると、ワーケーションとは、米国で生まれた「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語である。意味はテレワーク等を活用し、リゾート地や温泉地、国立公園等、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うことである。

一般的な日本の旅のスタイルは、特定の時期に一齐に休暇を取得し、欧米諸国と比べて宿泊日数が比較的短いという傾向があり、旅行需要が特定の時期や場所に集中して、観光地や宿泊施設は混雑や密が生じやすい特徴があるとともに、国内旅行消費額の伸び悩みの原因にもなっている。そのため、ワーケーションの企業導入は、働き方の多様化だけでなく、「新たな旅のスタイル」として旅行需要の平準化や新たな旅行機会の創出に貢献する効果的な手段のひとつ

として期待されている。ワーケーションの分類には様々な議論があるが、観光庁では大きく「休暇型」と「業務型」の二つのパターンに分類している。（図1）

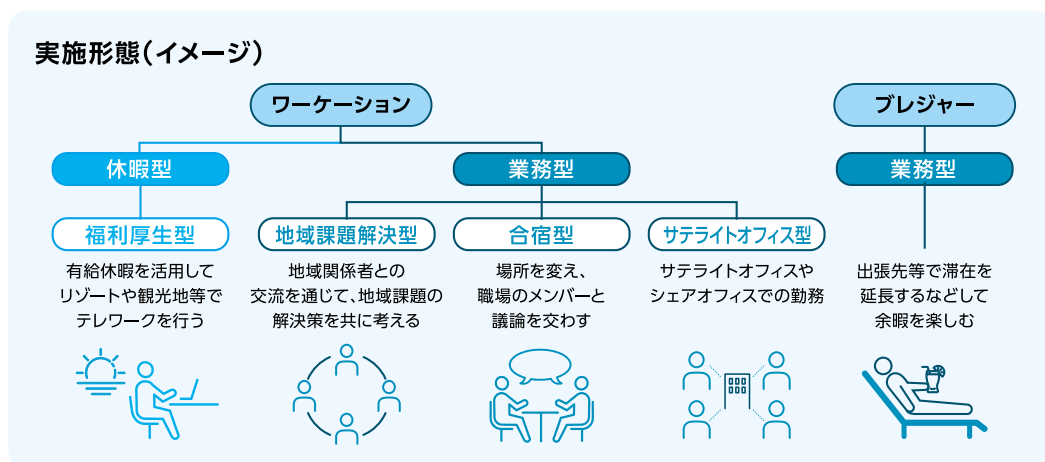


図1 ワーケーションとブレジャーの実施形態
 (出典：観光庁「新たな旅のスタイル」)

(1) 「休暇型」

休暇を主目的としてリゾート地や観光地などで余暇を楽しみながらテレワークを行うスタイルである。企業が有給休暇の取得促進など、福利厚生を目的に行っている場合が多く、「福利厚生型」とも呼ばれている。

(2) 「業務型」

仕事をメインとするスタイルで、その前後などに休暇を楽しむといった形態である。企業や受入地域のニーズに合わせて更に「地域課題解決型」、「合宿型」、「サテライトオフィス型」の三つに分類される。

① 「地域課題解決型」

地域関係者の交流を通じて地域課題の解決策を共に考えるものであり、SDGsへの取組が企業に求められている中、今後、導入企業が増えることが期待されている。

② 「合宿型」

通常の業務環境とは異なるところで様々な会議、研修等を行うもので、チームビルディングや新しいアイデアの創出などに活用されている。

③ 「サテライトオフィス型」

通常会社が設置しているサテライトオフィスや一般的なシェアオフィスを利用してテレワークをする勤務形態であり、コロナ禍で在宅ワークが増える中、仕事に集中できる環境を求めた従業員に利用されている。

(3) その他の「業務型」

ブレジャーは出張といったような業務目的の旅行の前後に余暇目的の旅行を組み合わせるも

のである。休暇先で一定の日数・時間を業務に割り当てるワーケーションとは、その特性において形態が異なるとされている。

関係人口の増加

ワーケーションに取り組むことで、企業、従業員だけでなく、受入側となる地域にも表1のとおり様々な効果が見込まれる。その中で「関係人口」の増加の効果について述べる。

表1 地域（受け手）側の主なメリット

■ 平日や長期滞在型の旅行需要の創出
■ 交流人口および関係人口の増加
■ 関連事業の活性化、雇用創出
■ 企業との関係性構築
■ 遊休施設等の有効活用

表2 関係人口の型

直接寄与型	産業の創出、地域づくりプロジェクトの企画・運営、協力、地域づくり・ボランティア活動への参加等
就労型	地域においてテレワークおよび副業の実施、地元企業等における労働、農林水産業への従事
参加・交流型	地域の人との交流やイベント、体験プログラム等に参加
趣味・消費型	地縁・血縁先以外で、地域での飲食や趣味活動等を実施（他の活動をしていない）

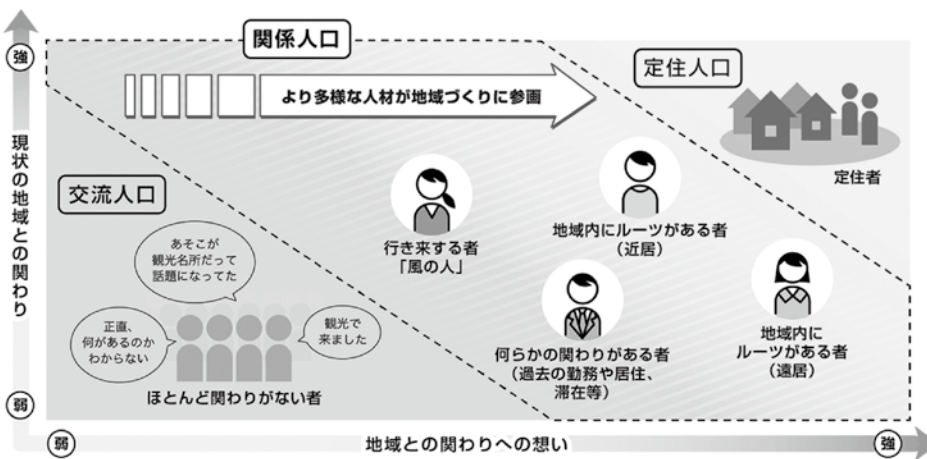


図2 関係人口とは（出典：総務省「関係人口ポータルサイト」）

関係人口は、地縁・血縁先の訪問や帰省を目的とせず、日常生活、通勤、業務上の訪問等以外に定期的・継続的に関わりがあり、地域を知っているだけではなく、より興味・関心があり、地域と強い関係をつくる人々を指す。(図2)

国土交通省の調査によると、関係人口は表2のとおり目的により、「直接寄与型」、「就労型」、「参加・交流型」、「趣味・消費型」の四つに分

類され、ワーケーションの受入は、いずれの型の関係人口の創出にも繋がると思われる。この関係人口増加は、消費者増による地域経済の活性化につながる。また、地域に関わる人が増えることによる地域コミュニティの維持という点は、人口減少が進んでいる地域では最も重要な要素と考えられる。そして、移住希望者が関係人口として、その地域との関わりを事前に持つことは、ミスマッチの少ない移住・定住に繋がるといふ効果も期待できる。

にし阿波地域での取組

(1) 西部総合県民局の取組

西部総合県民局では、平成二十八年度総務省モデル事業（お試しサテライトオフィスモデル事業）でつながりを持った一〇〇社以上の国内外企業とのネットワークを活用し、サテライトオフィス誘致事業を展開してきた。

そして、平成三十年度より、全国唯一のトリプル認定（観光園・Savor Japan・世界農業遺産）を受けた、にし阿波の地域の魅力や充実したテレワーク環境等を最大限に活かしたワーケーションを核としたプロモーションにより、国内企業に加え、海外企業をターゲットにしたサテライトオフィス誘致活動を開始した。

具体的には、海外メディアを招聘したワーケーション体験ツアーの実施、外国人向けのワーケーションPR動画、ワーケーション多言語パンフレットの作成など、県内で先駆けてワーケーションの推進に取り組んできた。

今年度は、ワーケーションに関心のある都市部の企業やフリーランス等をターゲットにした、観光やアクティビティ体験等と coworking スペース等でのテレワーク体験を組み合わせた「にし阿波」ならではの「ワーケーションプラン」を提供する体験会の実施を予定している。

(2) 市町等の動き

各市町では、独自にサテライトオフィス誘致事業が実施され、 coworking スペースやレンタルオフィスが整備されている。一例として、つるぎ町では「 coworking キングスペース NEDOKO」として、町指定文化財「旧永井家庄屋敷」の一角にある藍の葉を寝かせて発酵させていた「藍の寝床」と呼ばれる建物を再生し、 coworking スペースに提



coworking スペース NEDOKO（左：内観、右：外観）

供している。ここは駅や二層うだつの町並みが残る商店街から近い場所であり、敷地内には、旧庄屋敷や庭園があり、四季折々の風景を眺めながら仕事ができる。また、西日本第二の高峰で、リフトや歩きやすいコースが整備されており、初心者でも登りやすい剣山、カヤック、リバートレッキング等の川遊びや絶景が見られる貞光川やカヌーツアーが楽しめる吉野川など観光資源もあり、自然の中で余暇を楽しむことができる。

また、三好市では、平成二十九年度から「株式会社野村総合研究所」がワーケーションを実施している。令和二年度からは、サテライトオフィスを三好市に設置している「株式会社あしたのチーム」が同市内でワーケーション制度を開始した。さらに「一般社団法人三好みらい創造推進協議会」が旧馬場小学校を改修した「ウマバ・スクールコテージ」を開業し、ワーケーションを行う企業を募集するなど民間による取組も行われている。

にし阿波エシカルワーケーション推進プロジェクト

にし阿波地域では、構成する二市二町が古民家や遊休施設等を活用して coworking スペースを整備していることに加え、圏域内には剣山大歩危峽などの美しい自然環境やアクティビティ等が豊富にあり、ワーケーションに適した地域である。特に世界農業遺産に認定された「傾斜地農耕システム」に代表される伝統的な循環

型農業は「エシカル」としての高い価値を有している。しかし、山間部は高齢化・人口減少等による農業の担い手不足が深刻な課題となっており、世界農業遺産に認定されている農業形態を絶やすことなく、維持・拡大・継承していく必要がある。そのため、関係人口や交流人口の増加に繋がることが期待できるワーケーションによる地域の伝統農業の継承について調査研究を行う。

(1) 研究方法

にし阿波地域の行政機関（県、市町）、DMO（観光地域づくり法人）、観光協会や商工会等の関係団体で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、ワーケーションに関する先進事例や大都市部の人や企業のニーズ等を調査するとともに、エシカルをテーマにした「にし阿波」ならではの「ワーケーション滞在プラン」作成等に関する調査研究を行う。

また、「傾斜地農耕システム」による環境に負荷をかけない持続可能な農業の可能性を探るための調査研究を行う。

(2) 課題の取組方法

にし阿波にサテライトオフィスを設けている企業等、都市部の会社及び社員に対し、ワーケーションに関するアンケート調査を行うとともに、プロジェクトチームにおいて、高速通信環境が整備された宿泊施設やコワーキングスペース、観光施設、傾斜地農耕システムの体験等のアクティビティをリストアップする。そして、アンケート調査の結果も踏まえ、にし阿波

のエリア別に「ワーケーション滞在プラン」を作成し、これを活用した令和四年度以降の事業を検討する。

また、京都大学研究室監修のもと、地元高校生による農業従事者等を対象とした、「聞き書き調査（語り手の話した言葉をそのまま書き留めて記録する調査）」を実施することで、高校生から見た認定地域の魅力や課題の洗い出しを行うとともに、調査に携わった学生の郷土愛を育み、担い手や関係人口の創出を図る。

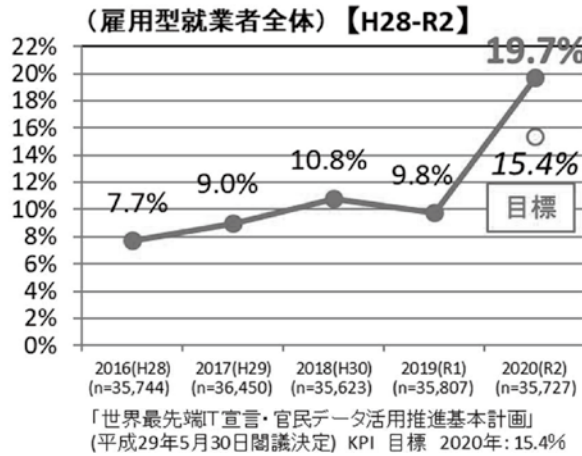


図3 制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合 (出典:国土交通省「令和2年度テレワーク人口実態調査」報道発表資料)

おわりに

令和二年度に国土交通省が行った調査(図3)では、テレワーク制度を導入している会社の雇

用型就業者のうち、実際にテレワークを行っている者の割合は前年度より倍増している。

また、国の令和二年度第三次補正予算においてサテライトオフィスやコワーキングスペース等の整備を支援する「地方創生テレワーク交付金」が設けられ、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に国全体のリスクとして顕在化した東京圏への一極集中是正及び地方分散型の活力ある地域社会の実現が図られている。

今後、地方公共団体は新しい人の流れを呼び込むため、地域の実情や強みを踏まえ、創意工夫を凝らしつつ積極的にテレワークに取り組みることが必要である。その中で「ワーケーション」は、関係人口に成りえる人がその地域に足を向けるきっかけを作る重要な施策である。

参考資料

- ・観光庁「新たな旅のスタイル」
ワーケーション&ブレジャー
- ・国土交通省
「関係人口の実態把握」
- ・国土交通省
「令和二年度テレワーク人口実態調査」
- ・総務省「関係人口ポータルサイト」
- ・内閣府地方創生推進室
「地方創生テレワーク交付金について」

こちら編集部

寂聴さんが逝去されました。

青春時代、妻とともに講堂で「若き日に薔薇を摘め」に聞き入り、長女も教室で対話させて頂くなど、親子二代にわたり、母校でご縁を頂きました。

黒柳徹子さんが「みんなの味方が、亡くなった」とコメントされてましたが、一億総週刊誌化、手当たり次第パッシングの世相。

行き場を失った芸能人や著名人にも手を差し伸べた慈悲の心を、少しでも実践したいと思います。

H

宝くじ公式サイトでインターネット販売が始まって3年が経ちました。ネット購入では成績が良く、今年のサマー、ハロウィン共に3千円や1万円など少額当せんしています(^_^)vこの勢いでいつか一等が当たるかも知れません？！

2021年を振り返ると、新型コロナウイルス関連の話題が連日報道される中でも、東京オリンピック・パラリンピックの開催、岸田内閣の発足、衆議院の解散・総選挙、将棋の藤井聡太竜王の最年少四冠達成、大谷翔平選手の大リーグでのMVP受賞などいろんな話題で賑わいました。新たなオミクロン株の出現でまだまだ油断は出来ない状況ですが、2022年も明るい話題の多い一年となりますように。

N

先日、マツシゲートマルシェに初めて行きました。お天気も良く、広々とした芝生に様々な店が並ぶ中、お店の方とのやりとりも楽しく大根と蓮根を買いました。とても新鮮でおいしかったです。マツシゲートに行った頃はコロナが比較的落ち着いてきたこともあって、近くの万代町や新町川等々、他でも様々なイベントやマルシェが開催されていました。コロナ禍でどうしても自粛モードになってしましますが、色々なジャンルの方との交流やものにふれ合うことで気分も少し上がります。

新たなオミクロン株の影響で今後どうなるのかとても心配ですが、来年は少しでも賑やかな日常に戻っていると良いなと思います。

O

「阿波の自治」休刊のお知らせ

平素は「阿波の自治」をご愛読いただきまして誠にありがとうございます。

さて、「阿波の自治」は昭和58年の創刊以来、徳島県内の自治体の皆様をはじめ、多くの方にご愛読いただいてまいりました。

しかしながら、昨今、通信技術の発達により、パソコンやスマートフォン等で簡単に情報収集が可能になる中、改めて、情報発信の方法や冊子が果たす役割について検討を重ねた結果、「阿波の自治」は当分の間、休刊することといたしました。

これまでのご愛読に心から感謝申し上げますとともに、諸事情をご賢察のうえ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

みなさ～ん
宝くじは徳島県内で
買ってね。



阿波踊りクーちゃん

宝くじのイメージキャラクター「クーちゃん」です。

なぜ県内で買って欲しいのかって？それは、徳島県内で売られた宝くじの収益金は、徳島県の収入になるからだよ。そうしたお金が道路や橋、学校、公園の整備など県内の公共事業に使われているからさ。みんなの豊かな生活のためにたいへん役立っているのです。

阿波の自治 vol.99

令和3年12月発行

編集・発行 (公財) 徳島県市町村振興協会
〒770-0847 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館内 4階
TEL (088) 652-1721 FAX (088) 655-0128

編集担当 E-mail: shinkoukyokai@comet.ocn.ne.jp

印刷 グランド印刷株式会社

宝くじ公式サイトでも 宝くじを購入できます!!

宝くじ公式サイト会員登録になると、お得で便利に宝くじの購入ができます!



特典1 たまる!つかえる!宝くじポイント

宝くじを購入すると、
100円につき1ポイントの
宝くじポイントが獲得できます。



宝くじポイントは、**1ポイント1円**として、
宝くじ公式サイトや宝くじ売り場で
つかえます!



特典2 購入～受取までネットで完結!

原則**1年中、24時間いつでも**宝くじの購入ができます。
ジャンボ宝くじ等の普通くじの購入もできます!

宝くじの購入にはクレジットカード決済またはキャリア決済がご利用いただけます。



抽せん結果も宝くじ公式サイトで簡単に確認できます。

当せん金は、登録した受取口座に**自動でお振り込み**するので、とっても便利!



特典3 宝くじ会員限定のキャンペーンに参加できる!

他にも!

お得な特典や便利な
サービスいろいろ!

まずは宝くじ会員に**今すぐ登録!!**



宝くじの収益金は、私たちの街の公共事業等に役立てられます。

本件に関する
お問い合わせ先

宝くじコールセンター

TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)

受付時間 10:30～18:30 (土・日・祝日、年末年始を除く)